

米穀買上案による銀價暴騰と滿洲國獨立によつて廣汎な市場を喪失し、反面生産増加による低廉な外國品は續々流入し、爲に紡績その他各工業は閉鎖休業し工人の大部分は失業、最近日本紡績業者の投資買収によつて漸やく蘇生せんとしてをり、その他北支各産礦も外國炭の低廉に壓され出炭を制限し辛ふじて餘命を擧いでゐる。

從來共産黨及び共産黨化せる省市黨部の指揮下にあつた紡績、鐵道、郵務等の労働團體も國争の對照たる資本家の凋落に往年の如き勞資争議は全く影を落めたが、全支共産化をモットリとするソ聯の魔手は常に中國共産黨に伸び、從來の階級闘争をファースト打倒の對外闘争に轉換し、これ等労働者及び北支各中等學校學生を驅使して、主として日本排斥を目的とする抗日運動に餘力を傾注するに至つたため、日本の對北支經濟開發政策の進展すると共に、共産黨及びその使職による學生の抗日運動は一九三五年の北支事件以來數回に亙つて繰返へされた。而して一九三六年二月に入つて陝西省に集合した朱德、毛澤東、徐海東等の中國共産黨は山西經濟復興十年計劃を樹立して銳意防共に腐心してゐた閻錫山氏の牙城たる山西省に進入、反蔣敵以來疲弊のドソ底に陥つてゐた山西省農村の大牛を赤色

化し山西及び中央軍の攻撃を避くるため再び陝西省方面に後退したが、これらの共産軍と中國共産黨は緊密なる連絡を取り、間斷なく北支赤色化の暗躍を續けてゐるの、封建的官僚軍閥の惡政と交錯して、都市農村共に二重に壓迫され常に不安に包まれてゐる。

北支各省市失業若推定數

Table with columns for province/city (省市別) and estimated unemployed numbers (失業若推定數). Rows include Heilongjiang, Shandong, Henan, etc.

北支水災統計表

Table with columns for province/city (省市別) and statistics for water disasters (水災統計). Rows include Heilongjiang, Shandong, Henan, etc.

各省市月額工資統計表

Table with columns for province/city (省市別) and monthly wage statistics (月額工資統計).

天津工場労働者數

Table showing laborer counts in Tianjin (天津工場労働者數) by industry (業別) and gender (性別).

唐山労働者數

Table showing laborer counts in Tangshan (唐山労働者數) by factory name (工場名) and gender (性別).

青島労働者數

Table showing laborer counts in Qingdao (青島労働者數) by industry (業別) and gender (性別).

北支通信労働者數

Table showing telecommunication laborer counts in North China (北支通信労働者數) by province/city (省市別).

北支各産鑛山労働者數

Table showing laborer counts in North China mines (北支各産鑛山労働者數) by province/city (省市別) and mine name (産鑛名).

列國の利權

北支に於ける列國の投資は前清末季の鐵道建設熱の勃興に始まり、民國時代に入つて各國の利權争奪は一層尖鋭化した結果、鐵道を始め鑛山、電燈、電信、電話と各種の事業に投資されてゐる。殊に鐵道は産業開發の原動力であり經濟勢力扶植上最も必

北支概観——列國の利權

Table showing railway construction statistics in North China (北支鐵道建設統計).

北支概観——列國の利権

要な事業である關係上列國は争ふてこれに投資した。而してこれら投資の大部分は歐州大戦前の投資で、大戦後は歐州各國の財政難から投資力が鈍り、大戦前投資餘力を有たなかつた米國が戰時利得金を多額に獲得成金になつた結果、貿易に投資に著しく進出した。

然るに各國の利権投資に甘汁を吸ふた支那官僚は交互に政權を握り、旺んに政治經濟借款を締結事業には着手せず自己勢力を張るため政費軍費に活用し、既定借款の元利償還をも怠るに至つたため、各國の利権投資は民國十年以降漸次下火となつた。かくて民國十四年國務院特別會議開議されるや列國は遞渡使事を承認する代償として外債整理償還を迫つたが、政府は不安定によつて關稅會議も成功のため遂に整理を見ずして一九二七年國民政府成立と共に同政府に繼承された。以來内戰と共產軍猖獗等のため軍費浩繁を極め、依然として財政難に迫られ外債の償還は停滯殆ちで未拂元利金は年々増加の一途を辿つてゐる。

北支列國投資統計表

Table with columns for country (e.g., 英國, 法國, 日本), investment type (e.g., 津浦第一次借款), and amount. Includes a sub-section for '北支列國投資統計表' with a note '(昭和十一年二月發行北支事情報より抜萃)'.

Table with columns for country (e.g., 英國, 法國, 日本), investment type (e.g., 津浦第二次借款), and amount. Includes a sub-section for '北支列國投資統計表' with a note '(昭和十一年二月發行北支事情報より抜萃)'.

我國對北支借款一覽

Table listing various loans to North China, including '平漢鐵路借款', '津浦鐵路借款', and '山東鐵路借款'. Columns include loan name, amount, and status.

北支に於ける日本の事業投資

Table listing Japanese investments in North China, including '津浦鐵路貨車投資', '平漢鐵路貨車投資', and '山東鐵路貨車投資'. Columns include investment name, amount, and status.

北支概観——列國の利権

北支概観—列國の利権

要な事業である關係上列國は争ふてこれに投資した。而してこれら投資の大部分は歐州大戦前の投資で、大戦後は歐州各國の財政難から投資力が鈍り、大戦前投資余力を有たなかつた米國が戰時利得金を多額に獲得成金になつた結果、貿易に投資に著しく進出した。

然るに各國の利権投資に甘汁を吸ふた支那官僚は交互に政權を握り、旺んに政治經濟借款を締結事業には着手せず自己勢力を張るため政費軍費に活用し、既定借款の元利償還をも怠るに至つたため、各國の利権投資は民國十年以降漸次下火となつた。かくて民國十四年關稅特別會議開會されるや列國は遞渡稅率を承認する代償として外債整理償還を迫つたが、政局不安定によつて關稅會議も成功のため遂に整理を見ずして一九二七年國民政府成立と共に同政府に繼承された。以來内戦と共産軍猖獗等のため軍費浩繁を極め、依然として財政難に迫られ外債の償還は停滯妨ちて未拂元利金は年々増加の一途を辿つてゐる。

債業者の北支紡績投資の進出或は興中公司の天津電氣事業投資等に活躍してゐるに反し、英國は漸次北支より後退して南支の經濟勢力確立に主力を注ぐ事になつたもの如く、北支線を始め開闢案構等の大利権も適當な繼承者を得れば漸次譲渡する意向であることが傳へられ、吾國の北支經濟開發の厚であつた北支は漸次日滿支經濟プロックの一角として日滿色彩を増大しつつある。

北支列國投資統計表

Table with columns for country (e.g., 英國, 法國, 日本), investment type (e.g., 津浦第一次借款), and amount. Includes a sub-table for '北支列國投資統計表'.

Table with columns for country (e.g., 英國, 法國, 日本), investment type (e.g., 道清鐵路借款), and amount. Includes a sub-table for '北支列國投資統計表'.

我國對北支借款一覽

Table listing various loans to North China, including '白耳平漢鐵路借款', '天津電氣借款', and '山東二道鐵路借款'. Columns include loan name, amount, and status.

北支概観—列國の利権

Table listing various loans to North China, including '交通及鐵道部關係借款', '津浦鐵路車費代金', and '北平電話材料借款'. Columns include loan name, amount, and status.

北支に於ける日本の事業投資

Table listing Japanese investments in North China, including '天津電氣株式會社', '北平電話株式會社', and '北平電話材料株式會社'. Columns include company name, investment type, and amount.

北支概観——主要都市

來邦人の居留者漸次増加昭和十一年七月末在留邦人数左の如し。

Table with 2 columns: 人戸 (Population), 計 (Total), 男 (Male), 女 (Female). Rows for 秦皇島 (Qinhuangdao) and 古北口 (Gubeikou).

秦皇島

秦の始皇帝が當地に行幸してより秦皇島と呼ばれるに至つた。地形は一半島で三面海に臨む渤海沿岸の不凍港である。冬季天津港凍結の際は汽船は當地に廻航輸入を行ふことゆからず、北支停戦協定締結後邦人の在留する者漸次増加し昭和十一年七月末には六七六人の多數に達した。秦皇島在留邦人数(昭和十一年七月末現在)左の如し。

古北口

古北口は河北省北部にある滿洲國熱河省と境を接する滿支國境の一要衝前清以來熱河及び滿洲との交通の關門であり、萬里

の長城も茲では特に宏大堅固に築かれ、前年の熱河戦でも激戦の後陥落した要害の地である。北支停戦後北平承德間の交通頻繁となり、邦人の居留するもの漸増した。古北口在留邦人数左の如し。(昭和十一年七月末現在)

青島

位置 山東半島の西南部に位し、膠州湾の南端に臨み、南東山嶺角に相對して膠州と、南東側から黄海の荒波を受け西北に控ゆる幅、長き共に直徑約六哩の膠州と相俟つて三面に海を環らし、膠濟百餘支里中に在る山東沿岸第一の良港である。大連から南へ二百七十哩、上海から北へ四百哩。

交通 陸上交通は膠濟鐵道と自動車によつてゐるので極めて簡単である。主なる交通は海上交通で日本内地を始め大連、上海、天津、朝鮮等に汽船が往復してゐる。主なる航路は大連、青島、大連、上海、大連、青島、仁川、上海、仁川、北支那線、高麗、天津線、北海道、青島、大連線等があり、日本郵船、大阪商船、原田汽船、大連汽船、阿波共同汽船、日清汽船、朝鮮郵船會社等の汽船が就航してゐる。

航空路 中國航空公司の上海北平線が左記の如く就航してゐる。
▲郵便客機(東運)座席二人。
▲北上線(每週四、六、土)上海發午前六時三十分、青島着十一時五分、青島發午前十一時二十分、天津着午後二時三十分、北平着同三時三十分
▲南下線(每週水、金、日)北平發午前六時三十分、青島着十時四十分、青島發十時五十分、上海着午後三時三十分。
▲貨機 海州青島間四〇元(上海青島間一〇〇元、青島天津間一〇〇元、青島北平間一〇〇元)。

沿線各地 膠濟鐵道沿線の坊子、高密、濰縣、青州、張店、博山、淄川、周村、章邱等は山東省特産品落花生、葉煙草、石

北支概観——主要都市

炭の生産地であるので、これが買附をなす商人、炭礦經營者及び從業員多數が居留してゐる。

膠濟鐵道沿線在留邦人数

Table showing population data for various stations along the Jiaozhou Railway. Columns include Station Name (e.g., 青島, 濰縣, 周村, 博山), and Population (人戸).

位置 濟南は山東省の中央に位し、東南方青島に鐵道二百四十哩、東北方天津へ二百二十哩、西南浦口へ四百一十一哩の地點に在る。而して近く北に黄河、小清河の兩水運があり、南に泰山の餘脈が聳え所謂七十二泉が到處に湧出して城の内外を潤は

氣候 毎年四五五月頃から十月中旬頃までは海洋的氣候で降雨も一年分の九割近くまでは此季節に降る。六七月頃には海霧が頻りに發生し汽船航行不能に陥る場合がある。夏季の最高溫度は攝氏三十三度。十一月から翌年三月までは北風が優勢、空氣は乾燥、雨雲も少く連日清涼な天氣が続くが、十二月、一月の酷寒には颯々猛烈な北風が起る。

港灣の設備 埠頭施設は開港が五千馬力馬克を發して建設したげに完備した港である。港は大汽船を繋船する大港、戎克船の繋船する小港に分たれ、大港は街の東に小港は西側にある。大港は東から北へ更に四、二〇〇米突の防波堤が約半里平方、其突端に向つて東の陸岸から西へ第一埠頭が突出し、相對して二七七米突の港口を扼してゐる。

埠頭は第一、第二、第三埠頭に分たれ第一埠頭は幅一五五米突、堅船七〇米突其上に四棟の大倉庫があり、之に並んで一七〇米突離れた北方の港内に第二埠頭が築かれ幅一〇二米突、堅船一、二〇米突上に三棟の大倉庫があり、更に其北に小さな第三埠頭がある。

芝罘 山東半島の北面に位置し直隸海峡を隔て、東北は大連、旅順と相對し渤海の咽喉を扼する要港である。

芝罘 芝罘は昔の狼烟臺一烽火を掲げ以て倭寇の防備に任

市街 濟南は所謂省城で内外二重の城壁がある。内城は高さ四丈、厚さ二丈四尺、周圍三里二十町に互り東門を齊川といひ昭和三年日本軍の濟南城攻撃の際最も激戦のあつた西門を濰源、南門を歷山、北門を彌波といふ。最も繁華な場所は西門大街で大商舖、銀行櫛比し、東門大街、芙蓉街等これに次いで賑かである。

商埠地 濟南城の西に接し廣さ二方里餘、人口五萬、津浦、膠濟兩鐵道の停車場は商埠地の北方に在る。

輸出品 落花生、花生油、小麦、棉花、大豆、豆油、牛皮、牛骨、羊毛、麻、大蠶子油、麥粉、黃豆、果

四七二

主要各工場 内外棉紡績、大日本紡績、長崎紡績、富士瓦斯紡績、上海紡績、日清紡績、青島棉織場、電燈公司、大日本麥酒工場、青島糸廠、大連製氷工場、山東火柴工場、東和公司落花生製油工場、蘇村落花生製油工場、未風煙草工場、山東煙草工場、孤山膠廠、山東鹽業工場、精良麵粉公司、鈴木製鹽所、日本足袋青島工場等。

芝罘 芝罘は昔の狼烟臺一烽火を掲げ以て倭寇の防備に任

芝罘 芝罘は昔の狼烟臺一烽火を掲げ以て倭寇の防備に任

四七三

不正四邊形の高原地域で、全地域の平均標高は海拔一三三三メートルであるが、地形上、東方及び南方は廣漠として起伏する沙漠、草原地帯であり、西方及北方は、概して、山岳、河川、湖沼に富む複雑地帯である。外蒙の地域は、一九一五年の露支蒙三國協定リキヤフタ(恰克圖)條約によつて、國協定リキヤフタ(恰克圖)條約によつて、自治外蒙の地域は、東はホロンバイル(海倫貝爾)南は内蒙古、西南は新疆、西はアルタイ(阿爾泰)地方を以つて境とす、ハルハ(海拉尔)等の諸盟及ビコブト(科布多)地方の境界を以つて支那國境とす

氣候・動植物

外蒙の氣候は大陸的高原的で、寒暑の差異が甚だしい。

ウラン・バートル・ホタに於ける氣温

Table with columns for average temperature, highest temperature, lowest temperature, and annual average. Rows for July and January.

外蒙の現状——氣候・動植物、外蒙革命運動小史

動物界は概して種類豊富でなく、飼養獸類としては、駱駝、馬、牛、羊、山羊、豚、犬、猫があり、野獸及び猛獸としては、褐熊、赤狼、フアン(野生驢馬)、猪、鹿、狸、狼、穴熊、山猫、黒貂、ゴルノスタイ、栗鼠、タルバカン、羚羊がある。鳥類は甚だ豊富であつて、鶯、鳶、白鳥、鷓鴣、鴨、鵝、野鴨、雉、烏、鶴、木菴、梟、啄木鳥等、今日迄に發見せられてゐるだけでも三百種に近い。

外蒙革命運動小史

清朝以來、この邊疆に派遣されてゐた支那の行政官廳と軍隊は外蒙住民に對して壓迫と搾取のみを行ひ、その統治は何ら住民に幸福を與へなかつたので、蒙古人の不平は無自覺裡に培養されてゐたが、偶々東方進取政策に燃申してゐた帝政ロシアは、一九一一年の辛亥革命で清朝の威令地に墜ちたのを好機に、蒙古人の一部を唆して同年十一月蒙古をして支那から離脱せしめるべく活佛ジョブツタンタンバ(哲布尊丹巴)を皇帝に推戴して國號を大蒙古とする「獨立の宣言」をなさしめた。當時支那は、内政整理に忙殺されて到底邊疆の事態を収める

行政區劃別面積・人口・密度

Table showing administrative divisions, area, population, and density for various regions like East, Middle, West, etc.

千人計六十六萬七千人と報告されてゐる。その後、外蒙がソウエト化されるに及び、新政治の壓迫に耐へかねて、内蒙、甘肅、新疆、滿洲國等へ越境脱國者激増し、内蒙、滿洲國方面のみにても一九三三年より一九三四年六月に至る期間に一萬九千八百人を算してゐるから、これに甘肅、新疆方面への避難者を加算推定し、加ふるに、ソウエト化以來出稼支那人の追放も顯著な事實であるから、略くとも一九一八年以來本年に至る迄に、全人口の約一〇%は脱離國したものと見られる一方、自然増加及びソ聯人の増加を考慮して、現在總人口は、七十萬人と概算されてゐるのが普通であるが、一九三〇年にソ聯側は再調査を行ひ、一九三一年制定の新行政區劃別に、人口、密度を發表してゐるが、これによると總人口は七十六萬人となつてゐる。

た反支那蜂起は徹底的に抑壓されてしまつた。

この爆発に遭遇した蒙古民族革命運動に光明を與へたものは、一九二〇年ザバイカル地方に於てボリシエキキの赤衛軍と戦つて利あらず蒙古へ後退して来た白衛軍のウシゲルン・シユテルベルグ男爵の率ひる軍隊及びセミヨノフ軍の一部であつた。これらの反ボリシエキキ軍は外蒙に於て共産革命反撃打倒の實力を整備し、外蒙を根據地として再び反ソ戦を開始せんとしたものであつたが、外蒙の革命運動者達は、この自衛軍を利用することによつて、外蒙に於ける支那勢力を驅逐し、蒙古民族の獨立への路を發見せんとしたのである。この企圖はほぼ達成され、進入白衛軍は外蒙にある支那勢力の撃滅に成功した。

然しながら、外蒙に於て白衛軍が強大となることは、成立間もないソウエート・ロシアにとつて重大なる脅威であり未だ脆弱なりしボリシエキキ政權にとつては看過し得ぬ存在となることであつて、一つには帝政以來狙ひつけて来た外蒙の確保をこの機會に於て實現せんとする野心にも驅られ一九二一年白衛軍討伐に名を藉り、外蒙よりの要請に基づくと稱して、ソ聯は、赤衛軍を外蒙に入れ、同年七月遂に白衛軍を掃討

して庫倫を占領し、その後放て撤兵せず、蒙古人民革命委員會を強要して左翼政權を樹立せしめ、表面上活佛を戴く蒙古人民革命政府が成立したのである。

ソウエート化

外蒙のソウエート化は先づ蒙古人の蒙古を建設するといふ名目に於て、支那勢力の徹底的驅逐に始まり、同時に共産主義の急激なる移殖が進行された。

支那勢力の驅逐は成功を見たが、ソ聯邦の本國に於てさへ共産主義政治の實施は非常なる困難と障礙に逢着してモスクワは幾度か政策の轉換を行つた位であるから、更に原始的住民の住む外蒙に於けるソウエート化は決して容易ではなかつた。唯一網羅的存在であつた喇嘛勢力に對して加へられた反宗教運動の嵐や、封建的特權を喪失した喇嘛僧の不平不満以外にも、無智な遊牧民がこの異變によつて脅怖と不安に襲はれた事實は、蔽ふことができない。當時、家畜を引連れて外蒙から内蒙への移住者が續出し、又、食糧難と家畜難に苦しんでゐたソ聯が外蒙の家畜を多數奪取した事など、外蒙に行はれてゐた恐怖政治の一端を物語る一挿話にすぎない。

來より傳承された蒙古人の生活様式を一變せしめつゝある。例へば外蒙の住民は最早往昔の様に家畜を引連れ放牧を道つて遊牧することができない。何故なら、今では既に、家畜は總て國家の所有物であるからである。彼等はホルホーズの中に定住し自分の爲ではなく、共產自治體の爲及びソウエート政府の爲に働いてゐる(一九三五・九二)のである。遊牧民の生活様式を變へるといふ大事業はソウエート政治家の大計劃であつて、今後ソ聯邦には遊牧民を存在せしめないといふのがその方針であり、現に「ゾラウター」一九三三、はそれに關して次の様の述べてゐる。

共產黨及びソウエート政府はレーニン・スターリンの民族政策に従つて、遊牧民及び半遊牧民を定住せしめる事に多大の注意を拂つてゐる。この目的に對してだけでも政府は約一億ルーブルの豫算を計上し、數千戸の家屋と校舎、數十の病院を建設した。勞務に使用する畜畜、役畜の買上げを行ひ、播種面積は擴大しつゝある。今やソウエート聯邦には三百萬たらずの遊牧民が種つてゐる。十月革命前の遊牧民數千萬人強に對して如何に減少したかが判るであらう。嘗て住民が遊牧してゐた蒙古では今日すでにその三分の二が定住に移つてゐる。

ソウエート政權が實行しつゝあるこの蒙古遊牧民の定住政策は、勿論ソウエート流統制經濟機構が要求するものであるが、そ

外蒙の現状——政治

れと同時に、遊牧民が隨所に移動することゝ、外蒙に於てはソウエート統治の徹底化を著しく阻害し、或は監視の固かぬ所で反ソ運動を起す虞れを生ずるので、それらの事象の對策として實施され、ひいては、外蒙赤軍の強化に關して、住民の大部分をして羊を追はしめるよりは徴收して武器をとらしめる必要からであると見られないでもない。

勿論、一九二九年の純ソウエート化以來今日に至る迄にも、外蒙では、宗教的、經濟的、民族的、反政府運動が起らないではなかつた。然しそれらの運動は常にソ聯赤軍の鐵蹄下に粉砕され潰滅に歸してゐる。外蒙の蒙古人が、早くより滿洲國の治下にある同族蒙古人の平和と幸福を渴望してゐる最近の事情を察してみても、外蒙の民族意識は、曾つて支那支配から離脱せんとし、荊の路を辿つた時と同様に、今は、ソ聯支配の極度下に、いつか來るべき蒙古民族獨立への希求を養ひつゝ遠いジンギスカンの昔に思をはせてゐる事であらう。

政治

憲法

外蒙の現行政治組織は、蒙古人自身が作

一九二四年四月、多年蒙古人の尊崇の中心人物であつた活佛ジョブツタンパ・ホトクトクが死ぬや、革命委員會の後身たる蒙古國民黨は、同年七月遂に共和政體の實施を宣言し外蒙人民共和國の成立をみたのである。

ソ聯共主義を放棄した後の南京政府はこの情勢にあつた外蒙を、再び完全なる支那支配の下に奪還せんと意圖したが、ソ聯は、再び支那をして外蒙に對する運動を諦めさせ外蒙をしてソ聯の外廓として強化する爲に、一九二九年これが純ソウエート化を敢行した。又、住民の新政治に對する不服従を抑壓するには、從來の如き徹底的民主主義の假面を以つてしては何ら効果のない事を悟り、徹底的ソウエート化のみが残された唯一の方法であると決定した。このソ聯の新方針は、蒙古國民黨によつて代行された。蒙古國民黨は、ソウエート赤軍騎兵部隊に驅られて、蒙古政府中の民主主義的分子を除き、統治權をその軍中に收めた。そして、「蒙古人民共和國」は實質的に「蒙古ソウエート人民共和國」となり、家畜共有集團放牧場、統制經濟、宗教撲滅、外蒙赤軍の編成とボリシエキキの本道を善進し出した。

この外蒙のソウエート化は、必然的に古

りあげたものではなくソウエート・ロシアの手で作製されたものであるから、ソウエート・ロシアに於ける政治組織と殆んど同一である。

- 一九二四年十一月、蒙古人民共和國の樹立と共に召集された國民會議は、共和國成立の宣言をなし、首都庫倫をウラン・バートル・ホタと改稱すると同時に、新憲法を採擇決定しこれを發布した。本憲法は、ソウエート憲法を移したものであつて、その主たる要項を示すと次の通りである。
- (一) 蒙古は獨立人民共和國とし、主權は勞働國民に屬し、國民議會及び政議會議の選出する政府を以つて統治す。
- (二) 蒙古人民共和國の國是は、封建制度廢除勢力の掃蕩と、民主制度に基づく新共和國の樹立にある。
- (三) この原則により、政府は次の方針の下に政治を行ふ。
- (一) 土地、森林、河川、湖沼及びその他の地境は、總て勞働國民の共有とし、私有權は一切廢止す。
- (二) 一九二一年革命以前に締結されたる國際條約及び各種借款は、總て無効とす。
- (三) 政府は統制經濟政策を採り、外國貿易は總て國營とす。
- (四) 勞働國民を保護し内外反動勢力の發生を防止するために、蒙古人民革命軍を編成し、勞働者に對して軍事教育を施す。
- (五) 勞働者の言論、集會、組合の自由を保障す。

外蒙の現状—政治

動し、その習慣、教育の普及を期す。
(6) 君主侯爵の爵位及びその特権は、廢止す。

統治組織

外蒙人民共和國憲法の規定する統治組織及び、その實際を詳述すると次の通りである。

(一) ホルタン(國民會議) 憲法に従ふと、蒙古人民共和國の至上權はユフ・ホルタン(大國民會議)に屬し、その休會中は、バガ・ホルタン(小國民會議)に屬する。

(a) ユフ・ホルタン 本會議はソ聯邦に於けるソウニト大會に相當するものであつて、議員は、アイマツタ(汗部)、都市、農村及び軍隊より人口に比例して選出される代表者百名内外を以て構成され、任期は一ケ年。本會議の通常會議は毎年一回バガ・ホルタンによつて召集され、その開期は約一箇月とされ、特定の必要に應じて臨時會議が召集されることもある。然し、現在まで本會議は毎年開かれたことはなく、最近のものは一九三四年十二月二十八日に終つた第七回であつて、それ迄の五年間は不開會であつた。本會議は次の各項に對する決議權を持つてゐる。

- (1) 外交條約の締結
(2) 國境變更、官廳及び議和
(3) 内外公債
(4) 貿易管理
(5) 軍、陸、海、郵便、電信
(6) 運輸、銀行制度
(7) 通貨、銀行制度
(8) 土地使用の原則制定
(9) 裁判
この外に本會議は、その休會中の執行機關として、バガ・ホルタンを構成する委員を選出する責任がある。

- 一九二九・一 同 チロイバルサン
一九三〇・四 同 ラガン
一九三二・七 同 アモル(現在)
(1) 常務幹部會 バガ・ホルタンの會議に依つて選出される五名の委員よりなる本會は次の各項を管理することになつてゐる。
(2) バガ・ホルタンの會議材料の準備
(3) バガ・ホルタンに提出する法律案の作製
(4) バガ・ホルタンの決議案の監督
(5) 政府の指導
(6) 大政特許の決定
(7) 大臣の任命
(8) 各省間の同僚會議及び各省に對する訴訟の解決

(二) 選挙權及び被選挙權 年齢十八歳以上に達し、労働により自活し、生産的職業に従事するものは、男女の差別なく平等に選挙權及び被選挙權が與へられてゐる。又、國民共産軍に服務する兵士もこの權利を享有してゐる。但し、擄取手段によつて生計をたててゐる者、商人、高利貸、舊王侯、ホトクト、寺廟に定住し僧侶にある者、精神的不具者及び受刑人は、選挙權及び被選挙權を與へられてゐない。

(三) 國民革命黨 これはソ聯に於けるソ聯共産黨に該當するものであつて、政治的機關に對する關係もソ聯に於けると全く同様である。

一であつて、モスクワにあるコミンテルンの指令に依つて國政を左右してゐるものであるが、たゞ名目上だけ共産の名を避けてゐるのは、内外に對する悪印象を考慮したものであるといはれてゐる。國民革命黨は、一九二〇年ロシア白衛軍首領ウシゲルン男爵の率ひる軍隊がソウエト赤衛軍に追はれて外蒙へ遁入して來た當時、ソ聯側に指導運動された在庫倫ソ聯領事館タイビスト蒙古人ボドを中心として、第二回黨大會當時は黨員一六〇名、主として労働を主とする貧民であつたと傳へられてゐる。現在黨員は約一五、三〇〇人であつて、その出身別をみると、日傭業者及び労働者二二・二%、勤務者七・二%で、他は貧農及び中農である。黨は、黨員を以つて、國民會議諸機關の權限地位、政府及びその他の機關の中樞の總てを占め、國民革命黨の獨裁政治を行つてゐるが、黨の幹部は總てモスクワに留學してボリシエキキの教育を受けたものであつて、その大部分は土着のハルハ蒙古人ではなくて、ブリヤート人である。従つて、現在の外蒙は、民族的にいへば、蒙古人の獨立國家ではなくて、少數のブリヤート人によつて支配されてゐるといつても過言ではない。國民革命黨はその外蒙組織と

して、青年同盟及び職業組合を持つてゐる。これらの組織もソ聯に於けるそれと全く同一であつて、現在前者は會員七九〇〇人、後者は一七、〇〇〇人と稱せられてゐる。

(四) 中央政府 中央政府は、首相、副首相、財務、外務、軍政、農牧、商工、教育、保健、司法の各省大臣、内防局長を以つて組織され、中央政府直屬機關として、計劃局、配給局、國家統計局及び行政組織に開かれたるバガ・ホルタンに任命されたものであつて次の通りである。

Table with 2 columns: Position and Name. Includes roles like 首相 (Choyibalsan), 副首相 (Demidov), 第一副首相 (Toshin), etc.

外蒙の現状—政治

この改設と同時に、従来軍事上の単位であったソモンを行政上區劃に改めアイマツクの下級単位とし、全國を分つて三一九ソモンとした。更にソモンの下級単位としてバクを存置してゐる。

アイマツク、ソモン、バクは、各々中央のユフ・ホルグン及びバガ・ホルグンと同形態のホルグンをも有し、その構成員と同様選舉制度によつてゐる。

(二) トウヴァン國民共和國 外蒙の西北隅にあたる一角、面積一七萬方軒、主としてウリヤンハイ(烏梁海)族の住む地方は、普通外蒙の一部と見なされてゐるが、政治的には、この地域に住む五八〇〇〇人のウリヤンハイ族は、一九二〇年來ソ聯の勢力下に入り、ソ聯側の援助で結成されたトウヴァン國民黨は、一九二一年八月一三日ウリヤンハイ諸アイマツクの第一回代表者大會を開いて、この地域の支那支配を斷絶し、獨立の宣言、臨時憲法の採擇を決定し、同時にソ聯との親善關係を樹立した。ソ聯は當時の蒙との親善關係を維持してウリヤンハイの自治を認容せしめ、帝政ロシアがウリヤンハイに強制した保衛權を廢止してそのソウエト化を進め、一九二四年十月、ウリヤンハイ人民の「希望に基き」自治政府はトウヴァン國民共和國として、ロシア社會主義ソウエト

ト共和國聯邦の構成一員として合併されてしまつた。トウヴァンといふのはウリヤンハイ族が自稱する名稱である。このウリヤンハイ族の運命は、とりも直さず外蒙の今後運命を最も的確に明示するものである。

軍備

外蒙赤軍の沿革

一九二二年二月ソ聯赤軍が、外蒙に滲入して来たウリヤンハイ族の率ひる白衛軍討伐に名を賭して庫倫攻略を策した時、その準備たる蒙古人民革命委員會をして義勇軍を編成せしめて、これを先驅とした。そして同年七月庫倫を占領して蒙古人民革命政府を樹立せしめるや、ソ聯は、新政府に武器その他の必需品を與へて、蒙古軍隊の正式編成に着手せしめ、貧困階級の蒙古人中より募集して、茲に約一、五〇〇人よりなる正規軍を誕生したのである。當時、この軍艦は、服装も普通の蒙古服のまま、武器も漸くその半數のみが與へられ、サンペー(桑子)に五〇〇人、山砲二門、満洲里、アリシヤ間の國境監視哨所の警備員として二〇〇人、タムスクスに九〇〇人、機關銃五を配置した。然しながら、ソ聯赤軍は、外蒙赤軍をその東方に對する前衛部隊とし

て擴大する必要上、及び中國紅軍の進退と相呼應する必要上、一九二九年ボロヂンの獻策によつて、蒙古赤軍の積極的強化擴充が實施された。この蒙古赤軍強化擴充計劃は、次の諸項に基いて行はれたものといはれてゐる。

- (イ) 主力を騎兵部隊におくこと
- (ロ) 必要なる歩兵部隊はシベリヤにあるソ聯赤軍より派遣すること
- (ハ) その必要上、ウエルフネ・ウヂシタ、哈克圖間に、自動車並に輕便砲隊を完成すること
- (ニ) 軍隊のソウエト化を徹底化し、共產主義の普及を図ること
- (ホ) 中國紅軍に對する精神的支援を蒙古赤軍によつて與へ、且つ中國紅軍の指揮官を養成すること

この計劃は、ソ聯參謀本部附大佐ゲツケル(元東支鐵道管理局長)が軍務を、ボロヂンが政務を擔當して、蕭々と遂行され、特に一九三一年秋以來、ソ聯側より補助される資材の供給は旺盛を極め、ソ聯赤軍の戰爭準備が、蒙古赤軍の上にも強烈に反映しつゝある。

外蒙赤軍の現状

蒙古赤軍は、徵兵制度に依つて編成され、普通男子の兵役義務は十八歳より四十八歳に至る期間で、現役兵の在營期間は三年間

(一九三五・七改正實施、從來は二年制度)

その後は豫備役に編入される。現在常備軍總數は約一萬二千乃至一萬五千と推定され、豫備役編入者は、赤軍總員手際なるものを交附され、一朝事變ある時は「民族革命に依りて獲得せられたる蒙古人民共和國の自由、經濟及び獨立を、外は資本主義外敵及びその手先の屬手より、内は腐敗せる封建主義殘黨及びその反革命干渉の毒手より防衛せしめられらるること」になつてゐる。

豫備兵は、應召準備の完備を期す爲に、二箇月以上に亘る居住區の移動はバタ公署或は更に上級公署の兵事部に自身出頭して届出る義務があり、居住區内と雖も旅行一箇月以上に及ぶ時には許可を得なければならぬ。この豫備役制度は、既に現在十萬の騎兵隊を動員し得る様になつてゐる。

現役兵の兵營内に於ける教育は、午前六時起床、午前中學科二時間、練兵二時間、午後は練兵二時間の後技術訓練または演習が課せられてゐる。外蒙兵はその行動が、運鈍であるが、支那兵より遙かに優り、近代兵器に對する習練も漸次進歩しつゝある。幹部教育機關としては、ウランバートル・ホタに陸軍大學及び士官學校があり、團長、校長は蒙古人であるが教官は總てソ聯將校である。

外蒙の現状—軍備

外蒙古赤軍は總司令官デミット、副司令官兼騎兵教官ソ聯人チユルンの下に、二箇軍團を主力として次の如く配備されてゐる

- (一) ウラン・バートル・ホタ
 - 第一軍團司令部
 - 騎兵團司令部兼成隊部
 - 砲兵小隊四門
 - 高射砲七門
 - 重砲團一三〇
 - 輕砲團二四〇
 - 騎兵八
 - 騎甲自動車二營(自動車約二、〇〇〇)
 - 空軍二團大隊飛行機約三五
 - 通信隊
 - 工兵隊
 - 飛行場二
 - 化學兵器工廠二
- 右の正確なる兵員數は不明であるが、外蒙赤軍基幹部隊の組織は、分隊(四名)、小隊(三名分隊、四名)、中隊(三名小隊、一二名)、聯隊(三名中隊及び一團機關銃隊、五〇四名、師團(三名聯隊及び特科隊、約二、〇〇〇名)軍團(三名師團約六、〇〇〇名)を基幹兵力としてゐるから、これに戰車隊、騎甲自動車隊、空軍兵力を加算すると相當な兵力となることは、容易に推察することが出来る。各聯隊本部には參謀以外に政治指導員、共產黨指導員が居り、師團司令部にはその外にソ聯高級指揮官が配屬されてゐる。飛行隊長はソ聯人で、操縦士の三〇％は蒙古人、二〇％は支那人、他はソ聯人である。
- 第一軍團管區に屬する駐屯地及びその配置兵力は次の通りである。

の通りである。

- (1) ウリカスタイ兵數不明、經理部あり
- (2) 寶爾津兵營七、軍醫工場三
- (3) ザインシエビ約一箇聯隊
- (4) ウルンツツウ約一箇聯隊
- (5) フンヂール兵數不明
- (二) サンペーズ(桑子)
 - 第三軍團司令部
 - 第五師團司令部
 - 騎兵第十四聯隊
 - 騎兵第十五聯隊
 - 砲兵隊 山砲三〇門、野砲一五門
 - 通信隊
 - 工兵隊
 - 騎車隊 輕戰車三〇、騎甲自動車三〇
 - 飛行場 飛行場一、飛行機四〇
 - 各隊兵員合計推定約二、五〇〇人であると稱せられてゐるが、オランホドガ事件(一九三六・二・一二)外蒙兵の不法越境に基因する日滿軍との衝突事件)以後、ウラン、バートル・ホタの第一軍團管區より特科隊が増派され、近代兵器の整備擴充に努めてゐることは明白なる事實であつて、既に、オランホドガ事件後約一箇月半後即ち一九三六・三・三一及び四・一に勃發したる、外蒙兵の積極的不法越境事件に参加したる外蒙空、陸軍兵力は次の通りである。
 - 輕便戰車一二、騎甲自動車一三輛、騎兵約三〇〇
 - 自動車歩砲兵約一箇中隊(以上三月三十一日)
 - 騎甲自動車三〇輛、歩砲兵自動車九六輛(四月一日)
 - (關東軍發表、一九三六・四・九)
 - 第二軍團管區に屬する駐屯地及びその配置兵力は次の通りである。
 - (1) タムスクス(第六師團司令部、騎兵第十六

外蒙の現状—軍備

- (1) 騎兵第十七師団、砲兵隊、野砲門、電信隊
- (2) エルジンゴール第四師団司令部、騎兵二師団
- (3) ウォムル騎兵一師団、砲兵隊、特科隊
- (4) ゴルブンバイン騎兵一師団、特科隊
- (5) ハンヘンタイ騎兵一師団、各種機械化部隊
- (6) ウエフエンハン飛行隊
- (7) 備置隊
- (8) 滿洲國及び支那に接する東部及び南部國境線には、サンベーズ騎兵、タムリガフタク、ユクジュル騎、ナラン、ウド、烏魯、外三師団計八個連に、國境警備隊各一營を駐屯せしめ、その前方の要地には、五名編成の前哨小隊をおき、絶えず、前線の巡察警戒を行つてゐる。
- (9) 駐中東部國境警備隊は、第二軍團に直屬し、兵力約一師団を以つて次の如く配備されてゐる。
- (10) 第一師団よりオレンサプよりハイシトロガイに及ぶ約三〇〇名
- (11) 第二師団よりオレンサプよりホルンデルスに至る約二〇〇名
- (12) 第三師団よりオレンサプよりホルンデルスに至る約二五〇名
- (13) 東部國境方面に於ける監視所は約一三箇所設置されてあり、分別せる地盤及び兵力は左の通りである。
- (14) スヤンノール兵約八〇〇名
- (15) ホルハイト兵約一〇〇名
- (16) ウヌグイト兵約三十名
- (17) アブダル兵約一〇〇名
- (18) シヤルタ兵約一〇〇名
- (19) ゴルタ兵約一〇〇名
- (20) マンダツイ兵約一〇〇名

- (8) ブロノール兵約三六名
- (9) エレンサプ兵約一〇〇名

ソ聯駐屯軍

ソ聯赤軍の外蒙駐屯は、一九二二年七月白衛軍ウシゲルン討伐に藉口して庫倫占領を敢行したる後、掃蕩完了後の撤兵約束を無視して居残り、遂に、常駐制を默認せしめたのみならず、一九三三年來派遣部隊の増強を行ひ、發展途上にある外蒙軍の有力なる後備となり、事實上、外蒙の軍備は、ソ聯赤軍によつて大半を占めてゐる現状である。

一九二二年以來一九三三年に至る期間に於ける外蒙駐屯ソ聯赤軍の兵力は、

- (1) ウリヤスタイ鳥里雅薩に歩兵一師団
- (2) エルデニツムに歩兵一師団
- (3) 庫倫に歩兵一師団、騎兵一師団、砲兵一師団、飛行中隊、化學部隊、技術部隊
- (4) フンザールに歩兵一師団
- (5) サンベーズ騎兵一師団

であつたが、一九三三年外蒙各地に蜂起せる反ソ暴動鎮壓を目的として三、〇〇〇名の本部隊を増遣し、一九三四年にはソ聯極東特別軍の全般的増強に伴つて外蒙へも、イワロフ・デトラツク指揮の下に、兵力一萬八千、砲四二門、高射砲七門、重機銃四〇〇挺、飛行機十數架、戦車一八

外蒙駐屯ソ聯赤軍配置狀況

- (1) マラン・バートル・ホタ
- (2) 騎兵師団駐屯隊一八、〇〇〇名、砲大小四門、高射砲七門、重機銃一三〇、輕機銃二四〇、戦車八、裝甲自動車一八
- (3) 駐屯隊駐屯力二〇〇名の大機銃隊、各種飛行機約六〇
- (4) サンベーズ
- (5) 兵力約五、〇〇〇
- (6) 駐屯飛行場二、飛行機約一〇〇

を増派して、ハンヘンテの大兵舎に收容した。更に一九三六年一月二三日以來、ソ聯領ウエルフネウジンスク軍管區に於て、プリヤート・モンゴルの中隊赤軍三、〇〇〇名を以つて新派遣軍を編成し、戦車五、軍用トラック(三〇人乗大型)七、乗用自動車一五にモスクワより派遣されたソ聯赤軍將校を加えて、ギヤフタ經由入蒙せしめ、國境地帯の強化を續行した。

現在外蒙駐屯ソ聯赤軍の配備狀況は、ウラン・バートル・ホタを中心とし、主としてサンベーズ方面よりボイル湖の全南岸一帯、及びハルハ河に沿つてハルハ地方一帯に配置され總兵力は、一九三四年九月に於て既に約五箇師団と見られてゐたから、現在では、僅に六箇師団以上と推察することが出来る。

- (3) ケレン河左岸
- (4) チエチエンハン飛行場に約三〇機よりなる機隊
- (5) ハルセン附近
- (6) 自動軍隊、騎兵隊より遠隔部隊
- (7) ボイルノール附近
- (8) 騎兵一師団、歩兵團
- (9) ハンヘンテ
- (10) 騎兵一師団、砲兵隊、機關銃隊、戦車六、裝甲自動車、新築木造兵舎、ユルタ(張幕)八〇餘
- (11) ウリヤスタイ
- (12) 騎、歩各一師団、ソ聯赤軍經理部
- (13) ツチアンシアビ
- (14) 一箇師団
- (15) エルデニツム
- (16) フンザール
- (17) パルチザン部隊
- (18) 賣買隊
- (19) 兵舎七、軍醫工場三、飛行場、格納庫、軍機校
- (20) オレンサプハイシトロガイ間
- (21) 兵力約二、〇〇〇名
- (22) ゴルブンバインホルンデルス間
- (23) 兵力約二、〇〇〇名
- (24) タムスクウコル間
- (25) 兵力約五〇〇、野砲二門、戦車五
- (26) タムスク
- (27) 兵力約五〇〇、野砲一八門、戦車三

對ソ關係

如く集結されてゐる。

士官學校一八才以上三〇才未満の青年を各隊から選抜入校せしめるもので、修學期間三年。

陸軍大學士官學校卒業者中成績優良なるものを選抜入學せしめるもので、學長は蒙古人、教官はソ聯人、士官學校、陸軍大學兩校を合して現在在校生三、五〇〇名。

科擧兵團製造所一九三五年七月開所、ソ聯赤軍エリウエドモフ少將以下ソ聯人技師三〇人餘を中心し、各種科擧兵團の製造をなす。

無線電信機一能力五〇キロワット、主としてモスクワとの連絡。

自動車修理工場ソ聯人を技師長として職工約三〇〇名を以つて、軍用自動車の修理をなす。

兵團倉庫機關銃、大砲、砲瓦斯の格納庫に分れ、各格納庫にはモスクワより運搬される兵器を充満す。

飛行場一郊外東北方にあり、收容能力二〇〇機の大格納庫を有す。

人馬徴集調査所一最近の調査によつて軍夫二萬人、馬匹三〇萬頭を即時動員獲得し得ることを確證した。

この外、軍用道路、自動車路、鐵道等の建設も著しく、現在完成してゐる純軍用諸道路は次の通りである。

ウラン・バートル・ホタ—賣買地間の自動車道路
ウラン・バートル・ホタ—車臣汗縣府間の自動車道路
ウラン・バートル・ホタ—サンベーズ間の自動車道路

對ソ關係

沿 革

外蒙のソ聯に對する關係は、帝政ロシア

が持つてゐた外蒙併呑計劃を踏襲し然かも適かに積極的意圖を以つて推進されたものであつて、政治、軍事、經濟、産業等總ゆる部門に互つて、今や外蒙は全くソ聯に隷屬するものであるといふ證據は、容易に發見される。従つてソ聯と外蒙の關係は、外蒙と他の諸外國との關係とは根本的に異なるものであつて、純粹なる意味に於ては、決してこの關係を對外國係と見ることはできない。

これを歴史的に見ると、外蒙とソ聯との關係は、主としてソ聯側のイニシヤテイブによつて、作意的接近が行はれたものであつて、その交渉はロシアに於けるボリシエキヤ革命の直後、ソ聯をして、

ロシア國民は蒙古に關し、帝制政府が支那政府との間に締結したる一切の條約を廢棄する、蒙古は自由の國民であり、國內一切の權力法廷は蒙古國民のものであるならば、そして如何なる外國人と雖も蒙古の内政に干渉する權利はない、蒙古國民は直ちにロシア國民と外交關係を結び、赤軍を拒むる自由なる蒙古國民の使節を送らんことを希望する。

(一九一九・八・カラハン宣言)

といはしめたことに端を發してゐる。ソ聯が斯くの如く、蒙古民族及び蒙古自治政府に阿附しこれを煽動するに至つた眞因は、當時の外蒙が自衛軍及び反ソ干渉の根據地となることを極力慮れて、即刻この地域を

外蒙の現状—對ソ關係

外蒙に於ける軍事施設は、首都ウラン・バートル・ホタを中心として建設され次の

赤軍の勢力内に包含しソ聯の外蒙ならしめんとする軍事的理由、及び、支那赤化の進路として決定された所謂コミンテルン・ルートの一つとして、外蒙を察哈爾、北支を貫徹する一線の進出據點とすべき政治的理由からであつた。この方針は、邊疆に對する支那の無力と蒙古人自體の無自覺によつて、漸々としてソ聯側の野望を實現せしめ、民族自決の美名の下に獨立革命熱を煽られた外蒙は、それが體て、トウグア共和国の如く、ソウエート聯邦機構中に吸収されてしまふ偽獨立運動であることを悟らず、漸次ソ聯の覇權下に顛落して行つたのである。

- (一) ソ聯は、一九二一年七月外蒙に侵入した自衛軍を討滅して庫倫を占領し、蒙古人民革命政府を樹立せしめるや、該政府を強要して、同年十一月ソ聯と條約を締結せしめた。本條約の内容骨子は次の通りである。
- (二) 政治事項
 - (イ) ソ聯兩國政府は相互に唯一の合法政府と承認する。
 - (ロ) 兩國國境は相互に、その領土内に於て相手國に反抗し又は相手國政府を擁護するの行動を禁じ、兩國政府に反對する者に関する軍用品の輸出入を禁止す。
 - (ハ) 兩國國境は相互に、各首都に全權大使又は各領事館を置くことを得。

- (ニ) ソ聯國境は最も近い將來に於て兩國特別委員に於て之を決定す。
- (三) 通過事項
 - (イ) 兩國國民は各々その國定貨幣による但し最惠國國民待遇を有す。
 - (ロ) 輸出入税は各々その國定貨幣による但し最惠國國民の税率を適用するを得す。
 - (ハ) 兩國國民は民事刑事を論ぜずその領土内に居住する他の一方の市民に對し法權を有す、又兩國國民は各々その領土内に於て第三國に對する裁判上の特權に均霑す。
 - (ニ) ソ聯市民は蒙古内に於て土地建築等に對し最惠國民待遇を有す。
- 次にソ聯は、一九二四年五月に成立したるソ支協定の中外蒙に關する部分に於て左の諸項を約定した。
- (一) ソ聯は外蒙が支那の構成部分なることを承認し、且つ外蒙に於ける支那の主權を尊重す。
- (二) ソ聯軍隊全部の外蒙撤退時期及び回疆方面に於て執るべき措置に關しては、將來加ふるべき會議に於て之を決定す。
- (三) 兩國政府は將來何れの政府とも締結國の主權又は利益を侵害する條約若しくは協定を締結せぬことと此の協定は支那に外蒙に對する宗主權の外蒙のソ聯依存は急速に進行したのである。
- 次に一九二六年六月六日ウラン・バートル・ホタに於て、ソ聯代表ニキフオロフ及び外蒙代表ドルリクダヤブ間に、セレンゲ河國營汽船及船舶航行に關する契約が結ば

- れ、ソ聯汽船は外蒙内の河川航行の自由を獲得した。又、一九三一年四月には外蒙政府に對するソ聯側の軍事的援助が始まり、モスクワに招致したる外蒙軍事委員長ソチノに對しソ聯政府は、武器彈藥の供給をなし、軍事教官の派遣を承服せしめた。
- 爾來外蒙のソウエート化はソ聯の手に依つて積極化し、蒙古國民黨及び蒙古青年同盟をコミンテルンに加入せしめ、政治、軍事、經濟、産業の各部門に互つてソ聯勢力の強制移植は傍若無人に行はれ、一九三三年にはソ聯が作成したる外蒙一帯の大規模軍事施設計劃に關し、全軍費の十分の三を外蒙政府の負擔とし、同年外蒙人民共和國建國十週年紀念祝賀會を好機としてモスクワより特派されたカラハンは、飛行機、タンクを贈り、ソ聯密約を締結した。本密約の内容として傳へられる所のは次の諸項である。
- (一) 外蒙共和國はソ聯政府の發展を以つて第三インターナショナルに加入す。
- (二) ソ聯政府は第三インターナショナルに加入せる國家は、須らく一律に外蒙改組の新國家を承認すべし。
- (三) 兩國内には兩國に對する團體の存在を許さず。
- (四) 兩國は互ひに軍事防衛線を設け、萬一軍事行動を起す場合には兩國一致の行動をとるべし。
- (五) 外蒙ソウエート政府はソ聯政府の郵電事業建設を

- 承認し且つ之を兩國の共同組織とす。
 - (六) 外蒙は必ずソ聯の極東軍事施設を援助すべし。
 - (七) 外蒙の總務院に根據鐵道の敷設權はソ聯に於て之を占有す。
 - (八) 兩國間の輸入税は他の協定條約を根據することを得す。
 - (九) 本條約は一九三三年七月一日批准の上効力を發生するものとす。
- 更に一九三五年中にソ聯極東特別軍司令官ブリニヘルと外蒙陸軍少佐との間に成立したと傳へられたソ蒙軍事協約は次の内容を有し、ソ聯の外蒙援助が今やその極點に達しつゝあることを思はしめる。
- (一) チタよりウラン・バートル・ホタに至る定期航空路を開設する爲にソ聯は外蒙政府に對し一千萬金ルーブルの借款を提供す。
 - (二) 外蒙政府は東亞に於てソ聯機關の行ふ共產主義宣傳を妨げぬこと。
 - (三) 外蒙國軍に對するソ聯軍事教官を増員す。
 - (四) 緊急の必要ある場合には外蒙政府はソ聯赤軍の外蒙全境に通過を容許せしめること。
 - (五) チタイウラン・バートル・ホタ間の鐵道敷設工事を即時着手すること。
- 一九三五年十二月十一日、ヘルヘ事件勃發し、滿洲里會議も決裂し、滿蒙國境問題が險惡なる情勢を呈するや、外蒙首相ゲンドン、陸相デミットはモスクワに赴き、一九三六年一月十一日に至る一箇月間にスターリン、ウオロシロフ以下ソ聯側要人と面接して、ソ蒙共同防衛、武器彈藥の支給に

- 關して重要會議をなしたが、その會議内容として傳へられたものは次の諸項である。
 - (一) 外蒙武力の増強、外蒙軍へ派遣されてあるソ聯軍事教官の増員。
 - (二) 五千萬ルーブルの借款成立。
 - (三) 軍事借款に關してはソ聯軍部當局の裁量に一任す。
 - (四) 外蒙軍部及ソ聯軍部間の關係規則。
- 斯くの如く今や密接不離の關係に立至つたソ蒙間には、現在形式上外交代表が交換されておられ、外蒙側はモスクワへ公使(人名不明)を派遣してあるだけであるが、ソ聯側は次の四箇處に領事及び副領事を駐在せしめてゐる。
- (1) アルタンボラツク、(2) チブホラントウ(ウリヤスタイ)、(3) チルガラントウ(コブト)、(4) サンベーズ。
- その他軍事教官、軍事指導官を除く官吏、顧問、教官、技師、黨指導員にも多數のソ聯人が派遣されてゐるが、その主なる者を列挙すると次の通りである。
- (一) 黨關係
 - コミンテルン代表 ヤマガイエフ
 - 黨中央委員 會田部 指部 指部 指部
 - 青年同盟中央委員 會田部 指部 指部
 - 部長 ラドノバヤロン
 - (二) 政府官吏
 - 經濟會議長 アマガエフ
 - 經濟會議學務委員 會田部 指部 指部
 - 學務委員 長 ジャムチャヤ
 - 博物館長 シルコフ

- 戰術會議長 ツツカロン
 - 同 次長 オルロフ
 - 同 經理部長 ベルトニコフ
 - 同 財務委員 長 ソロウビン
 - 同 書記 チビツフ
 - (三) 顧問、教官
 - 經濟省 顧問 指部 指部 指部 指部
 - 同 農林技師 グナトベルグ
 - 同 ドルベト 區 顧問 指部 指部
 - 同 顧問 サンビロン
 - 財務省 顧問 指部 指部 指部
 - 軍務局 顧問 指部 指部 指部
 - 軍政治 顧問 シモノフ
 - (四) 經濟顧問
 - モンツエニコフ(蒙古人民中央消費組合顧問)
 - 技師 セミロフ
 - 外蒙總務院 技師 長 ロソフ
 - 同 技師 長 タンチン
 - 外蒙運輸會社 支配人 モンビロン
- ソ蒙援助協定書**
- 從來外蒙、ソ聯間の特殊關係は、一般に充分察せられてゐる所であつたが、ソ聯はこの關係を極端に付し、外蒙はソ聯によつて極端なる鎖國主義を執るべく餘儀なくされてゐる關係上、適確なる公文上の關係は不明とされてゐるのである。然るに近來滿蒙國境方面に於て紛糾事件が頻發し、日滿當局はその處理接洽に關して、滿蒙間の直接外交交渉を開始する方針を堅持してゐた

所、ソ聯側は、

最近の滿蒙國境紛争事件は外蒙の獨立を保障し外蒙を以つてソ聯國防の第一義と認むるソ聯政府にとり...

この回答によつてソ蒙特殊關係が正文化されてゐることが判明し、四月七日夜半、ソ聯政府はタス通信を通じて右議定書正文を突如發表した。

ソ蒙援助議定書 (全文)

ソウエート社會主義共和國聯邦政府並に蒙古人民共...

和國政府は一九二二年蒙古國の領土が、赤軍援助の下にソウエート社會主義共和國聯邦領土に侵入したる...

ソ聯政府の回答 (一九三六・四・八)

ソウエート政府は中國政府議定書に包含せられたるソ蒙議定書に對する解釋に同意するを得ず、從つて右中國政府の抗議は根據あるものと認むる能はず...

第二次抗議書 (全文)

ソ蒙相互援助議定書問題に關し本部長は既に四月七日日蒙大使に對し抗議書を提出、該議定書の調印は中國の主權を侵害し民國十三年の中ソ協定に違反する...

ソ蒙援助議定書の反響

一九三六年三月十二日 ウラン・バートル・ホクに於て之を作成す。...

南京政府抗議文 (一九三六・四・七)

本月二日は閣下よりソウエート社會主義共和國聯邦政府と外蒙との間に於ける議定書なる文書實を授受するの光榮を有したり、...

十四年三月初めてソ聯政府に對し民國十三年中ソ協定の附屬文書となすべき旨を通知したるものなり、ソ聯協定は元來賣方が國際慣例に違反したる不合法行為にして...

きに於ては尙更であるといひ、支那國民は誰がその敵か又は誰がその眞に無二の友なるかを知るが故に支那政府の抗議はソ支關係の歴史に、南京政府が日本帝國主義者の壓迫に抵抗すべく無力なるが故にのみ發生し得た所の一エピソードとして残るであらうと述べた。(一九三六・四・九)

(イ) ソ聯政府機關紙「イズヴェステヤ」は、ソ聯憲法はソ聯平和政策の標本であるとし、一九二一年以來のソ蒙友好關係に關する歴史の記述をなし、一九三四年戦争の脅威は外蒙首相ゲンドンが要請した軍事的援助に與へた口約をソ聯政府は、更に一九三五年ゲンドン首相の訪英に際してその正文化要請をしたので遂に承諾を與へたものであるとし、ソ聯今次の行動は支那國民の利益を侵害するものに非らずして却つて外蒙を自ら防衛する實力なき支那自體の利益擁護と合致するものであると述べた。(一九三六・四・八) 更に同紙は支那側の抗議に關する反駁として、「滿洲に於ける日本軍部機關紙は三月十二日附議定書を詭計を以つて迎へた」と同頭し、支那の抗議は日本の壓力によるものとして、支那政府はその主權下にある領土の一部が外國の侵略に抗してソ聯が之を支援することを以つて寧ろ幸と考へねばならぬものであつて、支那側論

は蒙古國民がソ聯の援助によつて帝國主義の掠奪の犠牲にならないことを喜ぶであらうと書いた。(一九三六・四・九)

日本の態度 南京駐劄須磨總領事は四月七日南京駐劄ソ聯大使ボゴモロフを訪問してソ蒙協約成立の眞相を訊したがボゴモロフ大使は言明を避けたので、直ちに南京政府外交部に張群部長を訪ひ支那側の意向を訊した所、張群部長は、ソ聯憲法が中ソ協定に違反し國政府の承認し得ざる旨を抗議したと支那側の態度を表明した。依つて須磨總領事は、ソ聯憲法成立は日本及び滿洲國に影響する所甚大でソ聯國今後の動向は嚴重監視の要ありと同時に右協定と最も關係の深い支那が如何なる態度に出るかはその注意を要する所である、更に我國は既に支那と共同防衛の意あることを表明したが現事態は正故に共同防衛の時期に到達することを希望せざるべしと述べ、更に四月十六日の意見に於て、支那側は抗議以上の手段を考慮してゐない旨を聴取した。

の合法的確證を認むるには明白であるが就中第一條の字句はソ聯が攻撃を受けるに先立ち敵を攻撃すること即ち防衛の爲の攻撃を公然と表明したもので、これはソ聯軍の侵略的意見を露骨に示すのである。

(イ) ソ聯は憲法第二條に於て、對日戦争の如き場合を豫想して、認めソ聯軍を外蒙領内より日本軍の側背に使用するを豫念してゐるのであつて、日本を目標とし軍を侵襲的行動におかんとしてゐるのである。

(ハ) ソ聯は本議定書締結によつて積極的攻勢の度を更に甚だしくし、外蒙内に於ける従来の協約的地位に満足せず、將來は公然強勁なる兵力を外蒙領内に駐留せしめる結果、整備力増き滿洲國境は不斷の脅威に晒されることになる。

(ニ) 要するにソ聯憲法は外蒙に對するソ聯の軍事的支那を確立したものであつて、これによつて甚大なる脅威に晒される日滿洲國境も之に對應する手段を採るに迫らざるに至るのである。

滿洲國の見解 滿洲國外交部ではソ聯援助議定書締結に關し四月六日午後一時當局の形式を以つて次の如き見解を發表した

ソ聯外務省の日本大使に對する言明によつて今同ソ聯と外蒙との間に相互援助協定書の調印を見たる趣きなること外蒙ソ聯は舊來九箇國協約の加盟國に非ざるを以つて自由支配を授け得る立場をとれるものなるも知れざれば一面國際聯盟の一員たりまた他國の土領は一寸にても侵蝕せしむるのスターリンの聲明あるに依り外蒙に關しては一九二四年のソ支協約第五條を遵守しこれを支那の構成部分と認めその利権を尊重し且つ同様に駐兵せざるべきものと一般に思ふべき

れみたる所なるが今同憲法相互援助協定書なるカムフラージュの下に外蒙を名實共に把握せんとする意圖を露骨に表明せるものといふべく、外蒙が現在ソ聯以外國の對しての外蒙領土支那とすらも隔絶せられる現狀に於ては斯る協定書の成立は實質的にはソ聯が外蒙を併合せんとする所なく、庫倫の一面は世襲と聯結し外蒙一般人民の意思を無視せるこの協定は世界の公憤に値する所にして、遂に相互援助といふその實質は日滿兩國に對する軍事同盟と見るべく當國として特に重大なる關心を起し得ざる所なり更に右相互援助協定書は形式的に之を見るも既に相互援助と稱する以上實際に於てソ聯憲法第四條第五條を創設する結果となり又實際的には外蒙を東亞協定の根據地と化するものにして同地域と長き遠き協定によりて相補し且つ血縁關係を有する當國として固より承認し得ざる所なるが、中華民族として同種同族然觀し得ざるべき重大事態なり、然るに南京政府は右に對し何等の手段を講じ居る様態なく若し同國政府にして今後この事態を看過するものとせば北支に於ける共産黨の活躍に對する南京側の不可解なる態度をも併せ考ふる時は南京政府がソ聯との間に當國の三倍にも達する外蒙及び新疆の地域を赤色ロシアの魔手に委ねる代價として傳へられる、如き日滿兩國に對し嚴密なる協定締結を以て東亞協定を促進せんと企圖せるものと斷ずるの外はない、果して然らば南京政府は東亞民族の公敵といふべく、果して何とぞ何等かの手段を執りたりとするも實力なき爲如何ともすべからざるものばとせ我國は日本國と共同して東亞協定を防止しその協定和平を保持する爲國自の立場により自由の行動に出づるの外なきに至れる次第なり更に我國は外蒙の國邦としてソ聯の同地域に對して有すると同等若しくは以上の關心と利害關係と發言權とを有するものにしてソ聯が今同の如く當然外蒙古

外蒙の現状——對滿關係

對滿關係

に於けるその地位を確保することが許容されるならば我國亦當然外蒙内に於て同様の地位を獲得するの自由と權利を有するものと信ずるに於けるソ聯の地位の確保は直ちに同地方自治勢力の強化となり我國を脅威する次第にて之に對して我國としては自己の安全を保障する爲に同地方自治勢力の増進に於て一切有害なる手段をとるの緊急已むを得ざる場合なきこととは勿論といふべく現に右議定書締結後各月下旬以降同方面に於ける外蒙軍の漸次増強に對する攻勢愈々積極化し大規模となりつゝある事實は特に中外の注目を受けるところなり。

康徳二年十一月二十五日に滿洲里會議が決裂するや、憂慮されてゐた滿蒙國境方面に於ける外蒙側の不法侵越、不法發砲事件は頻りに續極且つ大規模となり、頻出する不詳事件の紛糾は前途に幾多の不安を醸した。(註・滿蒙國境紛争の項参照)康徳三年初頭以降、滿洲國政府と外蒙政府との間に、これら不詳事件に關する猛烈なる文書戦が開始され、抗議、反駁、再抗議、再反駁となつて現はれ、事態は所詮等閑を許さざる状態に立ち至つたが、滿洲國政府は紛争防止の根本案として、外蒙政府との間に善隣友好關係を確立するを以つて急務となす意見を堅持して、鋭意これが實現に向つて邁進した。従つて、本年に入つてから滿洲國政府と外蒙政府との間に行はれた主たる

交渉事項は、國境事件に關する當面の抗争以外に、紛争防止の根本案として兩國間に正常なる國交の樹立を促進することであつた。滿洲國側の意見は數次に互る交換文書の中に於て常に明瞭に表明されてゐる。

然し乍ら外蒙側は「國境紛争諸事件に關し雙方の提示せる見解全然正反對なるに顧み、通商の方法に依つては解決し得ざるもの」と思考して、諸事件の眞相確證の目的を以つて「速かに蒙滿混會委員會を組織し、二月十二日事件その他相互的問責を惹起せる諸事件の情況並に原因の調査確證を委任せんことを提議」(一九三六・二・二九外蒙首相電報)して來たのみで、滿洲國側の主張する善隣友好關係の樹立に關しては何ら考慮を拂はなかつたので滿洲國側では尙不満足とし左の如き意見の對立を見た。

○外蒙憲法混會委員會を、外蒙領土タムスタム及び滿洲國領土甘肅に於て交互に開催(一九三六・三・一四提議)

○滿洲國領土甘肅はサンベイス及びタムスタムに、外蒙は右兩地に相當する滿洲國領土内の二地に、各代表機關を常駐せしめ、是等機關は蒙滿協定の地方官廳を加へたる一體又は數箇の委員會を組織し國境事件の調査處理に紛争防止に當るものとす(一九三六・三・一九提議)

この兩意見の對立は、何等解決を見ずし

て徒らに新しき國境事件の續出のみを伴つてゐるが、滿洲國側は、この同胞的血族關係を有し約七〇〇キロに亘つて境界を接する隣邦に對する友好的熱情は少しも棄てず、鋭意所期の折衝に努力したる結果、漸く、八月二十八日に至つて、二月二十九日付外蒙側提議に關する混合委員會を、再び滿洲里に於て九月二十五日より開催すべきことに雙方の同意が成立した。(詳細は別項「政治」の對外交の一年「對外蒙關係」を參照)

産業・經濟

經濟機關

外蒙に對するソ聯の關係が軍事上密接不可分となつてゐる如き事實はこれを産業、經濟の分野に於ても容易に發見し得る所であつて、特に外蒙ソウエート化の實施以來この傾向は顯著となり、産業の開發、物資の輸出入は、今や完全にソ聯の獨占、ソ聯の統制經濟下に服してゐるが、現在ソウエート制經濟機關として存在してゐるものは次の通りである。

(1) モンツェンコオプ(蒙古人民中央消費組合同盟)

本組織は一九二二年十二月十八日設立されたものであつて、外蒙の國民經濟上の最低限なる物資を輸入し、原料品の直接販賣をなす機關であつて、實際上外國資本の打倒排斥を期し、財政省より廣汎なる援助を受け、蒙古銀行より約百萬圓程度の融資を受けてゐる。現在従業員六〇〇名、その中蒙古人四五〇名、ソ聯人三二〇名、ブライヤート人一五〇名、その他八〇名であつて、本部をウラン・バートル・ホタにおき、各アイマツクの行政中心地に支部を設け、ウラン・ウデ、ウエルブネウジンスク、リブライヤート・モンゴル共和國首都、モスクワ、ノウオシビルスク、張家口、天津等に代表部を置いてゐる。

(2) ストルモンク(ソ聯貿易株式會社)

外蒙に於ける各商機關を一元化する目的を以つて一九二七年三月七日に設立されたものであつて、資本金百五十萬ルーブル、ゴストルグ(ソ聯國貿易部)、ソ聯紡績シンヂケート、ソ聯皮革シンヂケート、プロムエキスホルト(ソ聯工業輸出部)等のソ聯邦經濟機關を株主とし、現在モンツェンコオプと共に外蒙貿易を獨占してゐる。本組織は、外蒙國內に、原料仕入出張所十六箇處、羊毛洗滌工場二十箇處、中十五箇處は會社の直營、五箇處は賃借)を有し、一箇月一千五百圓の羊毛洗滌能力を持つてゐる。又、ウラン・バートル・ホタには百貨店式卸小賣商店を有し、日本の賣上高約三千ツリツク、約千五百圓を示し、本店はウラン・バートル・ホタに、支店をウラン・ウデにおき、モスクワに代表部はを常駐せしめてゐる。

(3) モンゴル・バンク(蒙古銀行)

一九二四年七月二日設立。設立當時は資本金約百萬ツリツクを以つて主として商業方面の貸付を行つ

てゐたが、發達債を有する獨立銀行として、革命後の混亂せる幣制の改革及び統一をなし、國內生産力の伸張に貢献した。一九二五年十一月に銀行券を、一九二六年三月に銀、銅貨を發行流通せしめたが、紙幣、硬貨共にソ聯レニングラード造幣廠の印刷製造である。一九二六年以降は、農方面にも貸付を開始し、現在資本總額は三百二十一萬ルーブルに達し、本店をウラン・バートル・ホタにおき、各アイマツクの中心地に支店出張所をおき、國內小都市には貯金引受所を設けてゐる。

(4) モンゴル・トランスポート(蒙古運輸會社)

同會社運輸機關であつて、國內運輸の獨占機關であるが、一九二六年に設立され、ソ聯より多數のトラックを購入し一九二九年にソ聯合辦組織となり、現在では對ソ貿易の貨物輸送總額の三七〇%を取扱つてゐる。國內主要都市には支店、出張所を設け完全な輸送網を張つてゐる。

(5) ソフトルゲフロート(ソ聯商船隊)

ソ聯經濟機關の貨物輸送に當る一方、外蒙に於ては、蒙古地方商務所蒙古運輸株式會社なる名稱の下に主要各港間の定期バスを經營してゐる。

(6) ソユーズ・ネフトエクスポート(石油輸送同盟)

ガソリン、煤油、礦物油の輸入販賣獨占機關で、代表部をウラン・バートル・ホタにおき、全外蒙の石油統制を行つてゐる。

貿易

外蒙の對外貿易は一九三〇年以來ソ聯の獨占に歸し、ソ蒙貿易は、外蒙政府貿易部

とソ聯通商代表部との間に行はれるのを原則として、實際上の業務はストルモンクが行ひ、その輸出入統制はソ聯自體の物資經濟事情に左右されるが、ソ蒙貿易は、ソ聯の對東亞諸國貿易中、新疆、支那本部、日本、イラン、アフガニスタンを凌駕し、輸出入總額及び品目に於て第一位にある。今、一九三〇年以降一九三五年に至るソ蒙貿易趨勢を示すと次の通りである。

對ソ貿易統計

年次	輸入(千ルーブル)	輸出(千ルーブル)
一九三〇年	七、八八二	七、一〇〇
一九三一年	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一九三二年	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一九三三年	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一九三四年	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一九三五年	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

(X)一九三三年度は一月より十一月迄の累計
(XX)一九三五年度は一月より八月迄の累計

ソ蒙貿易の内容は、外蒙よりソ聯に輸出されるものは、殆んど生畜、毛皮に限定され、るるに反し、ソ聯側より外蒙へ輸入される品目は、小麦、茶、砂糖、鹽、石油、織物、衣服、煙草等の生活必需品を初め、皮革、ゴム製品、菓子、罐詰、硝子、陶磁器、燐寸、紙、文具具等の日常生活用品の總てを含んでゐる。

外蒙の現状—産業・經濟

ソ聯への主要輸出品

品名	数量	金額(千ルーブル)
羊毛	一、〇〇〇	一、〇〇〇
皮革	一、〇〇〇	一、〇〇〇
畜産品	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生肉	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生油	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生糖	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生茶	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生紙	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生布	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生陶	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生硝	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生石	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生金	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生銀	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生銅	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生鉄	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生鋼	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生油	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生糖	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生茶	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生紙	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生布	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生陶	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生硝	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生石	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生金	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生銀	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生銅	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生鉄	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生鋼	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇

ソ聯よりの主要輸入品

品名	数量	金額(千ルーブル)
小麦	一、〇〇〇	一、〇〇〇
砂糖	一、〇〇〇	一、〇〇〇
茶	一、〇〇〇	一、〇〇〇
紙	一、〇〇〇	一、〇〇〇
布	一、〇〇〇	一、〇〇〇
陶	一、〇〇〇	一、〇〇〇
硝	一、〇〇〇	一、〇〇〇
石	一、〇〇〇	一、〇〇〇
金	一、〇〇〇	一、〇〇〇
銀	一、〇〇〇	一、〇〇〇
銅	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鉄	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鋼	一、〇〇〇	一、〇〇〇
炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
油	一、〇〇〇	一、〇〇〇
糖	一、〇〇〇	一、〇〇〇
茶	一、〇〇〇	一、〇〇〇
紙	一、〇〇〇	一、〇〇〇
布	一、〇〇〇	一、〇〇〇
陶	一、〇〇〇	一、〇〇〇
硝	一、〇〇〇	一、〇〇〇
石	一、〇〇〇	一、〇〇〇
金	一、〇〇〇	一、〇〇〇
銀	一、〇〇〇	一、〇〇〇
銅	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鉄	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鋼	一、〇〇〇	一、〇〇〇
炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇

産業五箇年計劃

外蒙政府は第八次國民大會によつて採擇された社會主義建設五箇年計劃を決定して一九三一年—一九三五年の期間にその遂行をしたが、その成績に關する公式發表はまだ公表されてゐないから、計劃案の大綱を示すと次の通りである。

- (1) 農牧コルホーズの擴張、外蒙國內の農牧戸數は一六二、〇〇〇戸で、その中、實業牧七九、〇〇〇戸、中農牧七三、〇〇〇戸、富農牧一三、〇〇〇戸の割合であるが、本計劃は實業、中農牧戸數の五五%即ち九二、〇〇〇戸を一九三五年末迄にコルホーズ化せんとするものである。
- (2) 農耕機械、外蒙の農耕地面積一、四〇〇ヘクタールを一〇萬ヘクタールに擴張し、農産物の自給自足を達成せしめんとするもので、一九三〇年度の農産物生産額一四、八〇〇噸を六二、〇〇〇噸に増進せんとするものである。
- (3) 牧畜の増進、畜産部は山羊、山羊、駱駝、牛、馬の飼育頭數一、九〇〇萬頭を二、五〇〇萬頭程度に増進し、ソ聯の生畜、皮革の一大供給地とせんとするものである。
- (4) 石炭の増進、生産總額を三〇萬噸に引上げんとするものである。

外蒙住民の九〇%までが牧夫であり國民

極東ソ聯の全貌——行政區劃・面積・人口

(3) カムチャツカ州
面積：二、〇二七、六〇〇平方千米 (X)
人口：八〇、六三七 (X)
中心都市：ペトロパヴロフスク
(備考) 一九三四年一月一日現在ソ聯學士院調査
カムチャツカ管区：アレウトウスキイ、ボソセ
レツキイ、ブイストリンスキイ、ペト
ロパヴロフスキイ
コリヤク民族管区小管区：カラギンスキイ、オリ
ユトルスキイ、ベンジンスキイ、チギ
リスキイ
テュコトカ民族管区小管区：アナドリ、ヤスト
イチヌイ、ツンドルイ、マルコオ、チ
ヤウチユコト
オホツク民族管区小管区：アヤン、マイスキイ、
オース、オホツク、セイウエロ、エウ
エンスク、スレドネ、カンスキイ、ツ
ンドラ、チヌミカンスキイ
(4) ニイジネ・アムール州
面積：二〇八、五〇〇平方千米
人口：六〇、一〇〇
中心都市：ニコラエフスク
小管区：ケルビンスキイ、ニイジネ・アムール、
ウリチユスク
(5) 沿海州
面積：一、四一四、三五五平方千米
人口：四、四三四、一〇〇
中心都市：ウラジウオストオク
小管区：オリガ、ボシエトスク、ソウエートス
キイ、スーチヤン、テルネイ、シユコ

トオ
獨立都市：ウラジウオストオク、アルテム、スー
チヤン
地方執行委員會議所屬都市：ソウエート海、テチュ
ウヘ、シユコトオ
(6) 樺太州
面積：四一、〇〇〇平方千米
人口：六七、七〇〇
中心都市：アレクサンドロフスク
小管区：アレクサンドロフスク、東部樺太、西
部樺太、オハ、ルイブノフスキイ、ル
イコフスキイ
獨立都市：アレクサンドロフスク
地方執行委員會議所屬都市：ドウエ、オクチャーブ
リスキイ、オハ
(7) ウスリー州
面積：四、五、一五九平方千米
人口：三九二、七〇〇
中心都市：ニコリスク、ウスリスキイ
小管区：グロヂコオ、イワノフカ、ミハイロフ
カ、ニコリスク、ウスリ、ボタロフカ、
スバスク、ハンコイ、チエリニョフカ、
シユマコフスキイ、ヤコフレンカ
獨立都市：ニコリスク、ウスリスキイ
地方執行委員會議所屬都市：レソウオードスク、
スバスク、ダリニイ
(8) ハバロフスク州
面積：一五八、八〇〇平方千米
人口：二、七五、二〇〇
中心都市：ハバロフスク
小管区：ビキン、ウヤゼムスキイ、カリンニス
キイ、コムソールスク、クルル、ウ

四九八

ルミンスキイ、ハバロフスク
獨立都市：ハバロフスク、コムソールスク
地方執行委員會議所屬都市：イマン
(備考) 右掲數字はカムチャツカ州を除き一體一
九三三年一月一日現在)
(二) ユダヤ人自治州
面積：七三、二〇〇平方千米
人口：五〇、〇〇〇
中心都市：ビロ・ビツジャン
小管区：ビロ・ビツジャン、ビーラ、プリユヘロ
オ、スミドフスキイ、スターリンスク
地方執行委員會議所屬都市：ビラ、ピラカン、ピロ
ビツジャン、スミドウイツチ
(三) 東部シベリヤ州
面積：一、三三三、〇〇〇平方千米 (概數)
人口：二、三八二、〇〇〇 (概數)
地方執行委員會議所屬都市：イルクーツク、チタ
中心都市：イルクーツク
地方執行委員會議所屬都市：キロフスキイ、タングイス
キイ、シヤフトミンスキイ、パレイスキ
キイ、ヒロタスキイ、シルキンスキイ、ネ
ルチンスキイ、ペトロフスコ、ザバイカ
リスキイ、クラスノ・フコイスキイ、チ
エラシエフスキイ、スレチンスキイ、
オロウヤンニンスキイ、ニジネウジンス
キイ、シトキンスキイ、トウルニンスキイ、
ウソリスキイ、クイトウニンスキイ、ジミ
ンスキイ、プラトスキイ、スリユビヤン
スキイ、チエレムホフスキイ、アクツ
スキイ、アレクサウオドスク
中心都市：ボダイビ

極東ソ聯の課題

(備考) 右數字は一九三四年十一月に於ける推定)
(四) プリヤート蒙古自治共和国
面積：三、九四、七〇〇平方千米
人口：五、六三、四二〇 (註)
中心都市：ウラン・ウデ (舊稱ウエルフネ・ウジン
スク)
アイマツク(部)：ビチユリンスキイ、ジヂンスキ
イ、ザイラフスキイ、オリホンスキ
イ、ウラン・オノンスキイ、アギンスキ
イ、ザカメンスキイ、キヤフチンスキ
イ、ムホルシビルスキイ、タルバガタイ
スキイ、ホリンスキイ、エヒリト、ブラ
ガトスキイ、セレギンスキイ、アラルス
キイ、バルグジンスキイ、バウントウス
キイ、ボハンスキイ、セーウエロ、バイ
カリスキイ、トウニキンスキイ
(註) 一九三二年一月現在)

この國際政治的及び軍事的要求は、極東
に増進集結されたるソ聯極東特別軍のより
強烈なる擴充と、従来の歐羅巴存の脆弱性
を解消すべき當面の任務を以つて、エニセ
イ河以東太平洋岸に至るこの廣漠たる區域
を、「國防」の名による戦争準備へと導進せ
しめつつ、第二次五箇年計劃の第四年度た
る一九三六年を迎へたのである。
極東ソ聯の全區域の中極東地方だけを見
ても、第一次五箇年計劃の四年三箇月間に

九億五千萬ルーブルの建設投資(註)を行
つた。第二次五箇年計劃の前三年即ち一九三
三、三四年の期間に行はれたる資本建設總額
は三十三億ルーブルであつた。が、一九三六
年度で對しては、この三箇年間に前三年間の
投資總額に匹敵する三十億ルーブルを一氣
に投じつつある。これに東部シベリヤ州の
一九三六年度建設投資七億九千七百萬ルー
ブル及びプリヤート蒙古自治共和国が一九
三三年度の六百七十八萬ルーブルを一躍三
倍弱に増加した一九三六年度建設投資千七
百四十二萬ルーブルを加算すると三十八億
千四百二十二萬ルーブルといふ驚ろくべき數
字が現はれる。而もこの甚大なる建設投資
が、その壓倒的部分を軍事上の必要に基く
運輸、工業の建設に集中してゐる事實を識
る時接壤國としての日本及び滿洲國がこの
事實に對して無關心でゐられる譯はないの
である。現に、日本及び滿洲國(註)聯との
間に未解決懸案として殘されてゐる北洋漁
業問題、北樺太石油石炭採掘問題、北樺
太及び沿海州森林權問題、滿洲國境問題、
滿洲水路問題、滿洲國境軍備問題等の總て
はこの極東地方に於ける問題であり、日ソ
及び滿洲國交の緩急を支配する最も敏感な
接觸面が極東ソ聯なのであるから、極東ソ
聯の實態に對する検討は不可欠の緊急事と

極東ソ聯の全貌——極東ソ聯の課題

なり、播種面積は前年度の四三九、三〇〇ヘクタールから本年度は四七九、九〇〇ヘクタールに増大されてゐる。同時に機械化比率も次の通り増進されてゐる。

耕	一九三六年	一九三五年
均	六九%	四一%
播	七九%	三二・一%
種	二八%	一九・五%
トラクター	一、六七〇部	六六〇部

極東地方に於ける運輸通信事業は、熾烈なる奮闘が不断に要求されてゐるにも拘らず、近來著しく成績不良であつて、一九三三年度の如きは全運輸業の計画遂行率は六五%にすぎず、一九三四年も計画不遂行に終つたので一九三五年に入つてからは白熱的カンパが行はれ事故防止、新線敷設に突進して本年を迎へたのであるが、本年投資額一五億九千九百九十九ルーブルの中、鐵道に投下される金額は九億九百九十九ルーブルで、ボチカレオ・ウオシロフ間の複線工事ウオロチオエフカ・コムソモリスカの間の新線の急進なる完成、及び「特殊使命を帯び且つ極東地方の國防に關係ある新線若干の敷設」を主要目的としてゐるが、輸送計画その他は軍事上の關係から發表されてゐない。本部門に於ける鐵道以外の計画としては次の如き諸案が發表された。

自動車、馬車輸送トラストの輸送計画

貨物	六三六、二〇〇部
旅客	六五、八〇〇人
新設自動車輸送局	二四局
都市電話網擴大	二七、二七九個
農村電話網擴大	九〇〇一、〇〇〇部
農村ラジオ聴取機取付	五二、〇〇〇部
新設電話線	一、八五〇軒
地方的航空路新設	二、六〇〇人
同旅客輸送	五、四七七部
郵便物輸送	二、六〇〇人

極東地方及び東部シベリヤの農業の課題

州に於ける本年度小賣商品流通總額は前年度に比して次の如く夫々増加計画が立てられてゐる。

極東地方	一九三三	一九三三	前年度に對する一九三六年度の増加額
東部シベリヤ州	三、〇〇〇	三、三三三	一、〇〇〇
東部シベリヤ州	三、〇〇〇	三、三三三	一、〇〇〇

公營事業の課題

極東地方に於ける公營事業として一九三六年度に建設を完了營業を開始すべきものとしては次のものが挙げられてゐる。

セダン水道、ハバロフスカ水道の建設（給水能力一萬六、〇〇〇立方メートル、新浴場二〇、洗濯場七、ウラジウオストオク市電氣力發電所、ハバロフスカ發電所第一期工事、ウラジウオストオク發電所根本的修理及び低ボルト網の建設、ビロビツジャン臨時發電所、ブラゴウエシエンスク發電所再建、ハバロフスカ、ブラゴウエシエンスク及びビロビツジャンに於けるグレイチ建設

極東地方執行委員會管理の新設住宅建設は、一九三三年度の三八、五千方米に對して、一九三六年度は二三、五千方米であつて、大修繕建坪六萬平方メートルの計画である。その他旅館増室一四五室

ソウエートの家の新設三箇所がある。

東部シベリヤ州では住宅建設に對する支出が増加される筈であるが決定額及計画案は不明である。

ブリヤート蒙古自治共和國では住宅建設投資として八五萬ルーブルを計上してゐる

保健の課題

一九三六年度計画では、極東地方及びユダヤ自治州の左記都市に病院が開設される。

スーヤン、テルネー、ウオロシイロフ（増設）スタスタ、ヤコブレフカ、ウヤムスカヤ、ビキン、ノウオ・タロフカ、ビロ・ビツジャン、ビロカン、ニコリスタ、ボムナカ、ベトロバウロフスタ

この結果全病床数は都市四九五、農村三九二を増加し、年平均定員は都市四七三九農村二七四八となる。

その他次の如き建設計画及び改善案が發表されてゐる。

醫師勤務者の家一〇、傳染病バツク三、ハバロフスカ醫學專門學校教授住宅、ビロビツジャン及びクイブイシエフの託児所等の新設

病床一個當年經費四三六〇ルーブル（前年度は三〇八八ルーブル）

患者一人當年食料一四四四ルーブル（前年度は一〇六八ルーブル）

醫師増員の爲に醫術講習會開設（ハバロフスカ定員七五人、ウラジウオストオク定員四〇名）

東部シベリヤ州では本年度農村醫院費を三三%増加し、病床數増設五六〇、患者給

養費増額四〇%病床一個當藥品支給費を二倍とする等が決定されてゐる。

ブリヤート蒙古自治共和國の保健事業費は教育と合して一〇八〇萬七千七百七十九ルーブルと計上されてゐる。

教育の課題

極東ソ聯に於ける一九三六年度の學校建設收生生徒數及び資本投下額は次の通りである。

種	生徒數	資本投下額
極東地方	一、五五〇	一、五五〇
内ハバロフスカ市	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ウラジウオストオク市	三、〇〇〇	三、〇〇〇
東部シベリヤ州	六、〇〇〇	六、〇〇〇
内イルクーツク市	二、〇〇〇	二、〇〇〇
ブクヤート蒙古自治共和國	三、〇〇〇	三、〇〇〇
内ウランウデ市	二、〇〇〇	二、〇〇〇

カウイチは、第一着手として労働組合を改善し、鐵道従業員の規律強化、行政制度の改革することによつて、意業と運輸妨礙のフリガンの行爲を撲滅することに専心した。時恰もスタハノフによつて高揚されたる労働強化方法が當然鐵道スタハノフ運動に強制的拍車をかけ本部門に課せられたる計画プランは期限前の十二月七日を以つて完全に遂行された。今、一九三三年度に於けるソ聯鐵道部の実績を示すと次の如き諸統計を見ることが出来る。

極東ソ聯の實體

概況

一九三五年二月二十八日交通人民委員アンドレーエフは依頼免職となり、ラザリ、カガノウイチがその後任に任命された。この更迭は、聯邦全土の鐵道に互つて膠着してゐた意業が運輸事業を著しく不振に陥れ、政府の奮闘が全く無効に歸した時代が二年以上も續いたので、これに對する根本的是正と決定的克服が要求され

全年間貨物積載總數

一九三五	一、〇〇〇
一九三四	一、〇〇〇
一九三三	一、〇〇〇

四半期別一晝夜平均貨物積載總數

第一四半期	二、〇〇〇
第二四半期	二、〇〇〇
第三四半期	二、〇〇〇
第四四半期	二、〇〇〇

貨物積載總數

一九三五	一、〇〇〇
一九三四	一、〇〇〇
一九三三	一、〇〇〇

貨物積載總數

一九三五	一、〇〇〇
一九三四	一、〇〇〇
一九三三	一、〇〇〇

貨物積載總數

一九三五	一、〇〇〇
一九三四	一、〇〇〇
一九三三	一、〇〇〇

極東ソ聯の全貌——極東ソ聯の實況

(二) 貨物車技術速度及び經濟速度 (單位: 時)

年次	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
貨物車技術速度	一九三五年 三三・二	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八
貨物車經濟速度	一九三五年 三三・二	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八	一九三五年 三三・八

(ホ) 鐵道線路延長數

一九三五年	八三、五〇九軒
一九三四年	八二、六一四軒

(ハ) 鐵道電化工事線路延長數

一九三五年	一、〇八三軒
一九三四年	三三九軒
一九三三年	三五〇軒

(ト) 貨車數及び新造數

一九三五年	六二二、六〇〇輛
一九三四年	五四二、六〇〇輛
一九三三年	三三、五〇〇輛

(チ) 機關車數及新造數

一九三五年	二二、三五四輛
一九三四年	二〇、八九九輛
一九三三年	一、二七五輛

これらの一九三五年に於ける實績を前にして概てられた一九三六年度の計畫は次の通りである。

(イ) 鐵道投資總額

部	別	計	前年度に對する比
運輸	貨車	九〇、〇〇〇輛	九〇・〇〇%
運輸	機關車	一、九〇〇輛	一〇〇・〇〇%
運輸	貨車新造數	九〇、〇〇〇輛	九〇・〇〇%
運輸	機關車新造數	一、九〇〇輛	一〇〇・〇〇%
運輸	貨車	九〇、〇〇〇輛	九〇・〇〇%
運輸	機關車	一、九〇〇輛	一〇〇・〇〇%
運輸	貨車新造數	九〇、〇〇〇輛	九〇・〇〇%
運輸	機關車新造數	一、九〇〇輛	一〇〇・〇〇%

五〇四
「イ・エ・ス」型
電氣機關車(幹線用)
内務機關車(幹線用)
全期貨物輸送量
一、九三五年に對する比
七五〇
六二五
三五五
一七・二%

〔備考〕 東部の六鐵道が舊軌の數字によつて示されてゐるのは本期間に區間變更が行はれたためである。

カガノウイツチ交通人民委員の極東ソ聯觀察

共産黨中央委員會書記、交通人民委員カガノウイツチは一月下旬より二月中旬に亘つて極東地方、東部シベリヤ地方、ユダヤ人自治州、ブリヤート蒙古自治共和國の視察旅行に赴き、主としてその專任たる鐵道事業の視察監督を行つた。

カガノウイツチの極東視察任務は、前年十二月十八日に完成したるカライムスカヤハバロフスク間二二八軒の中ボチカレオ

鐵道名	區	間	距離(軒)	局所在地	局長名	政治部長名
東 鐵	ウラジウオストオク	アルハラ	一一三	ハバロフスク	レムベルク	ボプレイシヨフ
アムール鐵道	アルハラ	クセニエフ	一一三	スウオボドヌイ	ルーテンベルク	ウドーウイン
ザバイカル鐵道	クセニエフ	カヤ	一一三	タウルスキイ	シベクトロフ	ウエスナ
東部シベリヤ鐵道	ベトロフ	スキザウオド	一一三	イルターツク	クロフマリウ	ウエスナ
クラスノヤルスク鐵道	タイシエト	マリンス	一一三	クラスノヤルスク	ミールスキイ	ベトロシヤン

ハバロフスク間を幾す複線化を中心とする輸送能力の検査にあつて、それが軍事的要請に基いてゐることは、カガノウイツチ自身が各所で行つた演説が鐵道の軍事化を強調してゐる事實によつても明白である。

極東ソ聯鐵道區間變更 二月二十七日、聯邦人民委員會及び共産黨中央委員會決議に基き、交通人民委員カガノウイツチは、ウズリ、東部シベリヤ兩鐵道の分割並にこれに伴ふザバイカル鐵道の區間變更に關する命令を發表した。右命令に據る新鐵道の區間、幹線距離、局所在地、局長及び政治部長氏名は次の通りである。

ウオストオクに至る鐵道線路は、東支(極東)西部(現滿洲洲)濱洲線、濱洲線)を基としてその上邊に半圓を描く大鐵道であるが、東支鐵道がソ聯の掌中にある時代には歐露より太平洋岸に至る最短交通路として東支鐵道こそソ聯の生命線であつて、その上北方に巨大な半圓を描く大迂迴線は經濟的にも軍事的にも左程重要性を帯びてゐなかつた。然し、一九三一年以後の極東に於ける新情勢は、ソ聯をして東支鐵道に播居することを不可能ならしめ、同時に、異常に増結したソ聯極東特別軍が要求する後方輸送機關の整備強化は、この死蔵されてゐた大迂迴線の再生を必至ならしめたこととは論を俟たない。従つて、アムール鐵道及び極東鐵道の改修と複線化は、東支鐵道の運命が豫測された當時に於て、既に立案され直ちに着手されたものと推察することが出来る。

アムール鐵道複線工事の着手時期は明白にされてゐない。然し、該工事を詳に觀察した交通人民委員部代表信及及び通信部長マメンドスが、一九三五年十二月中旬に語つてゐる言葉によつて、尠くとも一九三三年中に着手されたことだけは判明する。即ちカライムスカヤ・ボチカリウオオ間の複線化は一九三五年十二月十八日に完成し、殘

部のボチカリヨウオ・ハバロフスク間は一九三六年四月二十八日に大部分の工事を完成し、五月二日最後に残されたゼヤ橋も落成して全線の開通を見た。極東鐵道のウラジオストクからハバロフスクに至る區間の複線化も、既に一九三四年末着工された橋樑であつたが一九三六年六月十五日迄に全部完成した。

バム鐵道 バム鐵道建設計劃といふものは正式には公表されてゐないのであつて、ただ僅かに第十七回共産黨大會(一九三四年一月一二月)に於てモロトフが行つた第二次五箇年計劃に關する諸課題の中で、

「ザバイカルと獨逸江下流を連絡する長一、四〇〇軒のバイカル・アムール鐵道が建設されてゐる」と述べた言葉があるだけである。従つてその具體的建設計劃と工事進行状態は信を以て足る資料を缺いてゐるのである。然しながら、本計劃が決して架空のものでないことは、白海、バルチック海運河の大工事を完成直前まで遅してゐたソ聯の例によつてみても、ほゞ推察し得るばかりでなく、既記のアムール鐵道の北方に、更に安全なる極東斷續線を設ける必要のあることは、極東ソ聯に強化されつゝある軍備の工業の安全性を保障する上からいつても、當然あり得ることである。ソ聯側がこれを極度に

秘密としてゐる理由も軍事的効果が大きいだけに當然である。

バム鐵道(即ちモロトフのいつたバイカル・アムール鐵道の略稱)の計畫に對して傳つてゐる所は次の通りである。

東部シベリヤ鐵道のクイシエト橋を起點としてバイカル湖の北方を東進し、レナ金礦地帯のボダイボを過りアムール鐵道北方三〇〇哩の地點を東進してアムール河下流の新興工業都市モロトフに至り、更に太平洋岸ソウガワニ(ソウエート港)に到達する(圖考)右側へられる計劃線に従ふと全長約三、〇〇〇軒となり、モロトフの遠く一、四〇〇軒と著しく相異なるから、通過地點には懸念をおかざるを得ない。本建設工事は、一九三七年完成を目途に白海・バルチック海運河工事に使用される因入労働者十萬人を使役して更にアムール鐵道、極東鐵道の建設工事に使役された因入労働者も振り向けられる構想である。

その他の新線建設 極東地方に於て目下進捗中の新線としては、ハバロフスク西方のウオロチヤエフカとコムソリスタを繋ぐ線があり三月二十八日トウングースカ鐵道の開通式が開かれ、岩橋スチヤンを海口ナホトカに連結する廣軌線がある外に特殊使命を帯び且つ極東地方の國防に關係ある新線若干が敷設されつゝあるが、これらの軍事的戰略線に關しては全く發表されてゐない。この外、ブリカート蒙古自治共和國のウランソ、ウデから外蒙のウラン・パートル・ホタに南下する新線計畫も傳へられ

てゐるが、これも軍事的戰略線であるから詳細の内容は一切不明である。

極東鐵道の現状 極東鐵道即ち舊稱ウズリ鐵道は最近數年間著しい不振を續け連年計畫不遂行の状態にあつたが、一九三五年に至つて初めて次の如く貨物輸送の超過遂行の實績を示したのであるが、總體的には依然たる不良状態の域を脱してゐない。

一九三五年度ウズリ鐵道運輸實績 (一) 一九三五年一二月ハバロフスクで開かれた極東地方委員會議に於けるウズリ鐵道局長レムベルグの報告 (イ) 貨物運輸 貨物輸送計劃は一一〇%遂行され一九三四年に比すれば二六%の増加であつた。一日平均積貨車数は一六四一輛で、前年度に比し四九一輛増加した。主要貨物計劃遂行率は石炭九二%穀物一一〇%石油八二%木材一一九%、魚類八七%であるが、普通貨物以外にバム鐵道及自備用枕木材、石材、ボラスト等の能産貨物輸送も計劃外輸送が行はれたので之等を加へると一日平均積貨車数は二、〇〇〇輛に達した。

(ロ) 輪轉材料修理 機關車大修理は四一輛、中修理七七輛、客貨車の各種修理も超過遂行で全般的には相當の成績をあげたがウオロシロソ鐵道修理工場の場合は作業計劃を遂行し得ず、スコボロヂノ、マダガチ、ボチカリヨウオ鐵道等は著しく不成績であつた。

へばその一例を次の實例にみる事ができる。

極東鐵道第六營業班の石炭運送計劃遂行状態は最近極めて悪く、オジヨールニエ・タリユエチヨリアルテム坊への貨車運送不足数は日々六十餘輛に達しこれが第一號坑には石炭三、八〇〇噸第三號坑には三、五〇〇噸の積貨をみてゐる。上つて極東鐵道管理局長代理ビロンは一日七、〇〇〇噸以上の石炭運送を指合したにも拘らず、オジヨールニエ・タリユエチヨリの石炭運送量は一日六、〇〇〇噸にすぎず、一日平均一、〇〇〇噸の石炭積貨しつゝある。貨車不足の爲昨日第三號坑では約三時間第一號坑では一時間以上作業中止の餘儀なきに至つた。新しく竣工した積貨不足の爲全能力を窮して操業し得ず又他方アルテムの如きは一六、〇〇〇噸の石炭積貨があるといふ状態である(一九三六・四・二四、タラスノエ・スナイミヤ)。

ウランウデ鐵道工場 プリヤート蒙古自治共和國の首都ウラン・ウデ(舊稱ウエルフネウジンスク)の鐵道工場は、一九三二年六月十七日付黨及政府決定によつて建設されることになつた世界的規模を持つ大工場であつて一九三六年度内に完成する筈であるが工事は一九三三年一月一日より着手續行され、既に現在では一部作業が開始されてゐる。完成途上にあるこのソ聯最大の鐵道工場は、機關車の大修繕、中修繕を行ふ外に「エス・オ」型新式強力機關車の建造をも行ふものであるがこの新式強力機關車は現在東部シベリヤ、モロトフ、アムール

の各鐵道で使用されてゐる「デカボツ」型の能力にまさること數等である。一九三五年度には二億四千二百萬ルーブルの投資を行つて「エス・オ」型機關車一〇〇臺製造、各種機關車三〇〇臺の大修繕を行つひ、一〇三%の計畫超過遂行を示したが、同年中に、四つの基本的工場以外に、木工部、黃銅鑄造部、壓搾部、發電所その他一聯の製造工場を建設し、上下水第一期工事は完了し、五〇軒の鐵道線路敷設、建坪三二一、〇〇〇平方メートルの恒常的住宅も完成した。建築及び工場従業員数は一八、〇〇〇人でその中プリヤート人は一一二五人である従業員子弟の就學生徒数は二九、〇〇〇人、工場附近は新市街地と化しつゝあつて一九三六年中には總人口五萬人の新都市となる筈である。

道路

土地の割合に鐵道網のまだ稀薄な極東ソ聯では、自動車による交通運輸を目的とする道路の開發に著しい努力が拂はれてゐる。極東地方には既に一九三五年までにハバロフスク・ウラジオウオストク・スペースク・ヤコウレフカ間、アレクサンドロフスク・デレピンスク間その他が建設されたが就中、一九三五年十一月一日より開通した

八、〇〇〇本に對して實際供給は二六〇、〇〇〇本にすぎなかつたからである。

(ニ) 鐵道建設 ウルシヤ・ボチカリヨウオ開七二〇軒の鐵道工事を完了し目下臨時運轉を行つてゐる、ミハイロ・チエスノコフスキイ貨車修理工場の新設、機關車、發電所、客貨車庫及び貨車修理小工場其他附屬建築物の建設も可成りの成績を挙げた(但しバム鐵道を含まず)此中發電所の電力は四三、二七キロワットとなり前年度に對して一、六二七キロワットを増加した。客貨車庫はボチカリヨウオ及びハバロフスク第二號坑に新設された。貨車修理小工場はベルヤ・レチカ、ブレヤ、マダガチ、オブルチエ、シマノフスカヤ、ルチノウオロシロソ・ニコリスク、ガマルニタの各所に建設された。

(ホ) 事故防止及び貨車運送の迅速化 事故防止は前年度に比し四%の増加、貨車運送の迅速化は運輸機關車従業員技術不良、荷主側の怠慢が原因となり計劃六・六七日に對し八・七日の不成績を示し、列車速度も、經濟速度實績二・〇軒計劃は一四・七軒、技術速度實績二・〇軒計劃は二三・六軒で不成績を極めた。

(ハ) スチハノン運轉 他鐵道に比し稍後れ氣味で参加者は主として機關車運轉員のみで、將來の問題に關する。

これによつて明瞭である様に運輸計劃は強行されたが、線路修理、機關車、客貨車の修繕等は反對に不活動を極めてゐる結果綜合的實績は決して良好とはいへないのである。この傾向は本年度に持ち越さず列車事故、滞貨等は依然たるものがあつて、例

ハバロフスク・ウラジウオオト間の大道路は延長八〇〇軒、工事日数十八箇月を費し...

東部シベリヤ州に於ける自動車道路は概して未開發であるが外蒙との連絡線は重要視され、ウラン・ウデからキヤフタを通つてウラン・バートル・ホタに達する線の如きは軍事的必要に於て一九三六年五月末より九月十五日に互つて移動大修築隊が派遣され幅員を六・五米より九・五米に擴張し勾配を修正した。

河川運輸

極東地方に於ける河川運輸は黒龍江を中心として行はれてゐるが近年業績不良であつて...

に重要關聯を持ち、特にコムソモリスクの工場建設は河川運輸の強化なくしては成就し難い關係上一九三三年度に於ては極力これが強行を計り次表の如く河川用船舶の増大を行つた。

Table with 2 columns: Year (1933-1935) and Cargo Capacity (噸). Shows increasing trends in cargo capacity over the years.

黒龍江客貨運輸船舶狀態

Table listing shipping routes, dates, and vessel names for the Heilong River. Includes routes like 'ハバロフスクニシベリヤ州' and vessel names like 'コムソモリスク'.

詳)したが、連年に互る船舶運用の觀感、事故の頻發、從業員の怠慢等の缺陷は鐵道運輸のそれと全く同じ傾向を辿つてゐる。

海運

極東ソ聯に於ける海運は「極東國營海運汽船」の下に統轄され、現在所有船舶數五八隻噸數一七二、〇〇〇噸で一九三六年度の太平洋岸海運はウラジウオオトを起點として次の七航路が設けられた。

- 一、沿海州航路 (ウラジウオオト・デカストリー)
二、テチエ(航路) (ウラジウオオト・テチエ)
三、ボシエツト航路 (ウラジウオオト・ボシエツト)
四、ナホドカ航路 (ウラジウオオト・ナホドカ)
五、北極太航路 (ウラジウオオト・アレキンドロフ)
六、ノガエウオ航路 (ウラジウオオト・ノガエウオ)
七、カムチャツカ航路 (ウラジウオオト・ベトロバウオ)

鐵道網の未發達である東部シベリヤ州では河川運輸の重要性は大きく、外蒙に對する貨物の四五%、ヤクト共和国に對する貨物の九〇%は、本地方に於ける水運に依存してゐる。本地方に於ける水路は次通りのである。(單位野)

動不良に基づく運輸不振が續き、茲でも意業、事故が再三記録されてゐるが、輸送計劃だけは一一七%の超過遂行を示し貨物輸送量は一九三四年の二倍に達したと報告されてをり、一九三六年度はこれを更に二八%増加することになつてゐる。中でも外蒙とバイカル湖を連絡してゐるセレンガ河の航運は現在汽船二一隻(中一一隻は内燃機船舶)と聯結式ライター五〇隻を有し次の如き貨物輸送量を示してゐる。

向この外に一九三五年四月下旬來ウラジウオオト・上海間の定期旅客航路が開設されてをり、ウラジウオオトを據點として北氷洋航路の開發にも異常な努力を示してゐる。

極東ソ聯の全貌——極東ソ聯の實情

び平工業生産額は五、九〇〇萬ルーブル(一九二七年度の價格)で前年度に比し三七%の増加、計劃遂行率一〇五%であった。

(1) 重工業及びその建設に於て

- (イ) ウオロシロフ工場及びカガノウイツ工場せしめ、スターリン工場及びカガノウイツ工場の生産計画を超過せしめ、それら各工場の特種生産品を完全化する事
(ロ) 一九三六年度中に新設工場に於ける生産を完全化し且つ在来のモロトフ、オリキイ、第一二六各工場に於ける職場の新生産設備を完全化する事

(2) 採炭工業に於て

- (イ) 一九三六年度後半期に於てアルチヨムの第六坑第四にスーリヤンの第二坑第四の建設を完成し、カヒタリナヤ、タウリヤンカ坑にスーリヤン

ヤン第二〇號坑の作業を開始すること、今年度前半期に於てスーリヤンの中央發電所に水造作業を開始すること
(ロ) トルブシンスキイ地塊地塊に一九三七年度に於て該地方の重工業的建設を増進すること、一九三七年度に於て第一坑式の新築坑を設ける目的を以てアルチヨムの九坑地塊を調査すること

(二) 全蘇聯に亘つて炭質向上に努力すること

極東石炭運搬部(ダートランスウゴリ)は蒸餾を拂してアルチヨムに新式シャベル、ボデーイツト式消滅の長型鑽孔器、タイプ式コンウエヤー等を適用すること
東部シベリヤ州の一九三六年度工業生産計畫は一九三三年度に比して五七%を増加し、五億五千五百萬ルーブルとされてをり、石炭採掘量五百四十四萬五千噸、煉瓦製造量は全五年計畫の完了、産金量は一九三三年度の二倍とする筈である。

主要工業各部内に亘つてその趨勢を見る

石炭 極東ソ聯に於ける石炭資源は豊富であつて、埋蔵量七五〇億噸と推定されてゐるイルクーツク附近の炭田は、西部シベリヤ地方のクズネツク炭田に次いで極東ソ聯の重工業に重要使命を持つてゐる外、カンスク炭(四〇〇億噸)チニールイ・エニセイ炭田(四〇〇億噸)東ザバイカル諸炭田(一〇億噸)を東部シベリヤ州に持ち、スーリヤン炭田(四・二〇〇億噸)アルチヨム炭

區(一億噸)北澤太炭田(二〇億噸)及び最近発見されたるブレヤ炭田(一、五〇〇億噸)を極東地方に持つてゐる外、東部シベリヤ州の北方にあつて、エニセイ、レナ兩河間に延長して南方はアンガラ河、北は北氷洋に達する一大石炭埋蔵區域ツングース炭田があり、その埋蔵量は推定六、〇〇〇億噸といはれ全蘇聯最大の巨大豫備品の役目をつめてゐる。

然しながらこれらの大資源を有するにも拘らず、採炭事業は概して立廻れてゐたのであるが、極東ソ聯全設に亘る工業化計畫は、動力源、冶金工業原料、化學工業原料運輸燃料としての需要を増進せしめ生産促進の拍車がかげられたのである。

東部シベリヤ州が採炭計畫を完全遂行し得たのは一九三三年度が最初であつて一九三一年度と比較して八八%を増して採炭量三三〇萬噸であつて、一九三三年度も一〇三五〇萬噸であつて、一九三六年度は一、二二〇萬噸の超過遂行となし一九三六年度は採炭量四一〇萬噸となつたが、これを五七%超過せしめんとして五ヶ年計畫を一六一一四萬五千噸として五ヶ年計畫を六六一一七%超過せしめんとしてゐるのである。特に注目すべきことは東ザバイカル諸炭田(チニールイ、アルチヨム、アルバガルス、アルチヨム、アルバガルス、アルバガルス)及びブライヤート古のグシノオセルスク

等)が著しく採炭量を一九三四年來一一二六萬噸以上に増加してゐることであつて、これは、特典令に基づく賞銀の三〇%引上の効果であると共に、年々石炭消費量の二五%を不足してゐる極東地方へ補充すべき任務が強化された事である。又、アンガロストロイ(後項参照)完成の先驅的使命を帯びてゐるチニールイ炭田(イルクーツク炭田)も炭坑の新設、機械化の促進に邁進を續けてゐる。

極東地方では年々不足する燃料及動力源の自給確保に努力してゐるのであるが、一九三三年度の採炭量一一〇萬噸、一九三三年度二〇〇萬噸、一九三三年度四二〇萬噸と躍進し新坑の擴張、機械化(七三%)を急ぎつゝあるが、黨地方委員第五回總會(一九三六・一末)は一九三六年度の極東地方採炭業が極めて不成績で許すべからざる程立廻れ急激に發展しつゝある極東地方經濟の要求に副ふことを得なかつたことを特筆して、極東石炭運搬部が九一%の未遂行(計劃採炭三、八九五萬噸)に對し實績三、五四五萬噸)に終り、機械化採炭計畫の遂行率が八七%にすぎず、特に澤太石炭トラスが遂行率八五%の不成績に終つたことを指摘して既に最新式の機械化電化装置を有して大量採炭を可能とする幾多の強力なる炭

坑が作業を開始したる今日斯くの如き採炭業の運轉は最早許し難い處であるといつてゐる。ソ聯當局はスタハノフ運動を極東炭田にも利用しやうとしたが、成切しなかつた。

石油 極東ソ聯の石油資源は北澤太オハ管區東岸に沿ひ南北四〇〇餘キロを有しこゝで採取されたる原油は送油管で西北海岸バイカル灣頭頭に導かれ、油取船に積まれてアムール河を溯航してハバロフスクに至り一九三三年度に新設採炭開始をしたオルジニキイゼ、クラツキング工場に於て精製され地方産原油の自精製が實現されてゐるのである。これは重大なる軍事的意義を持つてゐるものであつて、一九三三年度計畫は原油二〇萬噸を處理して製油一二萬噸を生産することになつてゐたが、當地方委員の報告(前掲)通り、實績は不成績を極めスタハノフ運動も何等發展の跡を示さないでゐる。

北澤太油田の一九三三年度採油高は計劃三〇萬噸に對して二五萬噸に終り、一九三三年度は依然三〇萬噸を確定してゐるのであるが、本年上半期成績は採油高一〇一%遂行、掘鑿記録二二・九・五%遂行の成績を示してゐる。

鐵 極東地方の鐵礦資源は質の粗悪と鐵

極地と石炭産地の開拓によつて鐵礦業は久しく等閑に附されて來たが、最近小興安嶺鐵床の調査によつて埋蔵量四億二千萬噸と推察される鐵礦石英の大鐵床が発見され、ブレヤ炭田との密接なる聯繫性に於て從來の障礙條件は一舉に除去され、一九三七年には第一期生産能力鉄礦五萬噸を有する大鐵床を建設するといふ見透の下に目下設備開發準備が行はれてゐる。(ブレヤストロイの項参照)

東部シベリヤ州に莫大な鐵礦床が存在してゐるが判明したのは、一九三一年頃の事であつて、一九三四年の重工業人民委員部水力地質湖地局調査資料は、東部シベリヤに於ける鐵礦六億三千萬噸、全鐵石英岩三億二千萬噸の埋蔵量を確認した。これによつて本地方の鐵礦埋蔵量は全蘇聯に於ける第三位となり主なる鐵礦床としては、アンガラ河及イリム河流域(五億噸)、オノン河沿岸チニールイホウ湖を距る一四〇キロのツスノウイ・バーエツ(一億七千萬噸)ウラシノウデを距る一八〇キロのバルバガル(一億二千萬噸)、東ザバイカルのジエレスノイ・クリヤージュを中心とする數十の鐵床(一億一千萬噸)等があるが、現在では僅かに東部ザバイカルにあるベトロフスタ製鐵所があるだけで、これとても木炭を燃料

とする製式工場で生産能力鉄鋼及鋼材六萬乃至六萬五千噸である。然しながら、この大鐵資源は、隨てアンガロ・ストロイの完成に伴つて當然本地方に全聯邦第三位の大冶金工業地帯を生みだすことを豫告してゐるのである。

アンガロ・ストロイ 世界第一の淡水湖バイカル(面積三四、〇八〇平方キロ)を水源として西流してエニセイ河に注ぐ、シラガ河(延長一、八七七キロ)の急流を利用して安價な電力を生産し、イルクーツク附近のチエレムホフ炭田(埋藏量七五〇億噸)とアンガロイリムスキイ區の鐵礦床(埋藏量五億噸)を根幹としてこの地帯に一大綜合工業根據地の建設を行ふといふのが所謂アンガロ・ストロイの使命である。これは極東ソ聯全般に互る工業化の母胎ともいふべき一大社會主義建設であつて、既に完成した西部シベリヤのウラル・クズネツク綜合企業が更に一步東方へ前進させられるものであり、極東ソ聯の經濟的獨立性を約束し躍進しつゞける極東ソ聯に於ける重工業建設換言すれば軍需工業の完成強化への前奏曲である。

したのは一九三一年である。調査は今尙續けられてゐるのであるが、基本調査によつて明示されたこの巨大建設の全貌及び第一期工事の計畫は次の通りである。
自然貯水池としてのバイカル湖はアンガロ河の水力を最も有効に利用せしめ得る状態におき、計畫は、この河筋に、年發電量合計六二〇億キロワット時に達する次の六つの發電所を先づ建設せんとしてゐる。
(一) バイカル湖發電所、バイカル湖より六〇キロ、イルクーツク市より八キロ上流地點、出力五二五、〇〇〇キロワット時、年發電量三六億キロワット時。
(二) パルハトリ發電所、バイカル湖より一五〇キロ下流地點、出力八二五、〇〇〇キロワット時、年發電量五三億五千キロワット時。
(三) プラトスカヤ發電所、バイカル湖七一五キロ地點、年發電量一七五億キロワット時。
(四) シヤマンスカヤ發電所、出力二〇〇萬キロワット時、年發電量一三四億キロワット時。
(五) ケジマ發電所、出力一七〇萬キロワット時、年發電量一三〇億キロワット時。
(六) ヴラヂカヤ發電所、出力一四〇萬キロワット時、年發電量一〇〇億キロワット時。
調査研究の結果第一期工事はバイカル湖發電所に決定し、一キロワット時當り生産原價〇・三五カペイク、商業原價一・三六カペイク(ドネプル發電所の生産原價に近い)といふ安價な電力を以つて、チエレムホフ炭田とアンガロ・イリムスキイ鐵礦床の綜合

開發を計るばかりでなく、アルミニウムマグネシウム、合金鐵、合成ゴムの製造が計畫されてゐる。特殊金屬及輕金屬の資源に豊富なこの地帯が、安價な電力を準備した曉には、特別に電力を必要とするこれらの金屬工業は易々として企業化される譯である。

建設當面の準備行動としてはチエレムホフ火力發電所に對し數箇の實驗工場が建設途上であり、バイカル發電所は設計が完成次第、一九三八年に起工される豫定である。
ブレヤ・ストロイ 一九三四年二月第十七回共產黨大會の席上、スターリン自らブレヤ炭田の連時的採掘着手を慫慂し、第二次五箇年計畫に關する第十七回共產黨大會の決議が極東ソ聯の製鐵業中心地根據地を決定するに當つてブレヤ炭田を先づ第一にその燃料資源根據地と認定し近接する小興安嶺鐵礦床と結びつけて極東地方に於ける重工業の綜合的開發を暗示して以來、ブレヤ・ストロイの名は漸く世界の注目の的となりだしたのである。
埋藏量一、五〇〇億噸と推定されるブレヤ炭田がアムール河北方に發見されたのは一九三二年の夏であつて、その後數次の調査の結果、實測済みの炭床面積一、〇〇〇〇〇〇平方キロ、ブレヤ河本流域だけでも

炭藏量一、〇〇〇億噸、更に支流トルマ、ウールガン、ウマルタの諸流域及びブレヤ上流とセレムジャ河上流流域が狭む地帯にも鐵脈は連續してゐることが判明し、その最低推量一、五〇〇億噸とされたが、未探査のブレヤ河東側支流々城からアムゲン河流域にまで達する地質構造上の推察がされてゐるから、將來のブレヤ炭田は、ソ聯第一世界第二のクズバスに次いで、ソ聯第二の大炭田と確認されるかもしれないのである。現在までに明瞭となつてゐるこの炭田の區域はブレヤ河々口(ブラゴウエシチエンスク)の下流二六〇キロ地點、滿洲國黑龍省烏雲縣常家屯の對岸、松花江江口より上流五三〇キロ地點)より三二〇キロ上流にあるチエクンダ站附近に始まり、北下してウマルタに至り、その水源を究めてセレムジャ河水源地方との間の分水嶺を越へてセレムジャ河の支流エリガ河の流域に至る延長三〇〇キロ、南半に於ける幅員約七五キロといふ區域であるが、調査の進むにつれて鐵床の擴大は底止する所のない状態である。
小興安嶺鐵礦床は古くから知られてゐたが極東ソ聯の將來の基本的製鐵原料地と確認されたのは一九三二年である。これはアムール河沿岸のニカテリノ、ニコリスク村(滿洲國三江省通遼縣の對岸)に始まり、ユダ

ヤ人自治州を縱貫北走して極東鐵道に至る南北約一五〇キロ幅員約一六キロの含鐵分六二%の鐵床であつて、從來工業的開發の障礙となつてゐた燃料供給の不便がブレヤ炭田の發見で無條件に解決し、綜合企業による極東製鐵所建設問題が具體化したのである。計劃によれば建設されるべき製鐵所は年産六〇萬噸を目標としてゐるのであるが、第一着手として、極東鐵道とブレヤ炭田を連絡する新鐵道の建設調査が一九三三年二月に開始され、極東鐵道ビラカン驛を起點としてダツシユリドル河に沿つて北上しレヤウリン河に出てトウイルマ河を横斷してブレヤ山脈に達しドリニカン河に沿つてウステイ・ニマンに至る延長四三〇キロの新線敷設が決定されたが、勞働力の不足、地理的狀態の困難、建設材料の供給不備等の理由によつて、一九三七年に營業を開始して明年度輸送計劃百萬噸といふ計劃も、到底實現不可能の状態にあり、一九三六年度に入つても適確な工事進捗の報告は行はれなかつた。

從つてブレヤ・ストロイも現在では尙未だ机上計劃論の範圍を出でないが、近き將來に於て、判然たる軍需工業としての姿を實現しないと断言できないのである。
その他の巨大建設 プレヤ・ストロイの
石炭鐵綜合企業と聯結性を持つ機械工業企業區として選ばれてゐるものにアムール河下流のコムソモリスク建設があり、海産食料品工業綜合企業としてはソウガワニ建設がある。これらを總稱してソ聯當局はダリプロム・ストロイ(極東産業建設)と稱してゐるが、一九三五年に於てはこれらのギガントと稱すべきダリプロム・ストロイは未だ所定の期間に合つて居らず、建設事業は特に立遅れてゐる。中でもコムソモリスク建設は、一九三二年以來極東軍需工業の心臟として選ばれ造船所、自動車工場、飛行機工場、兵器廠等が青年共產黨同盟員の強制移住によつて着手されてゐる新興機械工業建設であるが、尙總ては將來に於て見られなければならない。
金 極東ソ聯は金礦埋藏量に於ては全聯邦産金業に決定的意義を以つており、産金業も現在では近代的設備を以つて増産されてゐるが具體的數字は一切發表されてゐないから實狀は不明である。只、東部シベリヤに於ては一九三四年度の産金量概算三四六〇〇噸で一九三一年度の二倍となり、極東地方では一九二六—二七年度に於て産金高五、六四五・七噸と評價されて一九三四年度は初めて計劃を遂行し前年度に比して四〇%の増産であつた。

極東ソ聯の全貌——極東ソ聯の實情

その他 不明 一〇七、〇〇〇
 合計 一〇七、〇〇〇
 (備考) 右表の中ホルホイズ及私營農の春蒔播種計
 劃はその後一九三六年二月二十一日付極東地方執行委員會議地方委員會議決議によつて左の如く若干變更されてゐる(單位ヘクタール)

穀類地方別播種計畫

穀類	單位ヘクタール	單位ヘクタール	單位ヘクタール	單位ヘクタール	單位ヘクタール	單位ヘクタール	單位ヘクタール	單位ヘクタール	單位ヘクタール
小麦	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大麦	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
粟	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
豆	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000

本年決定に據る播種計畫の中穀類播種別及び面積別を行政区畫別に示すと次表の通りである。

行政区畫	面積	ホルホイズ	個人農	ホルホイズ自營
ウズベキスタン	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
トルクメニスタン	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
タジキスタン	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
カザフスタン	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
シベリヤ	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000

〇ヘクタールに激減してゐるが、ホルホイズの自營は前年度の二倍になつてゐる。尙この外一九三六年度計畫に於て不明となつてゐる部分には労働者及び勤務員の自營面積が多分に残されており、前年度の傾向から推察すると尙とも二二、〇〇〇ヘクタールを占めてゐると思はれる。ホルホイズ員、労働者、勤務員等の自營耕地面積がソ聯本来の農業機關以外に直接供給の補助手段として増加してゐる事實は、社會主義農業經濟としては、個人農の形式的減少に對して消極な矛盾を示してゐる。これは共產黨の強制によつて、極東農民のホルホイズ加入率が一九三五年度末に於て九四%に達したと誇つてゐるにも拘らず、ホルホイズの農業活動は引續いて播種計畫を未遂行に終つており、之に反して食糧難緩和の便法として許可されたホルホイズ員の自營は驚ろべき速度を以つて増大しつゝある皮肉な現象を示し、ソ聯當局が大重になつて宣傳してゐる社會的利益が、尙未だ極東農民の個人的利益を克服し得ないばかりでなく、一時的便法として許可したホルホイズ員、労働者、勤務員の自營が、極東ソ聯に於ける食糧難を立證すると共に、曠ては社會主義農業政策の重大なる障礙となる可能性を如實に物語つてゐる。

一九三六年度の穀物總收穫量推想は、一九三三年度の六九一萬ツエントネル、一九三三年度の七六〇萬ツエントネルと連年増加しつゝある事實に鑑み若干の増收は見られるであらうが、尙極東ソ聯の食糧難を解決して自給自足の目的を達成する迄には餘程の距離がある。

一九三六年度春蒔成績は、これ等の食糧難克服に對する切實な要求があるにも拘らず概して不良であつた。五月二十五日現在の報告によると、播種面積は計畫の七二・三%で前年同期の成績に比較すると五%の立遅れである。

東部シベリヤ州及びブリヤート蒙古自治共和 本地方に於ける耕作農業は穀物生産を主として地方内需要を充たし餘剰を極東地方へ輸出すべき立場におかれてゐるのであるが、連年成績不良を極め政府は一九三三年十一月その禍根となつてゐた地方黨幹部を更迭して指導の改善に著手し、更に一九三四年二月、曩に極東地方に對して與へたと同様の特典令を出した。この特典令は前者同様、社會主義政策特に農産物強制納入制に對する農民の不平を緩和し、殊更滿洲國に接境する東部國境地帯にこの特典を厚くしたものであつて、國境地帯に於ける民心の安全を極力強化せんとしたもので

極東ソ聯の全貌——極東ソ聯の實情

ある。特典令の内容は次の通りである。

- 一、東部シベリヤ州及びブリヤート蒙古自治共和の十二區に於けるホルホイズ及びホルホイズ員に對しては尙六箇年間、個人農に對しては尙三箇年間、國家に對する穀物納入の義務を免除す。
- 二、ザバイカルの十四區に於ては右に増じて國家に對する肉、馬鈴薯、牛乳、乳脂の義務納入を免除す。
- 三、ザバイカル及びブリヤート蒙古の右記以外の諸區に於ては右に増じて肉、馬鈴薯、牛乳、乳脂の義務納入を免除す。
- 四、ブリヤート蒙古の三遊牧區に於ては右に増じて半毛織物納入を免除す。
- 五、第一條指示以外の諸區に於ては右に増じて穀物及び馬鈴薯の義務納入を三分の一に減す。
- 六、第一條指示の諸區に於ける労働賃金は、石炭業關係三割、一般産業文化關係二割、諸官廳及工場事務員一割を増額す。
- 七、ザバイカル駐屯軍人糧給は、兵士及下士官五割、將校二割を増額す。

當時の農業經濟の亂振りを示す一例として本地方のホルホイズ財政の出題目を擧げることが出来る。一九三三年一月一日以前に於ける本地方のホルホイズは農業銀行貸付關係の莫大なる未拂負債を有し總額三〇〇百ルーブルに上る未拂利子を持つてゐた。聯邦人民委員會及び黨中央委員會は一九三四年十二月二十四日遂にこの全負債額を繰引せざるを得なくなり、その全額は四十區二七億ルーブルに達した。

かくして一九三五年度を以つて更生の第一歩を踏みだした本地方農業は、一九三五年春蒔成績に於て播種面積一四五萬ヘクタールを實現し同年六月一日を以つて七%の超過遂行を示し、秋蒔も計畫を二%超過遂行し、その他休耕地起耕計畫に於ては二一%、秋耕地起耕計畫に於ては四五%を超過した。これと同時に農業アルテル機關定款の制定に刺戟されホルホイズ化の促進が行はれた結果、一九三四年度中に農民世帯のホルホイズ加入率は八八%に達し、その中ブリヤート蒙古では八五%となり、ホルホイズ加入世帯數一九三六年一月一日現在に於ては一九二、〇〇〇世帯となつたので農業當局はこの状態に自己満足してその後新定款の容納を放任する様な有様であつた。農業の機械化も擴大され、一九三五年十一月には機械トラクター・ステーションは一九三三年度度の二倍半となり、トラクター類は三、一七〇臺に達し、コムバインの使用、その他高級農業機械の増設が行はれた。

一九三六年度春蒔計畫は、一ヘクタール當り收穫量の増加に重心をおき播種面積計畫は前年同期の一四五萬ヘクタールを約五萬ヘクタール縮小してゐる。

一九三六年度春蒔播種面積計畫

(單位ヘクタール)

極東ソ聯に於ける畜産業は近來著しく衰微し、例へば極東地方だけをとりてみても各種家畜頭数は一九一七年度に於ける二、九三三、六六五頭が一九三二年度には七一六、三四一頭となり約四分の一に激減した爲に、精肉の供給バランスは次の如く生産不足を告げた。

Table showing livestock production statistics for the Far East Soviet Union, including categories like 'Cattle', 'Horses', and 'Pigs' with corresponding headcounts.

畜産

策に對する農民の反抗に基く飼育放棄と赤軍増加による需要の急激な増大によつて、更に拍車をかけられ、一九三三、四年度に於ては正に畜産の危機に直面したのである。これを救ふべきものは東部シベリヤ州及びブリヤート蒙古自治共和国であつたが、これらの地方に於ける畜産業の衰微状態は、前者のそれにもまして深刻であつた。東部シベリヤ、ブリヤート蒙古にあつては畜産業は從來畜産の最重要部であつただけに、家畜共有化政策並に生産物國家納入に對する農牧民の反抗は最も激烈であつたからである。

Table showing livestock production statistics for the Far East Soviet Union, including categories like 'Cattle', 'Horses', and 'Pigs' with corresponding headcounts.

(ハ) コルホーズ員の畜畜引渡及びソフホーズにコルホーズへの畜畜引渡計画
コルホーズ商品 極東地方 東部シベリヤ州
コルホーズ員の 仔牛五、〇〇〇頭 仔牛七、九〇〇頭
引渡頭数
ソフホーズより 仔牛五、〇〇〇頭 仔牛八、七〇〇頭
コルホーズ商品 仔牛三、〇〇〇頭 仔牛三、〇〇〇頭
(ニ) 一九三五年に於ける飼畜飼養数
極東地方七三三、〇〇〇頭(中、ソフホーズ六〇、〇〇〇頭)

多年草種草放牧計画(千ヘクタール)
自然採草計画(千ヘクタール)
牧場改良計画(千ヘクタール)
これらの計劃に對する実績は豫期の如き成果を収め得なかつたものらしく、極東地方では同年四月頃家畜間に疫病が流行し、畜トラスト關係だけで仔牛一九、九%仔羊一七、一%、豚一九、一%が罹病しており、東部シベリヤ州でも幼畜の斃死が甚だしく全年を通じて、仔牛は出生数の一二%、仔羊は九、五%仔豚は二九、八%を喪ひ、その死亡率は全聯邦平均を遙かに越えたと報告されてゐる。これらの斃死幼畜を正常生體重量に換算すると、本州義務納付肉量の七六、〇〇〇セントネルを超過して八七、〇〇〇

極東ソ聯の全貌——極東ソ聯の實情

東部シベリヤ州 三二二、〇〇〇頭
(ホ) 一九三六年一月一日迄に極東コルホーズ商品農場を左の數に達せしめること
極東地方 東部シベリヤ州
飼畜計画
牛 仔牛 三〇 一、八
豚 仔豚 一五 一、五
羊 仔羊 六 二、一
ソフホーズ 個人農
コルホーズ 個人農
ソフホーズ 個人農
コルホーズ 個人農

ソフホーズに於ける成育家畜頭數計劃は牛一〇八、八%、羊及山羊一七、七%、豚一〇二%と夫々超過遂行をなし、畜産場に於ける馬匹育成は計劃に對して二倍の成績を挙げ採草計劃は一三%飼料貯蔵計劃は八、五%の超過遂行を示したと報告されてゐる。
(同上)これによつて東部シベリヤ州は極東軍備への精肉供給といふ絶對的要求の前に懸命になつて畜産更生に邁進しやゝ好轉の跡を見せてゐるが極東地方に於ては一切の實績報告がなされなかつたから前年來の危機は尙未だ救はれてゐないと思ふべきでない。
一九三六年度全聯邦畜産振興計劃は、一九三六年五月二十六日附聯邦人民委員會及び共產黨中央委員會決議を以つて發表されたが、その極東ソ聯に關する部分は次の通りである。
(一) 無牛コルホーズ員用仔牛運配計劃
タラスノヤルスタ地方より極東地方へ 四千頭
極東シベリヤ地方より極東地方へ 二千頭
(二) 一九三七年一月一日現在極東畜數(單位千頭)
極東地方 東部シベ
ソフホーズ 員 六、六 員 六、六
コルホーズ 員 一、六 員 一、六

極東ソ聯の全貌——極東ソ聯の實績

トラスト別	一九三三年度		一九三四年度	
	伐採(立方米)	計割(立方米)	伐採(立方米)	計割(立方米)
中部アムール林業トラスト	1,238	1,238	1,238	1,238
アムール・セヤ林業トラスト	1,238	1,238	1,238	1,238
沿海州林業トラスト	1,238	1,238	1,238	1,238
北極州林業トラスト	1,238	1,238	1,238	1,238
計	4,952	4,952	4,952	4,952

これによつて明らかである通り、搬出實績の計割遂行率は四・六%の増加を示してゐるが伐採實績の計割遂行率は八・五%の減少である。この不振状態は一九三六年度に入つても繼續し更に悪化した。即ち一九三六年度第一四半期(一九三六年三月十日現在)に於ては、次表の如く、伐採實績に於ては計割遂行率七四・二%、搬出實績に於ては計割遂行率六四・五%といふ状態である。

一九三六年度第一四半期極東林業實績 (一九三六年三月十日現在)

トラスト別	伐採計割(千立方米)	伐採實績(千立方米)	遂行率(%)	搬出計割(千立方米)	搬出實績(千立方米)	遂行率(%)
中部アムール林業	1,238	1,238	100	1,238	1,238	100
アムール・セヤ林業	1,238	1,238	100	1,238	1,238	100
沿海州林業	1,238	1,238	100	1,238	1,238	100
北極州林業	1,238	1,238	100	1,238	1,238	100
計	4,952	4,952	100	4,952	4,952	100

東部シベリヤ州に於ける林業は巨大森林面積を持つてゐるといふだけで殆んど開發されてゐない。本地方に於ける林業投資は一九二九年度の八〇萬ルーブルから一九三二年度の一七八萬ルーブルに増額されたが林業額は年々減少し一九三三年度は前年度の二八%減一、五〇〇萬圓を日本より購入し、これを主としてカムチカツカ油業の擴充にあつてゐるから、今後の生産増加計畫は必然的に日本がポーツマス條約によつて獲得する北洋漁業權益と相觸れるべきは避け難い事實であり、過去數年來日ソ兩國國の重大懸案となつてゐる所謂日ソ漁業問題は更に紛糾の度を強められる運命にある。本年二月二十八日ウチオウストオクで行はれた漁業交渉の結果は次の通りである。

つて年産二、五〇〇萬ツェントネルに達し得る目的を以つて極東漁業の改善は積極的に行はれつつあつて、一九三三年度に於て初めて超過遂行を實現した。

一九三三年度漁獲計畫は二、七三九、〇〇〇ツェントネルであつたが、實績は二、七八〇、〇〇〇ツェントネルで、一〇・一%の遂行率であつたが、これを前年度と比較すると計畫に於ては約二〇%、實績に於ては約一五%の低下である。

一九三六年度漁獲計畫は前年度計畫より一三%を増加して三、一五一、〇〇〇ツェントネルとされてゐるが、第一四半期計畫遂行状態は立遅れ初め一月より四月迄に計畫を遂行し得た月はなかつた。一九三六年度第一四半期に於ける遂行状態を示すと次の通りである。

オホツク海、ベーリング海方面に於ける漁業は極東ソ聯の重要生産資源であるが従来次表の如き實績を示して来た。

年	漁獲(千ツェントネル)	計割(千ツェントネル)	遂行率(%)
一九三一年	1,238	1,238	100
一九三二年	1,238	1,238	100
一九三三年	1,238	1,238	100
一九三四年	1,238	1,238	100

この實績は計割を低下させて遂行率を引上げてゐるだけであつて實績の増加は漁獲高に於ても生産額に於ても殆んど見ることができないが、第二五箇年計割最終年度(一九三七年)に於ては獲獲計割を八〇〇萬ツェントネルとしており、技術の完成によ

フ運動には全く無關心で、漁獲の積極的生産に興味を持たなかつた。

然しながら、ソ聯當局は北極代價物資買付を機に全額豫算九三〇〇萬圓の中漁業關係品一、五〇〇萬圓を日本より購入し、これを主としてカムチカツカ油業の擴充にあつてゐるから、今後の生産増加計畫は必然的に日本がポーツマス條約によつて獲得する北洋漁業權益と相觸れるべきは避け難い事實であり、過去數年來日ソ兩國國の重大懸案となつてゐる所謂日ソ漁業問題は更に紛糾の度を強められる運命にある。本年二月二十八日ウチオウストオクで行はれた漁業交渉の結果は次の通りである。

項目	ソ聯側(千ツェントネル)	日本側(千ツェントネル)
漁獲	1,238	1,238
計割	1,238	1,238
遂行率	100	100

日ソ漁業條約は本年五月二十七日を以つて満了し、日本側の要求する現行條約改訂交渉はソ聯側の會議遷延策に誘はれて、現行條約満期直前の五月二十五日に至つて、辛じて現行條約期間を本年十二月末日まで延長する議定書がモスクワに於て調印された。

その後日ソ漁業條約改訂問題は容易に交渉開始の運びに至らず、七、八月來ソ聯監

極東ソ聯に行はれつつある經濟建設は、他地方に於けると同様其大部分を國家財政によつて賄はれており、特に最近の如く軍事的意義を持つ諸建設事業が拍車をかけられてゐる情勢下にあつては、地方財政の關する範圍は地方執行委員會の管轄に屬する部分だけであるが、それにしては、全聯邦的意義を持つ地方建設事業の擴大推進は、當然地方財政の膨脹を必然ならしめてゐる。従つて極東地方の地方財政の最近の趨勢を見るだけでも極東ソ聯に於ける地方財政の全般的動向は判明するであらう。

極東地方に於ける地方財政は一九三三年度來急激に膨脹してゐるが、一九三四年、一九三五年、一九三六年度の各年度に於ける地方豫算を對比すると次の通りである。

年	地方豫算(千ルーブル)
一九三三年	1,238
一九三四年	1,238
一九三五年	1,238
一九三六年	1,238

極東ソ聯の全貌——國防・軍備

の調査はウオリフラム及び錫の探掘の先導となる、最近に極東地方の鑛産調査員は海氷探掘による鑛採取入る際である、化学調査員等は海水蒸餾による硫酸採取...

極東地方の食料品小賣値段引下げ 極東地方に於ける食料品小賣値段は従来モスクワに比してかなりの高値を示してゐたが本年八月一日からモスクワと同一水準にまで引下げられた。新舊値段の對比を示すと次の通りである。

Table with 2 columns: 新値段 (New Price) and 舊値段 (Old Price). Items include パン (Bread), 小麦 (Wheat), 粟 (Millet), 動物性脂肪 (Animal Fat), etc.

國防・軍備

概説 ソウエト・ロシアが、一九三二年以来、極東軍備を著しく増強し、運輸機關の整備と軍需工業の創設に狂奔してゐる。この現状は屢々公表されたソ聯要人の...

Table showing military statistics for 1933-35 and 1934-36. Columns include 部 (Branch), 人員 (Personnel), and 備品 (Equipment).

果に於て同時に充分獨立して配備されてゐる譯であるが、十一年八月十一日付を以つて公布された義務兵役法第十條の改正は従来の適齡二十一歳を十九歳に引下げることにしたので、この結果赤軍總兵力は約五〇%増加することになり平時常備兵力は僅に二〇〇萬人を超へることになった。

この外、聯邦中央執行委員會は四月二十日付決議を以つて、十月革命當時反革命運動に参加した理由を以つて爾來赤軍勤務を除外されてゐた帝政ロシア陸軍の華コサツクを正式に赤軍構成部隊に編入することに...

赤軍最高統帥機關は國防人民委員部、陸海軍人民委員部、海軍人民委員部を改編擴大して従来の合體制を軍

極東ソ聯の全貌——國防・軍備

一 指揮的組織にしたものである。であつて現行國防機關として軍事會議を持つてゐる。現在の國防人民委員部首長は次の通りである。(一九三六・一・一現在)

赤軍編成の最高單位は歩兵師の軍團であつて、全國を十三の軍管區、極東特別軍及びザバイカル軍管區に分けられてゐる。特別軍管區は内務部軍隊と稱せられるものは、ベロウラ軍隊であつて、兵士の任務を擴張し國內警備隊並に國境警備の三種に區別され、その最高單位は師團である。

空軍の技術的進歩はソ聯陸軍に空中デサント戦術なるものを案出させた。これは一九三五年の秋キエフ附近で行はれた大演習で攻撃軍は武装せる一箇師團以上の兵員全部を空輸して、その中約一箇師團の兵員は防禦軍の背後にパラシュートを以つて降下し、防禦軍を背後に倒したものであつて、これに關して國防人民委員ウオロシロフ元帥は次の様に聲明した。

最近の大演習に於て一萬四千二百名即ち一箇師團以上の赤軍部隊を武器の、同時に空輸し目的地に着し直ちに戦闘行動に出た、その中約三千名は自動銃及び輕機関銃を裝備し落下傘で假想敵陣地方に着陸した、(一九三五・二・七第一回全聯邦スタハノフ會議)更に本年九月九日よりミンヌスタ地方で行はれた赤軍大演習に於て、二〇〇〇名の將兵が數百機の飛行機に分乗し砲銃八門、機關銃一五〇挺、彈藥と共に落下傘で降下し陸上所謂空中デサント兵團の戰術的價值を確證し、國防人民委員ウオロシロフは兵中兵團は近き將來に近代戰術を一變せしめるであらうと聲明した。

オソアウイアヒム (國防飛行化專協會) ソ聯空軍の擴充と不可分關係にあるオソアウイアヒムは民間航空事業の發達を促すと同時に空軍豫備隊の大量養成に努力してゐるものであつて、一九三五年中に飛行機より跳下せる者一萬六千人以上、パラシュート機から跳下せる者八十萬人(前掲トハチエフスキイ元帥の報告演説)を出し、現在會員千八百萬人、飛行俱樂部百五十、所屬機五百機を有し、一九三五年末までに養成操縦士數は四萬人に達してゐる。就中パラシュート訓練は半ばこれをスポーツ化して強制し、降下高度の競争を獎勵してゐるのである。

ソ聯海軍は目下再建途上にある。これは國防上考慮すべき海岸線が短かく、海外植民地もなく、自國船舶を以つてする海上貿易も少ない關係上、陸、空軍程切實なる充實要求がなかつた爲に立運れてゐるのであるが、第二次五箇年計畫年度に入るや俄然躍進を開始したのである。

- 一九三五年初頭ソ聯當局の發表した所によると、四年前に比して、潜水艦は五・三五倍、驅逐艦は四・七〇倍、その他の補助艦は一一・〇〇倍になつてゐる。
- ソ聯海軍はこれを五海軍區に分れてゐる。
- 1. 太平洋海軍區
- 2. バルチック海軍區
- 3. 北海海軍區
- 4. 白海海軍區
- 5. 裏海海軍區

他の海軍機關をおき、海軍區司令官の統率下に艦隊司令官があり、各艦隊には艦隊司令官の指揮する各種艦隊がある。

ソ聯海軍の現有勢力は、驅逐艦五、巡洋艦九、航空母艦二、驅逐艦一一六、潜水艦一一六、海防艦六、水雷艇七〇、潜水母艦五、敷設艦一〇、飛行機五〇〇等、航空母艦、潜水艦、驅逐艦の一部、飛行機を除いては概ね革命前の舊式艦であるが、一九三六年五月一日現在の自國內に於ける新造艦種及噸數は次の通りである。

甲級 巡洋艦	二隻	一五、二〇〇噸
乙級 巡洋艦	四隻	二〇、〇〇〇噸
丙級 巡洋艦	六隻	五、七〇〇噸
計	一二隻	四八、五〇〇噸
航空母艦	一隻	七、六〇〇噸
驅逐艦	五	五〇
巡洋艦	九	六〇
潜水艦	一一六	三〇
海防艦	六	一〇
水雷艇	七〇	一〇
潜水母艦	五	一〇
敷設艦	一〇	一〇
飛行機	五〇〇	一〇

太平洋海軍區は、太平洋海軍區に屬する太平洋艦隊と河川砲艦よりなるアムール艦隊を持つてゐて、その現有勢力は次の通りである。

極東海軍の増強に就いては、本年六月及七月に互つて行はれたる英ソ海軍協定の交渉に際して、ソ聯側は次の様な主張を堅持した。

極東は協定適用の範圍外におき、日本海軍の大部分はソ聯海軍沿岸に集中されてをりソ聯政府は日本政府との間に海軍制限に關する協定締結を熱望してゐるが現在の所来日ソ聯には何等の協定も存在せず従つてソ聯政府としては日本との協定が成立しない限り極東海軍力に關して實行的制限は勿論交換の困難も考慮しない、然しながら極東艦隊に就いてはソ聯政府の立場はともあれ歐洲に於て海軍力の實行的制限協定を締結することは何ら妨げない、極東に於けるソ聯海軍力は歐洲海上に於ける海軍勢力に何らの影響も持ち得ないからである、ソ聯政府が極東艦隊に關する限り協定による束縛を欲しないのは日本がワシントン條約を廢棄しロンドン條約を廢止し海軍に關しては行動の自由を有することに直接基くものである。(一九三六・六・二四)イズウエスチヤ所載カール・ラヂツク

極東ソ聯の全貌——その他重要事項

艦隊増強の堅持してゐるものであつて、一九三五年十二月二十二日太平洋艦隊司令長官ウイクトロフに導かれて下級指揮官三十四名がモスクワに於てスターリンに面接し同艦隊の戦備並に政治的訓練の結果及び遠成に關して申告を行ひ、スターリンは自分艦隊の状況、特に潜水艦、海軍防務、航空等に關する詳細な質問を行つて激勵し、同日本太平洋艦隊、アメリカ艦隊及び他艦隊の將卒二百七十一名に對して、艦隊組織の功勞、戰術的及政治的訓練の進歩を賞する爲レニシテ、赤旗章、名譽章、等を授與した外、本年四月三日更に太平洋艦隊將士に對して「優秀なる活動並に戰術訓練に於ける卓功」により指揮官、政治部長、水兵、潜水隊士に赤星章(一名)名譽章(二十四名)を授與したる事實に鑑み、今後の極東ソ聯海軍の積極的増強は充分豫測し得る所である。

その他重要事項

【一九三六年、一—一九三六、九、三〇】
第七回第二次聯邦中央執行委員會 一月十日モスクワ、クレムリンで開かれ議長カリンニコフの下に、一九三六年度聯邦國民經濟計劃(報告者モロトフ、メジニウラウノク)、一九三六年度聯邦單一國家豫算(報告者ゲリニコ)一九三四年度聯邦單一國家豫算決算報告(報告者ゲリニコ、チウチカエフ)食料工業人民委員會報告(報告者ニコヤン)等の議事が進められて一時休會し、更に二月一日より九日まで續會して、一九三六年度聯邦國民經濟計劃數字(報告者スロモフ、カルプ)一九三六年度聯邦國家豫算報告(報告者ゴロフ、ヤニコレウア)等の演説が行はれた。

本會議場頭に於けるモロトフの報告演説要旨は次の通りである。

經濟問題—一九三五年年度の計畫は全工業生産の増加率を前年度に比し一六%と決定されたが、實績に於ては二〇%の増加を示してゐる、即ち全工業生産は五%近く計畫を超過履行したのである。特に重要なことは、工業關係聯邦人民委員部管轄各工業部門に於て左記の如き超過履行が示されてゐることである。

重工業	一〇七%
輕工業	一〇三%
林業	一〇二%
食料工業	一一五・五%

鐵道運輸に於ける貨物輸送は前年度を凌ぐこと二三%、年度計畫超過履行九%である。農業に於ては、麥の收穫五億五億ブード以上でこれは前年度以上の成功と相俟つて政府の手持糧穀量を著しく強化した。

對日滿問題—日ソ關係は一つの重要懸案が未解決のまま懸されてゐる。即ち三年前に我々は日ソ不睦條約の締結を提議したのであるが日本は今日に至るも

それを回避してゐるのである。他方日滿軍のソ聯國境侵犯事件は益々頻繁に續けられてゐる。最早日滿軍事協定が締結されたにポーランドが關係してゐるといふ報道が傳へられた、これは全く我々の徳朝に反したことではなかつた、故に我々は極東國境に於ても西歐國境に於ても國防事業を相當に充實しなければならぬのである。

國防次官トハチエフスキ元帥の演説

一月十五日ソ聯中央執行委員會豫算會議に於て國防人民委員次官トハチエフスキ元帥はドイツ及び日本の軍備擴張を説き、これに基いて發生した新狀態は自然ソ聯赤軍の擴充を促がすものであると前提し、大要次の如き演説を行つた。

一九三五年は獨逸軍の組織は兵士四萬七千名正與隊二六%であつたが不正與隊に關する動員準備を増す目的からこれを改訂して正與隊七七%兵士四萬二名とした。我々は政府の要求によりつても東西兩國境の敵に對して準備の整つた物凄い武力を對抗させることができる。空軍も亦一九三五年に大きな發展を遂げ決定的充實を示した。我々は強大なる海軍を建設しつゝある。最初我々は潜水艦の擴大に努力したが今後は潜水艦の建造と並んで水上艦の充實に只努力をするつもりである。上述の懸念する國防手段は既に不可逆的に兵力數の増加を來し一九三六年初頭に赤軍の兵數は全兵種を含めて百三十萬人に増加した。

新憲法草案の公表

新憲法草案の公表 聯邦中央執行委員會は、六月十一日付を以つて、憲法委員會が提出したる新憲法草案を承認し、その審議の爲十一月二十五日聯邦ソウエト大會を開くことを決定し、併せて「全國國民の審議の爲に」右草案を公表した。新憲法草案は十三章一四六條に分れ、現行憲法が社會主義建設に勵進するソウエト國家の決意を示すものにはすぎないが、新憲法ではその第一條に於てソ聯邦を「勞動者及び農民の社會主義國家」と明白に規定し、從來日獨又はは約東として宣言されてゐたことが「實現された事實」として規定されてゐる所に基本的特色を示してゐる。憲法改正問題は一九三五年二月に、スターリンの提唱と共產黨中央委員會總會の決議によつて、第七回聯邦ソウエト大會で採擇され、スターリンを委員長とする三十名の憲法委員會の手で約一箇年半に互つて草案の編纂が行はれたものであるが、改正の主旨は對内的には發展した社會主義經濟機構の變化に適應する爲に獨裁制を緩和して人心を收攬する必要があり、對外的にはコミンテルンの採擇した反ファッショ統一戰線結成の爲に第二

右密約に基づき新領省顧問三十餘人の人選を終り二月一日派遣されたと傳へられた。

トルグシンの廢止

トルグシンの廢止 トルグシン(外國人商業全聯邦合同)は、一九三五年十一月十四日付聯邦中央委員會令を以つて廢止された通り二月一日以後廢止された。これと同時にインツォリマトでも國內旅行の運賃、汽車食費代等を専らソグエト通貨で受領する様に規定されてゐるから、二月一日以後外國貨幣のソ聯領土内に於ける流通は一切禁止された。従て、同令によつてソ聯ゴスバンク(國立銀行)をして、一九三六年中は外國貨幣及び爲替證書の換算率としてルーブルにつき三フランの割合で兩替を行はせることとなつた。

フランス上院、佛ソ相互援助條約を批准す

三月十二日フランス上院は一九三五年五月調印された佛ソ相互援助條約の批准を二二一對五二の多數で可決した。

ソ聯援助確定書の調印と公表

三月十二日外蒙のウラン、バートル、ホタでソ聯、外蒙間に相互援助確定書が調印され、四月七日モスクワに於てその内容が公表された。

極東ソ聯の全貌——その他重要事項

利用して勞農赤軍の強化就中騎兵部隊の強化を圖つたのである。

第十回全聯邦共産青年同盟大會 四月十一日から同二十一日に亘つてモスクワのクレムリンで開かれたが前回の一九三一年から算すると五年目に開かれた大會である。

本大會では従來黨の外腕機關として富農清算その他の政治的闘争に従事して來た共青の任務を變更して「ソウエト青年に對する宣傳及び教育機關」とし、「マルクシズム・レーニニズムの理論的把握によるイデオロギイ教育、社會主義的徳徳の教育と鼓吹及び科學の獲得による技術教育」に向ふべきことが新しい課題となつた。この新任務の爲に従來の資格第十四歳から二十三歳までを、十五歳から二十五歳迄と改正されて入會資格も階級的出身を重視せず廣泛な層を對照とすることとなつた。因に、本大會に於て行はれた共産青年同盟中央委員會書記長コサレフの演説中に現はれた數字の肥録を拾ふと次の通りである。

國民經濟統計中央管理局調査

(一九三六・一・現在) 一九一七年の革命前誕生した者 全人口の四三%

共青中央委員會の手を経て國民經濟統計の各部門に送られた青年	二〇〇、〇〇〇人
全ソ聯勞働者總員二十三歳迄の青年	三四%
内、勞働者、勤務員、實數	七、〇〇〇、〇〇〇人
内、工業關係	三、一四〇、〇〇〇人
運輸關係	七〇〇、〇〇〇人
建設事業	七〇〇、〇〇〇人
共青コホーイズ員	全共青員の八七八%
右	一、二〇〇、〇〇〇人
第一次五箇年計劃全期及び第二次五箇年計劃第三年度末迄に共青から送り出された總數	三〇一、〇〇〇人
内、技師	三五、〇〇〇人
内、技師	八三、〇〇〇人
内、技師	五九、〇〇〇人
高等及中等學校教師	九二、〇〇〇人
共青員アマチユア飛行士	八〇%

一九三七年度全聯邦勞務調査

聯邦人民委員會は四月二十八日付を以つて一九三七年度全聯邦勞務調査に關する決議を公にしたが右國勢調査は一九三七年一月六日ソ聯全土に亘つて一齊に行はれるものであつて、調査項目は次の通りである。

- (1) 男女性別 (2) 年齢 (3) 民族別 (4) 母國別 (5) 宗教 (6) 婚姻關係 (7) 國籍 (8) 読み書きの能不能 (9) 初中・高等學校在學中なりや (10) 何年學生なりや (11) 中等或は高等教育の有無 (12) 現在の職業 (13) 勤務關係

義務兵適齡引下げ 聯邦中央執行委員會及び人民委員會決議によつて八月十一日

付を以つて義務兵役適齡を従來の二十一歳より十九歳に引下げることを發令したが、これに關しマス通信は同日次の様に發表した。

ソ聯邦に於ける人民意識の伸張及び體育スポーツの非常なる發展により、ソウエト青年の肉體的水準が相當上昇し來たり且つ義務兵適齡を引下げることは特種技術若しくは研究の中断を來さず將來の職業の可能性を與へることを考慮した結果、聯邦中央執行委員會及び人民委員會は左の決定に達した。

- 一、従來の徵兵適齡二十一歳を改め徵兵年の一月一日を以つて滿十九歳に達する市民は赤衛軍の現役に徵集する。
- 二、國防人民委員に對し向ふ四箇年の間に徵兵適齡引下げを實現せしめるよう指令する。一九三六年迄は過渡的に一年一回年の徵兵を實施す、一九四〇年より是一年一回徵兵の平常状態に復す。

新結婚法、墮胎禁止法、姪姪保護法發布

五月二十五日付聯邦中央執行委員會決議によつて新結婚法、墮胎禁止法、姪姪保護法が發布されたが、その要旨は次の通りである。

- 一、従來離婚の簡單さを惡用して結婚に對する態度輕薄となり性道徳の衰微を來たしてある事實に鑑み、従來の離婚費五ルーブルを第一回離婚費五ルーブルとし離婚を促進するに對しては五〇ルーブルとし離婚を促進するに對しては

極東ソ聯の全貌——その他重要事項

- 右納入金を累積的に第二回一五〇ルーブル第三回三〇〇ルーブルと増加する。
- 二、離婚に際しては子供は母親に養はれ父親の子供に對する義務を重んじし子女扶助料は父親の月給の三分の一子供二人の場合は五割三人の場合は六割を天引して母親の手に渡す若し不慣行の場合は若し五年に達する。
- 三、従來自由であつた墮胎を禁止し、今後は經濟的理由を認めず母體に醫學的害のある場合に限り一切國立病院のみでこれを行ひこれを犯す者は一年乃至三年の懲罰に處す。
- 四、產兒養育を行ひ多産家庭には國家より八人目から年額二、〇〇〇ルーブル、十一人以上は五、〇〇〇ルーブルを初年に、二年目より三、〇〇〇ルーブルを補助金、獎勵金として下附する。
- 五、單身者及び子なき夫婦にはその經濟状態に應じて授與する。
- 六、産院、助産所、幼稚園等の設備を改善増設する爲に本年度支出を二十一億ルーブルとす。
- 七、姪姪の故を以つて繼承又は遺贈拒絶する者は刑罰に處す。

反幹部派統殺 内務人民委員部は八月十五日

五日ジノウイエノ、カーメネフ等十六人の反幹部派領袖が、現政府首腦及び黨指導者等に對するテロ計劃に關係ある旨公表し、右十六人を八月十九日より聯邦大審院軍事部の公判に附すべき旨發表した。

(14) 如何なる社會的グループに屬するヤ マキシム・ゴリキイ逝く モスクワ郊外ゴルキに於て病氣療養中だつたマキシムゴリキイは六月十八日午前十一時十分迄に逝去した。享年六十八、遺體は直ちにモスクワの勞働組合會館に移され、十九日一般市民の告別、二十日午後六時赤色廣場に於てモスクワ・ソウエト議長ブルガニン司會の下に盛大な告別式が行はれ、遺體はクレムリン城壁の側らに葬られた。

- 一、従來反革命及反ソ運動の源により勞働者及び農民に對して加へた刑罰を緩和解除する。
- 二、經濟團體及びその他諸團體が、既に於ける有罪判決等により勞働者及び農民を解雇し若しくは解雇を拒絶するが如きことは命令中止する。
- 三、過去に於てソウエト機構の經濟工作により勞働者に課せられた刑罰を再吟味し更に今後はソウエト聯邦裁判委員會の許可を要せずして各機關の職務をすることを禁止す。
- 四、缺陥裁判によつて勞働者に對し刑罰を課すことを禁止す。

八月十九日より開かれた同事件公判に於ては二十二日に檢事ウイシンスキイ氏より被告十六人全部に對する銃殺が求刑され同二十四日裁判長ウルク氏は檢事の求刑通り全部に對する銃殺の刑を宣告し同日直ちに刑は執行された。この間二十二日には黨中央委員候補ミハイル・トムスキイが右事件に關與せる事實が發覺して自決し、公判によつてプハリリン、ラデツク、ルイコフ、ピアタコフ、セリブリヤコフ、ソコルニコフ等の各要人が同様右テロ陰謀に參與せしとも判明し、所謂トロツキイジノウイエフ事件は意外なる新展開を示し、赤軍内部からも連絡者を出す等全國的動向を與へ、嫌疑者の逮捕、審理、起訴の範圍は擴大の一途を辿つてゐる。

一年間の滿洲國法令

九	官吏の待遇を受ける者職員員及備人外國職員規則	10.1	10.1
一〇	貯蔵物品種類名稱及略號改正の件	11.26	11.26
一一	政府公報發行規程	11.26	11.26
一二	職務時間外勤務手當支給に關する件	11.26	11.26
一三	印刷支給規則	11.26	11.26
一四	勸業記章佩用規程中改正の件	11.26	11.26
一五	官署休暇期日中改正の件	11.26	11.26
一六	地籍整理局分局及支局の稱位置及管轄區域	11.26	11.26
一七	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
一八	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
一九	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二〇	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二一	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二二	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二三	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二四	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二五	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二六	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二七	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二八	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
二九	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三〇	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三一	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三二	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三三	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三四	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三五	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三六	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三七	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三八	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
三九	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四〇	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四一	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四二	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四三	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四四	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四五	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四六	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四七	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四八	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
四九	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26
五〇	圖書檢査試驗規程	11.26	11.26

民政部令

一	警察廳の名稱及管轄區域	11.26	11.26
二	安東警察廳の管轄區域改正の件	11.26	11.26
三	鴨綠江水上警察廳廢止の件	11.26	11.26
四	營業取締規則	11.26	11.26
五	自動車取締規則	11.26	11.26
六	自動車取締規則	11.26	11.26
七	自動車取締規則	11.26	11.26
八	自動車取締規則	11.26	11.26
九	自動車取締規則	11.26	11.26
一〇	自動車取締規則	11.26	11.26
一一	自動車取締規則	11.26	11.26
一二	自動車取締規則	11.26	11.26
一三	自動車取締規則	11.26	11.26
一四	自動車取締規則	11.26	11.26
一五	自動車取締規則	11.26	11.26
一六	自動車取締規則	11.26	11.26
一七	自動車取締規則	11.26	11.26
一八	自動車取締規則	11.26	11.26
一九	自動車取締規則	11.26	11.26
二〇	自動車取締規則	11.26	11.26
二一	自動車取締規則	11.26	11.26
二二	自動車取締規則	11.26	11.26
二三	自動車取締規則	11.26	11.26
二四	自動車取締規則	11.26	11.26
二五	自動車取締規則	11.26	11.26
二六	自動車取締規則	11.26	11.26
二七	自動車取締規則	11.26	11.26
二八	自動車取締規則	11.26	11.26
二九	自動車取締規則	11.26	11.26
三〇	自動車取締規則	11.26	11.26
三一	自動車取締規則	11.26	11.26
三二	自動車取締規則	11.26	11.26
三三	自動車取締規則	11.26	11.26
三四	自動車取締規則	11.26	11.26
三五	自動車取締規則	11.26	11.26
三六	自動車取締規則	11.26	11.26
三七	自動車取締規則	11.26	11.26
三八	自動車取締規則	11.26	11.26
三九	自動車取締規則	11.26	11.26
四〇	自動車取締規則	11.26	11.26
四一	自動車取締規則	11.26	11.26
四二	自動車取締規則	11.26	11.26
四三	自動車取締規則	11.26	11.26
四四	自動車取締規則	11.26	11.26
四五	自動車取締規則	11.26	11.26
四六	自動車取締規則	11.26	11.26
四七	自動車取締規則	11.26	11.26
四八	自動車取締規則	11.26	11.26
四九	自動車取締規則	11.26	11.26
五〇	自動車取締規則	11.26	11.26

一	關東警察廳の名稱位置及管轄區域表改正	11.26	11.26
二	營口海邊警察隊分隊の名稱及位置	11.26	11.26
三	地方稅法施行中改正	11.26	11.26
四	銃砲取締法施行規則	11.26	11.26
五	康德元年民政部令第五號中改正	11.26	11.26
六	康德二年民政部令第十二號中改正	11.26	11.26
七	康德三年民政部令第一號營業取締規則中改正	11.26	11.26
八	康德二年民政部令第二十七號警察廳の名稱位置及管轄區域中改正	11.26	11.26
九	康德三年民政部令第四號地方稅法施行規則第四十一條の規定に事り徴收の便宜を有する者をして徴收せしむることを得る權利の種目指定の件中改正	11.26	11.26
一〇	大同元年民政部令第五號中改正	11.26	11.26
一一	康德二年民政部令第八號中改正	11.26	11.26
一二	康德二年民政部令第十五號省公署定員中改正	11.26	11.26
一三	康德二年民政部令第二十三號消防署の名稱位置管轄區域中改正	11.26	11.26
一四	酒稅印花發行廢止の件	11.26	11.26
一五	康德二年民政部令第三十五號中改正の件	11.26	11.26
一六	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
一七	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
一八	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
一九	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二〇	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二一	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二二	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二三	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二四	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二五	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二六	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二七	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二八	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
二九	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三〇	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三一	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三二	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三三	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三四	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三五	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三六	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三七	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三八	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
三九	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四〇	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四一	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四二	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四三	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四四	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四五	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四六	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四七	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四八	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
四九	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26
五〇	康德二年民政部令第八號中改正の件	11.26	11.26

一	出産産石段法施行規則中改正の件	11.26	11.26
二	康德元年民政部令第九號中改正の件	11.26	11.26
三	康德二年民政部令第三十六號中改正の件	11.26	11.26
四	康德二年民政部令第三十一號中改正の件	11.26	11.26
五	有獎債券取締法第二條の規定に依る外固有獎券指定の件	11.26	11.26
六	地方稅法施行規則第四十一條の規定に依り徴收の便宜を有する者をして徴收せしむることを得る權利の種目指定の件中改正	11.26	11.26
七	康德二年民政部令第八號專賣及其分署の名稱位置管轄區域中改正の件	11.26	11.26
八	檢閱申告書及報告書書式に關する件	11.26	11.26
九	康德元年民政部令第三十六號中改正	11.26	11.26
一〇	康德二年民政部令第三十六號中改正	11.26	11.26
一一	日務時間臨時及定時時間外賃物取扱の特許に關する件中改正	11.26	11.26
一二	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
一三	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
一四	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
一五	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
一六	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
一七	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
一八	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
一九	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二〇	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二一	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二二	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二三	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二四	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二五	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二六	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二七	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二八	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
二九	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三〇	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三一	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三二	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三三	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三四	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三五	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三六	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三七	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三八	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
三九	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四〇	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四一	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四二	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四三	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四四	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四五	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四六	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四七	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四八	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
四九	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26
五〇	税關分館の設置に關する件	11.26	11.26

一年間の滿洲國法令

一〇	増税の賦課及徴收機關に関する件	五二六	五二六
九	増税の賦課及徴收機關に関する件	五二八	五二八
八	増税の賦課及徴收機關に関する件	五三〇	五三〇
七	増税の賦課及徴收機關に関する件	五三二	五三二
六	増税の賦課及徴收機關に関する件	五三三	五三三
五	増税の賦課及徴收機關に関する件	五三三	五三三
四	増税の賦課及徴收機關に関する件	五三三	五三三
三	増税の賦課及徴收機關に関する件	五三三	五三三
二	増税の賦課及徴收機關に関する件	五三三	五三三
一	増税の賦課及徴收機關に関する件	五三三	五三三
〇	増税の賦課及徴收機關に関する件	五三三	五三三

實業部令

一〇	計量法施行規則	九二二	九二二
九	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二
八	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二
七	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二
六	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二
五	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二
四	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二
三	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二
二	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二
一	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二
〇	計量法の検定及型式認定手数料の件	九二二	九二二

軍政部令

一〇	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
九	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
八	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
七	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
六	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
五	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
四	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
三	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
二	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
一	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三
〇	地方製菓所の名稱及位置	五三三	五三三

交通部令

一〇	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
九	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
八	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
七	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
六	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
五	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
四	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
三	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
二	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
一	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一
〇	本邦と關連國間に交換する通商郵便爲	一〇一	一〇一

一年間の滿洲國法令

一〇	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
九	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
八	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
七	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
六	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
五	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
四	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
三	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
二	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
一	私設鐵道建設規程	一一一	一一一
〇	私設鐵道建設規程	一一一	一一一

在株式會社一覽 商會社

△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二

商會社

△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二

△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二

五四八

△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二

化學工業

△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二

在株式會社一覽 市場、紡績及染色工業、化學工業

△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二

市場

△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二

紡績及染色工業

△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二

五四九

△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二
△西川商店(五十萬圓)大連市伊伊町二

在滿株式會社一覽——金屬及機械器具工業、製材及木製品工業、食品工業、食料品工業

五五〇

△滿鐵製糖(五十萬圓)大連市向陽街九
(大九、三、六)山田伊夫
△滿洲化學工業(二千五百萬圓)錦州
海露屯會慶房屯(昭五、五、三〇)高橋是
賢
△滿洲皮革(百萬圓)奉天松島町六(昭
九、七、三)竹上源次郎
△日清糖(三十萬圓)新京西二道街(昭
四、〇、一)前田伊三
△吉林糖(五十萬圓)吉林東門外昌邑
屯(大八、三、四)依藤清一
△大連糖(五十萬圓)大連市秋月町三
(大八、八、八)久野田孫兵衛
△松浦製糖(十五萬圓)關東州水戸市會
夏家屯(昭八、七、九)松浦源夫
△德島製糖(十二萬圓)德島縣津島町七(昭
五、一、一)田中廣吉
△鴨綠江製糖(五百萬圓)安東縣六道溝
(大八、五、二)大川平三郎

金屬及機械器具工業

△滿洲久保田鐵管(百萬圓)大連市東
公團町三五(昭一〇、一、二)久保田鐵
管
△昭和製鋼所(一億圓)鞍山製鐵工場地
區(昭四、七、四)佐々木雄
△滿洲製鋼(百萬圓)鞍山製鐵工場地
區(昭八、五、二)原田格八郎
△鞍山製鋼(五百萬圓)鞍山製鐵工場地
區(昭九、七、二)五十嵐小太郎
△滿洲住友鐵管(一千萬圓)鞍山製鐵工
場地區(昭九、九、一)古田俊之助

製材及木製品工業

△大連製材(五十萬圓)大連市橋立町二
(大七、四、五)伊藤西一
△大連製材(十萬五千圓)大連市榮町二
(大九、三、一)堀越過太郎
△秋田商會木材(百五十萬圓)大連市北
山通四(大九、四、一)秋實久太郎
△滿洲製材(百萬圓)安東江岸通八
ノ一(大八、一〇、二)唐津秀夫
△滿洲製材(百五十萬圓)安東江岸通
二(大八、一、二)福田珍
△安東製材(百萬圓)安東江岸通五ノ二
(大八、一、三)武藤守一
△大連新製材行(十萬圓)大連市山縣通
一六(昭一〇、三、三)森野太郎
△滿洲製材工業(二十萬圓)大連市入船
町(昭一〇、一、四)宮本平一
△成三洋行(十萬圓)大連市愛宕町七四
(昭一〇、一、四)宮本平一
△共同木材(十萬圓)鞍山南一條町一四
(昭一〇、一、四)田中卓爾
△木澤湖坑木(三十萬圓)木澤湖水利町
四(大八、一、二)佐倉次郎
△大連製材(四十萬圓)安東一香通五ノ
一(大八、一、五)清水榮次郎
△鴨綠江製材合同(百萬圓)安東南三條
通五ノ四(昭一〇、一、一)八木元八
△社井江木材工業(五十萬圓)安東中央
通九ノ一(昭一〇、一、一)伊藤勤三
△無限製材(百萬圓)安東南三條通五ノ
四(昭一〇、一、一)阿部卓爾
△新東共同木材(五十萬圓)新東中央通
一三(昭一〇、一、一)沼田繁一郎

食品工業

△大連製粉(二百五十萬圓)大連市常盤
町二八(大六、三、二)佐藤武誠
△南滿製粉(十五萬圓)鞍山南三番
町八五(昭八、八、二)加藤政人
△安東製粉(二十萬圓)安東江岸通八ノ
四(昭七、一、二)松田繁治
△旗幟製粉(三十五萬圓)旗幟市辰島町
二(昭一〇、一、〇)五十嵐島男吉
△滿洲製粉(二十萬圓)鞍山南三條町九
(昭八、七、一)中本田喜市
△滿洲製粉(二十五萬圓)奉天福田町四
(大八、一〇、一)小杉與治郎
△梅屋製粉(十萬圓)梅屋東三條通三六
(昭八、一、一)山岸守水
△滿洲飲料(三十萬圓)安東五香通四ノ
二(大九、三、二)藤松末八
△滿洲酒造(六十萬圓)奉天西區南二條
三七(昭八、八、九)赤司初太郎
△德風酒類(百萬圓)奉天紅梅町四一(昭
九、九、六)長坂雄二郎
△滿洲千福酒造(百萬圓)奉天若松町七
二(昭八、一、二)三宅清兵衛
△滿洲酒造(五十萬圓)奉天青島町二(昭
九、六、一)藤野誠
△日清酒造(十五萬圓)哈爾濱馬家溝通
道街八四(昭八、一、一)東安英
△關東酒造(二十五萬圓)濱江香香坊(昭
一〇、九、三)松浦立
△滿洲酒造(百萬圓)奉天木曾町六(昭
九、四、一)藤野長雄
△大連酒造(二百萬圓)哈爾濱道
段街(昭九、六、二)渡邊恒太郎
△關東酒造(百萬圓)大連市山縣通五
一(昭九、九、一)江木實夫
△大連酒造(百萬圓)大連市山縣町二(大

八、二、一〇)小川賢治郎
△奉天製糖(百萬圓)奉天西橋大街三(大
八、八、一)山田三平
△達野製糖(三十萬圓)公主嶺花園町三
(大八、二、一)達野源士
△大連製糖(百萬圓)大連市三春町一(大
八、一、一)中村榮吉
△昭和工業(五十萬圓)大連市觀野町一
五(昭二、二、二)鈴木忠治
△滿洲製粉(五百七十五萬圓)奉天東陵
町六(昭三、九、一)角田知良
△日清製粉(二百萬圓)哈爾濱八站南島
路(昭九、六、二)鈴木真平
△滿洲製粉(三十萬圓)大連市三笠町六
(昭九、一、一)川口盛次郎
△營口製粉(十萬圓)營口青墩子(昭九、
九、一〇)關甲子郎
△滿洲特種製糖(十萬圓)撫順西一條通
六五(昭八、七、二)川岸芳助
△公主嶺製糖(十萬圓)公主嶺南橋町四
(大九、一、一)丹宗安一
△北滿製糖(二百萬圓)哈爾濱石炭道街
一二五(昭九、三、六)高津久右衛門
△滿洲製糖(一千萬圓)奉天永代町二(昭
一〇、一、二)赤司初太郎
△滿洲特種工業(三百萬圓)奉天東陵町
六(昭一〇、六、二)金井佐次
△仁德製糖洋行(五萬圓)奉天紅梅町五
一(昭九、一〇、一〇)田畑守吉

其他工業

△滿洲製糖(五十萬圓)奉天西區南四路
二六(昭九、四、一)市田全弘
△滿洲製糖(千二百萬圓)新京特別市第
二區(昭九、一、二)長谷川太郎吉
△東亞スタンドグラス(五萬圓)大連市
加賀町二九(昭六、七、一)大野信重
△滿洲製糖(二十萬圓)大連市山縣通二
一三(昭九、六、二)柏生由太郎
△亞細亞製糖(三萬圓)營口北木街
一六九(昭一〇、一、四)長野久吉
△奉天製糖工廠(十萬圓)奉天凌河町四(昭
九、一、一)山中吉兵衛
△大同商工(五萬圓)奉天千代田通三六
(昭八、一、一)常磐豐太郎
△斯通コンクリート工業(百萬圓)奉天
彌生町四九(昭一〇、二、二)原安三郎
△新電氣工業(十萬圓)新京日本橋通
七三(昭九、一、二)宮本信七
△滿洲丁字屋(五十萬圓)新京老松町四
(昭一〇、六、五)小林源六

製業及鑛業

△大隈製業(五十萬圓)大連市榮町二(大
八、二、五)大森清吉
△大連製業(六十萬圓)大連市榮町二(大
一四、七、一)津上延治
△營口製業(六十萬圓)營口南木街(大
九、二、二)坂井義嗣
△滿洲製業(二十萬圓)奉天平安通八(大
九、一、一)伊藤佐七
△奉天製業(二十萬圓)奉天彌生町三三
(昭四、一、二)佐伯直平
△滿洲製業(百萬圓)撫順西十條通七(大

在滿株式會社一覽——其他工業、製業及鑛業、電氣、瓦斯、交通、運輸

△本溪湖石灰(二十萬圓)本溪湖水利町
二〇(大九、四、二)岡本重
△大同マイト工業所(十萬圓)大連市黃
金町九一(昭九、三、一)江江英一郎
△南滿製業(六百萬圓)大連市紀伊町二
六(大七、四、八)高木勝郎
△復州鑛業(五十萬圓)大連市山縣通一
八(昭四、九、一)小住善藏
△大連投資公司(二十萬圓)大連市榮町
二(昭九、六、三)上島隆吉
△吉興公司(十五萬圓)撫順東二條通二
一(昭一〇、二、二)瀧先龍太郎
△北滿鑛業(十萬圓)齊齊哈爾新島路九
(昭八、一〇、一〇)寺西進之
△瓦斯店電燈(五萬圓)瓦房店常盤街五
(大九、一〇、二)水野隆雄
△大石電燈(三十萬圓)大石橋石橋大
街(大五、七、二)平田力
△關東電氣(五十萬圓)河原大街五六(大
三、三、三〇)中野信吉
△大同電氣(八十五萬圓)四平街日進街
三ノ一〇(昭八、四、一)藤谷繁盛
△南滿洲瓦斯(一千萬圓)大連市西道一
一七(大九、七、一)白澤多次郎
△南滿洲鐵道(八億圓)大連市東公團町
三〇(昭三、九、一)二六)松岡洋右
△金羅鐵道公司(四百萬圓)大連市山縣
通八(大九、一、一)門野東九郎

交通・運輸

五五一

在滿株式會社一覽 倉庫・保險・通信、土地・建物

- △大連市交通(五百萬圓)大連市西道
△大連市交通(五百萬圓)大連市西道
△大連市交通(五百萬圓)大連市西道
△大連市交通(五百萬圓)大連市西道
△大連市交通(五百萬圓)大連市西道

- △日出汽船(十萬圓)大連市山縣通一七
△日出汽船(十萬圓)大連市山縣通一七
△日出汽船(十萬圓)大連市山縣通一七
△日出汽船(十萬圓)大連市山縣通一七
△日出汽船(十萬圓)大連市山縣通一七

- △大連火災海上保險(二百萬圓)大連市
△大連火災海上保險(二百萬圓)大連市
△大連火災海上保險(二百萬圓)大連市
△大連火災海上保險(二百萬圓)大連市
△大連火災海上保險(二百萬圓)大連市

- △大八、一、一、二)牛原安造
△大八、一、一、二)牛原安造
△大八、一、一、二)牛原安造
△大八、一、一、二)牛原安造
△大八、一、一、二)牛原安造

- △大同通業(一千萬圓)奉天十一路路尾
△大同通業(一千萬圓)奉天十一路路尾
△大同通業(一千萬圓)奉天十一路路尾
△大同通業(一千萬圓)奉天十一路路尾
△大同通業(一千萬圓)奉天十一路路尾

- △大東通業(五百萬圓)大連市東公
△大東通業(五百萬圓)大連市東公
△大東通業(五百萬圓)大連市東公
△大東通業(五百萬圓)大連市東公
△大東通業(五百萬圓)大連市東公

- △大興業(十萬圓)奉天十一路路尾
△大興業(十萬圓)奉天十一路路尾
△大興業(十萬圓)奉天十一路路尾
△大興業(十萬圓)奉天十一路路尾
△大興業(十萬圓)奉天十一路路尾

- △大八、一、一、一)酒井竹四郎
△大八、一、一、一)酒井竹四郎
△大八、一、一、一)酒井竹四郎
△大八、一、一、一)酒井竹四郎
△大八、一、一、一)酒井竹四郎

- △拓殖興業
△拓殖興業
△拓殖興業
△拓殖興業
△拓殖興業

- △請負・勞力供給
△請負・勞力供給
△請負・勞力供給
△請負・勞力供給
△請負・勞力供給

- △新聞・印刷
△新聞・印刷
△新聞・印刷
△新聞・印刷
△新聞・印刷

- △旅館・娛樂場
△旅館・娛樂場
△旅館・娛樂場
△旅館・娛樂場
△旅館・娛樂場

在滿株式會社一覽 拓殖興業、請負、勞力供給、新聞、印刷、旅館、娛樂場

在滿株式會社一覽—雜業 滿洲國法人 銀行、商業、工業

雜業

△大連軍夫會所(五十萬圓)大連市八
橋町二六八五、五、山田三平
△軍車會所(二十萬圓)大連市白雲山
二二六一、二二〇、王子山
△大連鐵道(五萬圓)大連市八橋町一四
△大連鐵道(五萬圓)大連市大正通六
四、二、二、五、九、桂樹町三三〇
△沙河河口碼頭(五萬圓)大連市大正通六
四、二、二、五、九、桂樹町三三〇
△大連鐵道(五萬圓)大連市大正通六
四、二、二、五、九、桂樹町三三〇
△日滿觀光(二十五萬圓)大連市山田通
二二三、昭一〇、一〇、二、三、高野宮太郎
△白川保險社(五十萬圓)大連市櫻町一
二、昭四、九、二〇、白川友一
△奉天溫泉(三萬圓)奉天江の島町二〇
△大連鐵道(三萬圓)奉天江の島町二〇
△大連鐵道(三萬圓)奉天江の島町二〇
△大連鐵道(三萬圓)奉天江の島町二〇
△大連鐵道(三萬圓)奉天江の島町二〇

滿洲國法人

△滿洲中央銀行(三千萬圓)新京北大馬路
西四道街(昭七、六、一五)田中三郎
△滿洲銀行(百萬圓)營口西大街
八、二、一、一、王季康
△滿洲銀行(百萬圓)新京西三道街(昭
九、六、一八)劉雲侯
△功成王銀行(五十萬圓)同島省水吉縣
財神廟胡同(昭九、六、一六)劉雲侯
△世合公銀行(五十萬圓)奉天大南門裡
昭九、二、二、七、盧源
△奉天南工廠行(二百二十萬圓)奉天城
昭九、二、二、七、盧源

銀行

△滿洲中央銀行(三千萬圓)新京北大馬路
西四道街(昭七、六、一五)田中三郎
△滿洲銀行(百萬圓)營口西大街
八、二、一、一、王季康
△滿洲銀行(百萬圓)新京西三道街(昭
九、六、一八)劉雲侯
△功成王銀行(五十萬圓)同島省水吉縣
財神廟胡同(昭九、六、一六)劉雲侯
△世合公銀行(五十萬圓)奉天大南門裡
昭九、二、二、七、盧源
△奉天南工廠行(二百二十萬圓)奉天城
昭九、二、二、七、盧源

商業・工業

△滿洲中央銀行(三千萬圓)新京北大馬路
西四道街(昭七、六、一五)田中三郎
△滿洲銀行(百萬圓)營口西大街
八、二、一、一、王季康
△滿洲銀行(百萬圓)新京西三道街(昭
九、六、一八)劉雲侯
△功成王銀行(五十萬圓)同島省水吉縣
財神廟胡同(昭九、六、一六)劉雲侯
△世合公銀行(五十萬圓)奉天大南門裡
昭九、二、二、七、盧源
△奉天南工廠行(二百二十萬圓)奉天城
昭九、二、二、七、盧源

電氣・煤炭・鑛業

△延吉電氣(二十萬圓)同島省延吉(昭
八、四、八)李禮勳
△西豐電氣(五萬圓)奉天省西豐縣(昭
八、九、二)中澤實吉
△通平電氣(七萬圓)奉天省通平縣(昭
九、二、二)中澤實吉
△昌圖電氣(六萬圓)奉天省昌圖縣(昭
九、二、二)中澤實吉
△滿洲電氣(金九千五百圓)新京大馬路
三〇、昭九、一、一、吉田豐彦
△敦化電氣(四十萬圓)吉林省敦化縣(昭
八、三、三)八、田田清久
△東方電氣(百萬圓)奉天省西安縣(昭
九、一〇、二五)吳家驊
△遼陽電氣(金三十萬圓)遼陽本町六九

交通・通信・雜業

△大滿鐵(二十萬圓)新京南門外
一三、昭一〇、一、二、二、上島慶
△滿洲鐵道(金四百萬圓)奉天城內通天
街一〇〇、昭一〇、九、九、白根定一
△熱河鐵道(金六十萬圓)新京東風路
三〇、昭一〇、一、一、芳川寬治
△滿洲鐵道(五百萬圓)新京東風路四
一、昭一〇、一、一、芳川寬治
△延吉金礦(八十萬圓)延吉市西道前街
(昭一〇、一、一、芳川寬治)
△滿洲鐵道(千六百圓)新京東風路二、
一〇、昭九、五、七、河木大作
△北票鐵道(二百五十萬圓)新京中央道
二、昭九、一、一、長久美
△滿洲石油(金五百萬圓)新京大馬路
(昭九、二、二、四)橋本木三郎

五五四

△哈爾濱交易所(二百萬圓)哈爾濱傳家
街北三道街(大、一、四、一)周樹德
△大興公司(六百萬圓)新京北大馬路西四
道街(昭八、七、一)王廣海
△大德不動產(百萬圓)新京北大馬路西四
道街(昭九、六、四)鈴木英一
△裕民公司(百萬圓)新京北大馬路三六、昭
一、一、二、四
△哈爾濱批發(七十萬圓)新京八道中馬
路一〇四、昭九、二、七、德文樓
△哈爾濱三泰隆(十萬圓)哈爾濱八道北
馬路(昭一〇、七、六)張金龍
△營口百貨店(十萬圓)營口市參事街第
三分所一五六、昭一〇、四、一、八、王恩
△滿洲火藥廠(五十萬圓)奉天南道地
八路路一五、昭一〇、一、一、小柳津
正隆
△營口興業(二十五萬圓)營口大港後分
所一〇六、昭一〇、一、一、王恩
△東興貿易(六十萬圓)新京東大街五
二六、昭一〇、一、三、四、梅村通平
△滿洲商業(百九萬圓)新京東土町五ノ一
〇、昭一〇、一、六、一、九、林樹泉
△新京煤油批發(十五萬圓)新京東七馬
路水邊街一六、昭一〇、一、四、八、西山泰
清
△四平街煤油批發(七萬圓)四平街道
東三馬路(昭一〇、四、八)張炳生
△奉天煤油批發(三十萬圓)奉天八
路五道街一五、昭一〇、四、九、大竹龜之
助
△哈爾濱煤油批發(二十萬圓)哈爾濱
中街十道街三四、昭一〇、四、九、張子信
△熱河煤油批發(十五萬圓)熱河省
歸化街一七、昭一〇、四、九、張子信
△營口煤油批發(八萬圓)營口東二道
街一〇、昭一〇、一、一、二、〇、伊藤通三

△大滿鐵(二十萬圓)新京南門外
一三、昭一〇、一、二、二、上島慶
△滿洲鐵道(金四百萬圓)奉天城內通天
街一〇〇、昭一〇、九、九、白根定一
△熱河鐵道(金六十萬圓)新京東風路
三〇、昭一〇、一、一、芳川寬治
△滿洲鐵道(五百萬圓)新京東風路四
一、昭一〇、一、一、芳川寬治
△延吉金礦(八十萬圓)延吉市西道前街
(昭一〇、一、一、芳川寬治)
△滿洲鐵道(千六百圓)新京東風路二、
一〇、昭九、五、七、河木大作
△北票鐵道(二百五十萬圓)新京中央道
二、昭九、一、一、長久美
△滿洲石油(金五百萬圓)新京大馬路
(昭九、二、二、四)橋本木三郎

商業・工業

△大滿鐵(二十萬圓)新京南門外
一三、昭一〇、一、二、二、上島慶
△滿洲鐵道(金四百萬圓)奉天城內通天
街一〇〇、昭一〇、九、九、白根定一
△熱河鐵道(金六十萬圓)新京東風路
三〇、昭一〇、一、一、芳川寬治
△滿洲鐵道(五百萬圓)新京東風路四
一、昭一〇、一、一、芳川寬治
△延吉金礦(八十萬圓)延吉市西道前街
(昭一〇、一、一、芳川寬治)
△滿洲鐵道(千六百圓)新京東風路二、
一〇、昭九、五、七、河木大作
△北票鐵道(二百五十萬圓)新京中央道
二、昭九、一、一、長久美
△滿洲石油(金五百萬圓)新京大馬路
(昭九、二、二、四)橋本木三郎

交通・通信・雜業

△大滿鐵(二十萬圓)新京南門外
一三、昭一〇、一、二、二、上島慶
△滿洲鐵道(金四百萬圓)奉天城內通天
街一〇〇、昭一〇、九、九、白根定一
△熱河鐵道(金六十萬圓)新京東風路
三〇、昭一〇、一、一、芳川寬治
△滿洲鐵道(五百萬圓)新京東風路四
一、昭一〇、一、一、芳川寬治
△延吉金礦(八十萬圓)延吉市西道前街
(昭一〇、一、一、芳川寬治)
△滿洲鐵道(千六百圓)新京東風路二、
一〇、昭九、五、七、河木大作
△北票鐵道(二百五十萬圓)新京中央道
二、昭九、一、一、長久美
△滿洲石油(金五百萬圓)新京大馬路
(昭九、二、二、四)橋本木三郎

電氣・煤炭・鑛業

△延吉電氣(二十萬圓)同島省延吉(昭
八、四、八)李禮勳
△西豐電氣(五萬圓)奉天省西豐縣(昭
八、九、二)中澤實吉
△通平電氣(七萬圓)奉天省通平縣(昭
九、二、二)中澤實吉
△昌圖電氣(六萬圓)奉天省昌圖縣(昭
九、二、二)中澤實吉
△滿洲電氣(金九千五百圓)新京大馬路
三〇、昭九、一、一、吉田豐彦
△敦化電氣(四十萬圓)吉林省敦化縣(昭
八、三、三)八、田田清久
△東方電氣(百萬圓)奉天省西安縣(昭
九、一〇、二五)吳家驊
△遼陽電氣(金三十萬圓)遼陽本町六九

交通・通信・雜業

△大滿鐵(二十萬圓)新京南門外
一三、昭一〇、一、二、二、上島慶
△滿洲鐵道(金四百萬圓)奉天城內通天
街一〇〇、昭一〇、九、九、白根定一
△熱河鐵道(金六十萬圓)新京東風路
三〇、昭一〇、一、一、芳川寬治
△滿洲鐵道(五百萬圓)新京東風路四
一、昭一〇、一、一、芳川寬治
△延吉金礦(八十萬圓)延吉市西道前街
(昭一〇、一、一、芳川寬治)
△滿洲鐵道(千六百圓)新京東風路二、
一〇、昭九、五、七、河木大作
△北票鐵道(二百五十萬圓)新京中央道
二、昭九、一、一、長久美
△滿洲石油(金五百萬圓)新京大馬路
(昭九、二、二、四)橋本木三郎

五五五

△海運利通(六萬圓)奉天省海城南門外
(昭一〇、七、九)小林克
△同島自來水(三十萬圓)延吉縣興井村
(昭一〇、一、一、三)木多行
△大安汽船(三十五萬圓)安東縣興街三
(昭九、九、一)王勤
△新京汽船(十五萬圓)營口入船街六〇
(昭一〇、一、一、九)瀨山福太郎
△滿洲航空(三百八十五萬圓)奉天五經
路九路路三、昭七、二、一、六、榮
△滿洲電信(金五千圓)新京大馬
路六〇、昭八、九、三、一、三
△滿洲電報(二百萬圓)奉天加茂町八、昭
九、一、一、九、藤安
△滿洲行政機關(二十五萬圓)新京興安
大路一六、昭九、七、二六、小山倉之助
△奉天工業土地(金二百五十萬圓)奉天
千代田通(昭一〇、三、一、一)海津達
△同興房產建設(大洋十六萬圓)哈爾濱
馬家溝巴山街五六、昭三、四、二六、祝
隆宜
△興業印刷局(五十萬圓)奉天工業區四
馬路(昭一〇、五、六)關
△滿洲圖書(二十五萬圓)新京東大街興
順街六、昭一〇、六、一、關
△日滿合辦營口水產(十萬圓)營口西海
關街(昭一〇、九、一六)松下街太郎
△滿洲拓殖(千五百萬圓)新京大馬路
六〇、昭一〇、一、一、四、坪上貞一
△滿洲林業(五百萬圓)新京興業路一〇
五、昭一〇、一、一、九、櫻井町會
△新京屠宰(三十萬圓)新京東大街北伊
通河岸(昭一〇、一、一、四)宇野修太郎
△滿洲鑛業(五百萬圓)新京東二條通三
三、昭一〇、一、一、四、三、角愛三
△濱木村倉庫(二十萬圓)哈爾濱(昭一
〇、九、二)

在滿株式會社一覽—電氣・煤炭・鑛業、交通・通信・雜業

滿洲法律商業用語解

【ア】

變遷 順位に拘らず過剰子を選定すること、變立、變嗣も同じ。
 抄補 削除添補。
 壓 押に同じ。
 壓契 不動産擔保に關する契約書。
 按股均攤 出資者の持分によりて損益を均分すること。
 案卷 卷宗を見よ。
 案外 訴外。
 案讀 官公文書。
 暗股 組合の匿名出資。

【イ】

位次 順位。
 委乘 委託。
 委保 確かに。
 依照 運轉す。

依次 順次。
 異性亂宗 異性の男子を嗣と爲すを謂ふ。

爲業 不動産につき經營を爲す移屬 移轉してその所有に屬す。
 移撥 振替支出。
 彙算 一括計算す。
 彙齊 取調む。
 意定代理 被代理者の授權行爲に基き發生する代理關係。
 遺延 命に違えて遅延す。
 遺棄物 禁制品。
 遺命單 遺言書の俗稱。
 委任 責任の轉嫁。
 慰撫金 慰籍料。
 一造 訴訟當事者の一方。
 一同起訴 二人以上の原告が共同訴訟人として共に訴を提起すること。
 一本同源 祖先を同じうするこ

と。

一面全管 全責任を負ふ。
 一面承管 全責任を負ふ。
 逸犯 逃走した犯人。
 溢額 超過額。プレミアム。
 允受 承諾。受諾。
 引魂牌 墓地の石牌。
 引水 手引きする。案内する。
 引水 水路の案内。
 引誘 誘引。勸誘。
 印花稅 印紙稅。
 印肥 官署の署名捺印。
 印子錢 高利の口歩にして利子を天引して貸出す金錢。
 陰私 私行。私事。隱微。
 隱飾 隱蔽。
 隱名合夥 匿名組合。
 運照 運送許可證。
 永遺爲業 不動産を所有とせり永佃權 永小作權。
 盈虧 損益。
 塋園地 墓地に附屬せる田地。
 影射 詐欺。人を眩惑する。

【ウ】

【エ】

貨價 貨物の代金。
 貨款 商品の賣掛代金。
 貨稅 貨物に課する稅金。
 貨賬 商品の賣掛代金。
 貨標 商品の見本。
 假扣押 假差押。
 假混 虛偽。
 假釋 假出獄に當る。
 假冒 他人の名義を詐る。
 訛案 欺罔強喝。ゆすりかたり
 夥閉 組合事業の關係。
 夥街 公共用に供せられる道路
 夥居 兩家が合して一家となる
 夥產 共有財產。
 夥賣 共同にて買入る。
 價賣 代價を得て賣却すること
 價目表 公定賣率表。定價表。
 牙脣 仲買人。媒介者。
 牙紀 店舗を設けずして營業する仲立人。
 牙行業 問屋營業。
 牙店 店舗を開設して營業する仲立人。
 賀房 家屋新築又は轉宅の祝ひ
 回條 領收書。
 回頭 振替る。後悔。歸る。後刻。

五五六

影射 妻子が夫より先に死亡し埋葬すべき墓地が新に開かれるとき先に先代の位牌を棺に納めて埋葬すること。
 營汎 軍隊駐防地。
 羸弱 過不足。伸縮屈伸。
 易科監禁 勞務場留置。
 越姐 越權。
 閱卷 記録閱覽。
 延誤 責任退避。
 延擱 遲延。
 延宕 延引す。
 捐 除く。棄つ。稅の一種、地方稅、附加稅。
 捐官 金を納めて官を買ふ。
 捐款 寮附金、義捐金。
 捐單 地方稅又は附加稅受領書
 掩飾 ごまかす。
 遠房 遠い親族。
 遠颯 高飛びする。
 濼波 濼波。
 濼田 濼田。
 菸酒 煙草及び酒。
 旺月 土地賦課公課の納付多き月。

【オ】

往來 當座勘定。交際。往復。
 押 日本の抵當權に類する擔保權。
 押置 荷爲替手形。
 押會 賭博の一種。
 押貸 押付爲替。
 押契 抵押權設定の契約證書。
 押權 抵押權。
 押借 擔保を提供して金を借る
 押租 租を受くるとき支拂ふ數金。土地家屋の賃貸契約の違約として借受人が貸賃人に對して支拂ふ違約金。
 押存 抵當物件の保管。
 押當 押と同意義。
 押圍放款 特產資金の貸出。
 押犯 勾留の犯人。
 押票 勾留狀。
 押寶 賭博の一種。
 押舖 無許可の質屋。
 秧科地 乾草を採取する共有地
 應繼 被相続人の死後親族がその過房子を定むること。
 應買 贖買。

【カ】

下 質す、令文到着せるを示す。

下欠 滞る。
 下行文 任命狀、令、佈告、批。
 下則地 地租徵收上の土地等級の區別にして地味辯せられた土地
 下班 官吏の退廳。
 火磨 機械力による製粉工場。
 火耗 銀を精練する際生ずる減損。
 加委 臨時委任者に辭令を交付
 加給 加給。
 加典 典契約の増加又は追加。
 花紅 賞與金。
 花銷 經費。報酬。禮金。
 花名 人名。
 花用 金錢の消費。
 花利 田地より得る收益。
 架走 人質として拉去ること。
 過 通す。過失。過去。
 過割 田宅の賣出典による名義書換手續。
 過繼 日本舊制度の養嗣子縁組。
 過戸 不動産及記各式有價證券の名義書換行爲。
 過册 登録す。帳簿に記入す。
 過換 移す。讓す。
 過簿 過册に同じ。

貨價 貨物の代金。
 貨款 商品の賣掛代金。
 貨稅 貨物に課する稅金。
 貨賬 商品の賣掛代金。
 貨標 商品の見本。
 假扣押 假差押。
 假混 虛偽。
 假釋 假出獄に當る。
 假冒 他人の名義を詐る。
 訛案 欺罔強喝。ゆすりかたり
 夥閉 組合事業の關係。
 夥街 公共用に供せられる道路
 夥居 兩家が合して一家となる
 夥產 共有財產。
 夥賣 共同にて買入る。
 價賣 代價を得て賣却すること
 價目表 公定賣率表。定價表。
 牙脣 仲買人。媒介者。
 牙紀 店舗を設けずして營業する仲立人。
 牙行業 問屋營業。
 牙店 店舗を開設して營業する仲立人。
 賀房 家屋新築又は轉宅の祝ひ
 回條 領收書。
 回頭 振替る。後悔。歸る。後刻。

五五七

回續 出典。出當物件を受戻す
 海軍 滿洲時における水境境界
 械抗 武器をもつて抵抗す。
 開支 支給する。支辨する。
 開征 徵收を開始す。
 開析 開封。
 開爐 製治屋を開業する。
 備住 同行。
 會核 合同審査す。
 會銜 官吏が上申又は告示等の公文書に二人以上連署する。
 會局 押會賭博を行ふ場所。
 會呈 二箇以上の機關が連署して提出する呈文。
 會同 立會ふ。協議す。
 解繳 送金して納付す。
 解送 護送。
 解費 金錢又は犯人を送る費用
 匯 爲替。送金爲替。
 匯兌 爲替。
 匯票 爲替手形。
 匯信 送金案内。
 擄刑 刑罰を畏る。
 外運 省外又は外國に運び出す
 外匯 外國爲替。
 外債 外廻りの店員、外交員。
 外欠 債務。

外親 女系の血族。
外祖姑 伯叔祖母。母の父の姉妹。
崖溝 境界内の全地域。
街基 市街地に在る建物敷地。
該 下行文にて受文する官署又は人民をいふ。
蓋印 捺印。蓋章、蓋戳も同じ。
囹圄 困難。
格捕 攻撃したる上逮捕す。
核奪 取調ぶ。詮議す。審査す。
核給 審査したる上給ふ。
核准 審査して許す。
核銷 支拂雜費の審査をなす。
核存 審査して保存、記録として止む。
核奪 審査して決定す。
核議 審議して決定す。
核轉 審査して移轉す。
核駁 審査の上拒絶す。
核覆 審査して回答をなす。
革除 免官する。取除く。
覆印 しるしをつける。印章を模寫す。
覆押 捺印。
覆字銀兩 純粋度を記入せる銀兩手回票 典得者が轉典をなし

たる場合原主が典得者を差控きて轉典得者より直接請戻しを爲すこと。
劃帳 一部を交附。記入して支出。
確鑿 明確。
確當 正當。
樂徒 徒弟。
樂戶 藝人、歌妓。
額缺 官吏の定員。
活契 出典せる地契又は房契にして典價が市價以下にて尙請戻しの希望あるもの。
活市 買戻又は請戻し得べき財産。
活期存款 當座預金。
活期透支契約 當座貸越契約。
活質 買戻約款附質買。
葛親 許婚の如き關係。
甘結 人民の官廳に出す引受書甘心奉付 立替支拂ふべし。
奸刁 狡猾。
串現 現成を訪問すること。
串交 敷設されて共謀す。
串通引誘 共謀して誘引する。串同 共謀。
串票 外科を完了せる證憑とし

て官より下附せる文書。
完備 土地税の完納。
官司 官の分職。訴訟事件。
官倉 地方備用官立儲藏倉庫
官斷民服 裁判に服すること。
官費 公課以外の金銭。
官利 投資資本に對する利子。
函開 公函に記す所によれば。函件 書面にて要求す。
函索 書面にて要求す。
姦生子 私生子。
姦非罪 正當ならざる性交行爲を行ふ罪。
砍伐 木材の伐採。
卷宗 肥後。書類。
卷讀 保存書類。
開款 遊金。
勘 照合す。質す。測定す。
勘放 勘定して拂下ぐ。
換給 引換。
堪慮 慮る。
款項先付 資金前渡。
寬貸 敷す。
感荷 感謝す。
管業 領主業主が土地を使用収益する状態。
管契 戸管契紙の意。

管收 勾留する。
緩刑 刑の執行猶豫に當る。
關閉 店舗が廢業すること。
關防 不正行爲を防遏すること
簡缺 事務閑散なる官職。
艱細 支出困難。
噤核 審査決定す。
含混 疑點あり。
玩延 怠りて延引す。
玩忽 忽緒に付す。
眼同 立會ふ。
【キ】
奇零 殘餘、端數。
起覆 捜査の上假押收すること
起誓 誓ふこと。
基業 基本となる不動産。
規費 手数料及各種の手續費用
規條 定期取引相場。商家にて發行する支拂期日を約せる證書。
期票 一定期日に支拂を約する手形。定期拂の手形。
寄押 寄託勾留。
寄存 寄託保存。
寄放 預ける。
棄市 不動産權利の拋棄、喪失

匯夥 店員。
虧欠 未済金。
虧折 損失。
歸還 償還、返済。
歸宗 實家復歸。
歸入 繰入れる。
歸併 合併する。
歸權 文書の每葉の合せ目。
餽餉 兵糧又は軍資を贈ること
勾留 拘留。
義子 宗親を承繼せざる異性又は同姓異宗の養子。
疑案 未解決の刑事事件。
擬具 文書の起草作成。
客棧 旅館。
客事 契約成立披露宴。
脚船 貨物運送用帆船。
及時 適當なる時期。
休棄 永久に權利を拋棄する。
休妻 妻を離婚すること。
求遺代位 指圖引渡に當る。
急頂 急用の金貨。
給付 支拂ひ。給付。
抽換 他物を借りて決す。
圖書 家産の分割契約書。
去洋 支出したる一切の金銭。
居間 仲立。仲立營業。

拒違 忌避。
舉發 告發。
魚鱗圖冊 土地臺帳に當る。
夾板船 西洋形帆船。
提案 強取事件。
供役地 地役權における承役地
供給 聽取書、取調べ書類。
鄉約人 村務を執掌する人。
教令 勅令に相當す。
僑工 外國に出稼中の本國人。
強佔 横領。
仰祈 ……せられたし。
仰候 俟つ。
業戶 業主に同じ。
業主 不動産に對する主宰者。
勛斤 勳と同意。筋と同意。
鈞 大又は貴(尊稱)
鈞奪 決裁。
禁運 搬出禁止。
禁根 移轉出を禁止せる穀物。
親見 拜謁。謁見。
銀股 鏡股に同じ。

【ク】
具 書類を製作す。認む。
具結 宣誓。
具狀 告訴狀の作成。
具保 保證を具備す。
具領 人民が官署に請書を出して受取るを謂ふ。
空股 組合事業において特に留保せる特分。
空白 證據なくして請求する。
空白憑票 白地爲替手形。
空船買賣 空賣買、空相場。
【ケ】
計息 利息の計算。
契 契印の文書。賣買契約書。
契據 契約文書。
契紙 契約書。契約用紙。
契字 契文。契約書。
契稅 不動産の賣買、出典、商租に對する一種の登録稅。
契尾 官署の契稅納付證書。
掛號 届出。書留。
啓視 開放檢視。
頃 田百畝の面積。短い期間。
經紀費 仲立手数料。
經紀人 仲買人。取引員。
經理人 支那人。
傾銷 ダンピング。
傾典 出典者が惡意で典物を典

得者以外の者に出典賣却する
簡勘 臨場檢證。
敷告 警告。警告。
積核 檢査。
積征 課稅標準の調査。
辦事人 經理人に次ぐ商業使用人。
繼任 後任者に事務を引續ぐ。
欠據 借用證書。欠約も同じ。
欠債 債務を有すること。
欠帖 借用證。
欠賬單 貸付帳。
缺額 缺員。
缺賬 貸借勘定。
缺帖 無利息の金貨貸借證書。
結夥 三人以上の共謀。
結欠 掛賣金の決算。
結語 宣誓の文言。
結賬 決算。
結底 決算の帳尻。殘高。
結轉 繰越。繰入。
結餘金 剩餘金。繰越金。
歇業 廢業。
見票即付 一覽抽。
擔券 卷擔草。
歛 收穫の豊かならざるをいふ
檢驗 檢査。

檢送 ……と共に送附す。
贖銀 不足のまゝとなる。
贖價 訴訟記録。
原委 詳細な原因。本末。
原額 地租の賦課物體。
原業 原業主。原不動産所有者
原佃戸 永佃權者。
原租 有租地の租稅。
現匯 一覽拂の爲替手形。
減省 減損省略。節減。
嚴備 嚴格に處理す。

【三】

戸頭 不動産名義人。
戸口生 戸口調査に當る警官。
估價 評價。
估計 見積計算。
股 係り。株、株式。隊、集團。
股款 株金。
股額 出資。株金。
股東 社員。株主。
股份 持分。株式。
股票 株券。株式。
股本 出資。資本。
互易 交換。
互市 外國との通商市場。
互推 互選。

護照 官廳で發行する保護又は
通行許可の證明證書。
工本 勞力及資本。工事費用。
口岸 船舶の出入する港灣。
勾串 結託。
公允 公平。
公會 公共組合。
公司 會社。
公司債 社債。
公積金 積立金。
公斷契約 仲裁契約に當る。
公斷 公産に關する出納帳簿。
公俗 官金。
公認證書 一種の公正證書。
江輪 川添汽船。
行紀 問屋、問屋營業。
行號 商店。
行市 相場。行情も同じ。
行息 利息を附す。
行帖 仲買及問屋の營業簿札。
行文 公文を送る。
行佃 問屋の口錢。
交易 取引。
交貨期間 到着貨物の引渡期間
交還 受渡。
交還 還付。返還。
交存 交付保存。

交託 交付寄託。
交保 保釋を許可す。
扣押 差押。
扣還 内拂ひ。
巧賣 脱法的賣却法。
抗債 辭を設けて債務の履行を
怠る。
更名過册 名義變更の登記登錄
更名換照 名義變更のためにす
る新地券の發行。
更夫 夜番。
更夫 夜番。
拘傳 勾引召喚。
唐帖 婚約により交換する文書
紅契 契稅納付済印ある賣契。
紅賬 組合契約書。
紅利 純益。企業利潤、利益配
當金。
香燭 香華、卷燭草。
候委 待命。
候補推事 豫備判事。
荒原 荒地の地券。
荒閉 商舖が破産すること。
控究 摘發して嚴罰に處す。
嵩疊 派出所詰警官。
鴻雁 災亂により流轉せる民。
合夥 組合。
合股 共同出資による營業組織

合同契 帆船運送業代理店が船
方に對して發行する運賃の支
拂保證を兼ねたる船積通知書
合保 數名の保證人による保證
合約字 契約書。
合利草單 利子の計算をなす帳
簿。
號東 經營主。
號碼 數字。番號。
還算 複利計算。
還存金 繰越金。

【サ】

坐落 不動産の所在地。
裁撤 廢止。撤廢。淘汰。
催報 催促す。
財東 出資者。組合員。
作古 人の死亡。
作題 稱號となすこと。
札紙 小作契約書の一形式。
權産 不動産に對する權利。
產案 財產。不動産。
產主 不動産所有者。

機單 倉庫證券。倉庫預證券。
算賬 勘定する。決算する。
摺雜 一定の物品に他物を混入
暫時存款 假受金。
質時存款 假受金。

【シ】

子母 利息と元金。
支使 前借して使ふ。
支票 小切手。
支付 支拂。支辨。
支理人 支拂人。
止付 支拂差止。
止利還本 利子の付加を停止し
て元金の回收を圖る方法。
市錢 その土地のみの通用通貨
市房 店舖向家屋。
死契 出典せる契にして典價が
市價を超過し典契を賣契に改
めたるもの。
私運 密輸。
私禁 不法監禁。
私價 民間相互間の貸借。
私賬 個人の債務。
私土 密輸入の阿片。
私和 示談。
使費 手数料、諸掛費用。

紙發 紙札。符號紙。
指産借錢 普通の方法による金
錢の貸借。
學息 果實。
資遣 旅費を支給して人を派す
資資負債表 貸借對照表。
孺子 我獨獨養孺子に類似す。
字據 契約事項を記載せる文書
字兒 書付。書類。文字。
自混 姦娼妓か自前で營業する
自訴 被害者死亡により其親族
より起訴するをいふ。
自置 自ら不動産を買入る。
自認 民事訴訟における自白。
次承祖人 轉借人。
滋擾 事件を煩雜にする。
辭歇 免職。解雇。
辭書 組合員の脱退届。
執票人 手形所持人。
實收 正式に補せられた官職。
實收股本 拂込済資本。
實存 實際保存額。差引受取額
捨單 寺廟への寄附財產目録。
繳 拂込む。
繳捐 附加税又は地方税を納む
繳清 金額の拂込又は納付。
手乏 手元不如意。

取回 取戻。
取銷 取消す。
取附 債權の取立。
前報 優先して届出づ。
酒肆 酒店。酒屋。
受監護人 被後見人。
授權書 委任狀。
收押 留置。
收訖 受取。
收據 金來の領收證書。
收條 領收書。
收單 金錢受領書。
修價 修繕料。建築費用。
秋租 收穫後小作料を拂ふ。
售賣 販賣。
就職 就任。
就任 着任。
酬勞費 日當に當る。
緝私 密輸密賣者を捜査逮捕。
充派 分配に充當す。
從刑 附加刑に當る。
從良 賣淫婦女が身請される。
こと。
熟地 既開墾地。
出價 價格の申出。呼値。
出缺 缺員。
出差 出張。

出買人 買權設定者。
出售 出賣。販賣。
出贅 他家の女婿となること。
出租人 賃借人。
出票人 手形の振出人。
出洋 海外に出る。洋行。
出立 文書の作成。
准駁 准許又は駁付。許可又は
却下。
循環 宿帳。
準抗 受命判事又は受託判事の
處分に對する取消又は變更申
立。
准折 代物擔濟。相殺。割引。
順契 稅契の俗稱。
所捐財產 寄附財產。
所繼人 被繼承人。被相続人。
所後宗 養家。
書據 契約文書。
處刑命令 略式命令。
諸色人 各方面の人民。
小股錢 嫁資。嫁嫁後得たる妻
の金錢。
小寫 數字の名稱。
小租 土地所有權に對し地方團
體に納付する租。永佃權の賃
賃料。

小宗 始祖の嫡長子以外の者。
 小損 戒克の運送貨物の損害。
 小販 雇傭契約書。心付。
 小店 木貨宿。
 小販 小商賣。小商人、行商人。
 小賄兌 小爲替。
 升料 開墾土地につき一定年後にする納税。
 升用 登用。
 招股章程 株券募集規則書。
 招租 賃借人の募集。
 招牌 看板。
 招領 引受け募集、引取申立催告。
 抄底 草稿を謄寫す。
 承管 管理。
 承讓保 保證債務。支拂の保證。
 承讓員 縣公署の訴訟事務官吏。
 承重孫 代襲相続人たる孫。
 承兌 引受。譲受ける。
 承頂 譲受け。接受。
 承讓更 執達更。
 承保 保證債務。
 承讓 請負。
 借辦 或る事柄を發起する。
 捐 送り届ける。かすむ。拂ふ。
 駐金 持参金。

商埠 商店。商舖。
 商場 小賣業者の密集せる地域。
 商租權 自由契約により取得し得る不動産物權。
 鈔票 銀行正金銀行をして銀と引換ふることを定めて支那で流通せしめるため發行する兌換銀行券。
 將事 從事。
 訟累 訴訟により生ずる煩瑣。
 訟提 三百代官。
 訟端 訴訟事件。
 照准 申請の如く許可す。
 照賬簿 貸出費掛立替の記入帳。
 照付 數額通り支拂ふ。
 照料 周旋する。
 摺呈 面陳の附提出する呈文。
 燒洞 滿洲燒酒釀造所。
 蕭條 不景氣。蕭索ともいふ。
 墾基 墾を築きたる地面。
 上起租 十二月中に翌年度の小作料を支拂ふ租契。
 上扣利息 利息の先取。
 上帶 ……を含む。
 上班 官吏が出勤すること。
 丈單 清丈せる土地に官署より發給したる證書。

仍繳 返還する。
 淨運費 純運送費。
 淨欠 殘額債務。
 淨缺錢 金錢債務の現實殘額。
 場園 打穀場。
 裏理人 商業使用人又は書記。
 申斥 譴責。叱責。棄却。
 辛力 荷より船員への謝禮。
 津貼 手當金。補助金。
 身價 一種の結納金。身請金。
 身股 組合の勞務出資者持分。
 信守 證據とす。
 侵公 公金濫服。
 侵占 積領。
 晉給 昇叙。
 診驗單 診斷書。
 賑款 救恤金。
 慣犯 輕罪禁に當る。
 親事 縁組、縁談。
 薪水 俸給。給料。
 人壽保險 生命保險。
 總數 全額。

水力 船舶の貨物運送費。
 垂卷 危篤。
 推讓 責任轉嫁。責任避避。
 推銷 販賣の擴張。
 生意 營業。業務。
 生産 分娩。
 生息 利息を付すこと。
 生理 生業。商賣。
 正室 正妻。
 正親 直系親。
 世居 先祖の代より居住す。
 世交 前代よりの交際。
 西段 組合の使用人側の持分。
 成案 繫屬せる事件。先例。判例。
 成交 取引の成立。
 成命 商議決定して命令を發する段取となる。
 成本 資本金。商品の原價。
 征稅 税金を取立つ。
 清還 全額の償還。
 清欠 清算。債務の清済。
 清摺 事物を明細記載せる表。
 清價 償還。
 清單 明細書。清算書。

聖回 取戻す。
 聖驗 監視所を設け貨物を検査する行爲。
 聖復 金錢受領書。
 讓會 日本の額母子講に等し、製收 金錢受領書。
 贅入 女婿を迎ふる行爲。
 聖叙 疏明。申請。報告。
 聖訴 非訟事件に關する申立。
 聖契 不動産の賣出典に際し契稅を納付し證明を受くる行爲。
 稅章 徵稅規定。
 稅票 國稅受領書。
 斥逐 追放。
 尺價 費簡。
 拆産 財産の分割。
 積壓 未解決の債放置すること。
 積欠 滯納。延滞債務。
 積存金 積立金。
 折居 分家別居。
 折扣 割引。
 折合 兌換。割引計算。換算。
 折獄 訴訟事件を裁判す。
 折耗 公差。損耗。消耗損事。

節本 抄本。
 説和 示談。
 絶産 後継者なき死者の財産。
 絶退 買戻し不能の譲渡法。
 絶兌契 買戻不能の譲渡證書。
 絶賣 永久的な賣渡し。
 川資 旅費。
 川換 取引する。兌換とも書く。
 先理 營業。經營。
 宣判筆錄 判決期日の公判調書。
 宣判筆錄 判決期日の公判調書。
 船規 貨物運送の船内諸掛。
 船鈔 噸稅の俗稱。
 船東 船主。
 船牌照 船牌札。
 餘政 人事の任用に關する行政。
 錢股 組合の金錢出資者持分。
 錢項 金錢。
 錢主 金錢消費貸借の債權者。
 錢條 臨時に發行する預金證。
 錢法吃緊 金融逼迫。
 錢匯票 錢匯の納入表示の證書。
 簽名 署名。
 繕本 謄本。

祖遺 祖先傳來。
 祖回 典物の所有者が賃料を支拂つて出典物を借受けること。
 租額 賃借借額。
 租限 收穫物をもつて支拂の契約をせる小作料。
 疏懈 監督義務を懈怠す。
 訴訟卷宗 訴訟記録。
 卡 番所。關所。
 卡片 カード。
 爭差 紛争を起す。
 妝奩 嫁入道具。
 倉單 倉荷證券。
 倉田 官倉維持を目的の土地。
 莊票 錢莊の振出す無記名式約束手形。
 總計 總計。
 裝貨 貨物を積込む。
 湯塘 湯屋。
 轉子 筏式の船。
 總明信片 往復端書。
 總行 本店。總號ともいふ。
 造寶 賭博の一種。
 即天票 一覽拂の手形。
 息價 利息付債務。

續誌 後妻を娶ること。
 存款 預金。
 存放 預金と貸付金。
 拖欠 悭濟の延滞。
 拖船 挽船。曳船。
 打小牌子 額母子講の講金を落札せざる請負。
 打保 保證す。保證を取る。
 打摺 財物を掠取すること。
 兌主 讓受人。
 兌契 兌の事實を記載せる證書。
 兌單 債務分擔の明細書。
 大屋子 營口特有の間屋業者。
 大照 官署より下附せる不動産の所有を證明する證明書。
 大租 土地國稅。
 大圖章 實印。
 呆賬 滯貸金。貸倒金。
 據埋票 檢察廳の埋葬許可證。
 退 永租權の讓渡。
 退夥 組合の脱退。
 退股 退社。
 退單 店舖讓渡の證書。

退地甘結 土地立退の誓約書。
退票 不渡手形。
貸字 借用證書。
堆棧業 倉庫營業。
對扣 五割引。對折ともいふ。
對造 相手方。
對待給付 反對給付。
對本對利 利息額が元本と同額。
代還保 支拂の義務を負ふ保證人。
代字人 代書人。
折卸 解き毀す。解毀す。
託運單 運送狀。
單據 證書類。
單引 引札。
攤還 平均に分割して償還する。

【チ】

地丁 地租と人頭税。
地保 古の里正。亭長の職。
地畝 土地、田地。
地厝 農村に在る無職の遊民。
置買 不動産を買入る。
置産 不動産を購入。
運付 支拂の延滞。
拮据 取押ふ。
抽回 借用證書を取戻す。
抽股 組合員の脱退。
抽贖 質物の請戻し。
籌撥 調達して支出す。
中彩 彩票の當り。
中保 兩者間の契約保證行為。
中飽 官吏の公金受授濫服。
中標 入札行為における落札。
註册 登録。登記。
糶 不足。糶ふ。
糶酒錢 披瀝費。
長支 本支門の長子、定額以上に金錢の前渡を受くること。
貼現 手形の割引。
貼水 手形の割引料。
調詞架訟 教唆して訴訟せしむ

調楚 和解などの成立。
賬期 組合の決算期。
賬單 計算書。
賬目 帳づら。
微解 徴收して送金す。
應票 檢察廳の發する令狀。
沉船 沈没船。
陳債 舊債務。
通緝 刑事被告人の逮捕手配。
通盤 全般。
呈解 押送。護送。
呈核 審査を請ふ。
呈審 決裁。
吳報 眉出。
定金 手附金。
定手錢 手附金。敷金。
定造人 注文者。
定程 法定の規程。程度。
定份 分割して持分を決定。
抵押 物を債務の擔保に供する

【テ】

呈解 押送。護送。
呈核 審査を請ふ。
呈審 決裁。
吳報 眉出。
定金 手附金。
定手錢 手附金。敷金。
定造人 注文者。
定程 法定の規程。程度。
定份 分割して持分を決定。
抵押 物を債務の擔保に供する

轉帳 帳簿その振替。
轉貼現 手形の再割引。
轉典 軍典。典持者が更に第三者に出典する行為。
佃 小作。
電匯子 オートバイ。
傳單 廣告ビラ。引札。
傳提 召喚引。
傳票 呼出狀。
土豪 地方の勢力家。
土貨 土地の物産。
度支 財政。
投告 自首。投到ともいふ。
投訴 告訴。
東家 資本主。主人。
東股 組合出資者側の持分。
董事 理事。取締役。
討案 財物の要求。債權の取立。
討案 債務償還の要求。
偷運 密輸出入。禁制品の運搬。
偷私 脱税。密輸。
倒關 商人が自己の利益のため

【ト】

にする倒閉。
透支 貸越。制限外支出。
透字支票 打抜小切手。
當 日本のお産買ひに該當す。
搭住 藝妓の自前營業。
檔 文書保存欄。
檔案簿 官署の記録簿。
同死 同謀自殺。情死。
同中 中介者立會の上。
動支 金錢の支出。金圓の支拂。
動用 流用。
特斥 驅斥。却下。
特留分 遺留分。
漬 間違ひて申請す。

【ナ】

入官 沒收。
入款 領收金。
認股 株式の引受又は申込。
認交之金額 引受金額。
認定股份 株式引受の完了。
捏詞 虚偽の申立。
點單 補綴。
把風 見張る。
破案 刑事犯人を逮捕すること。
新 傾領。暴行。旗頭。
背書 裏書。
牌照 煙草酒の販賣許可證。
廢票 失効の手形。
廢契 不動産賣渡證書。
賣荒片 估單による土地賣却。
報銷 官署の會計報告。
白契 私契證書。紅契に對する踏。
白呈 投書。
拍歸 競落。拍定も同じ。

【ネ】

拍賣 競買。
發還 返還。付。却下。
發交 移送。
發行家 仲買人の俗稱。
發票 振出。
發放 拂下。
拔令 頼母子講の落札。
稱職 過料。民事罰。
判詞 判決書。
販人業 人身賣買業。
繁缺 要職。
界 賜ふ。與ふ。
批 通過。縣長の審判決定。
批價 注文値段。
批單 賣買契約書。
飛子 商人間で金錢融通の場合金錢に代へて振出す手形。
尾欠 殘額の債務。
俵 分配して與ふる。
票匯 送金爲替。
票據 手形。
票拘 令狀にて拘引する。

【ヒ】

拍賣 競買。
發還 返還。付。却下。
發交 移送。
發行家 仲買人の俗稱。
發票 振出。
發放 拂下。
拔令 頼母子講の落札。
稱職 過料。民事罰。
判詞 判決書。
販人業 人身賣買業。
繁缺 要職。
界 賜ふ。與ふ。
批 通過。縣長の審判決定。
批價 注文値段。
批單 賣買契約書。
飛子 商人間で金錢融通の場合金錢に代へて振出す手形。
尾欠 殘額の債務。
俵 分配して與ふる。
票匯 送金爲替。
票據 手形。
票拘 令狀にて拘引する。

標賣 投票賣却。入札賣却。
憑指 金錢物品の受渡用通帳。
憑條 受領證。
憑帖 商人間で金錢支拂に代へて發行される融通性ある手形
詔搭 平均分配。

【フ】

付款 金錢を支拂ふ。
附加税 附加税。
浮價 掛値のある價格。
浮記帳 日記帳。
浮借 無利子の一時借り。
浮收 定額以外の金錢取立。
浮群 假群。
浮費 所定以外の費用。
賦閑 無職。
舞弊 弊害を醸す。不正を働く
福本 資本。
腹地 邊境に對して内地をいふ
覆核 再審査。
覆判 原審司法機關より高等法院に邊送して審査するをいふ
文卷 保存書類。

文約 契約文書類の總稱。
文契 證書。
分行 各別に送る。各別に命ず。
分佃戸 永佃權の賃貸を受くるもの。
分派 分配。配當。

【ヘ】

聘錢 金錢の聘禮。
聘還 分利償還。
變價 物を賣つて金錢にかへる

【ホ】

保結 保證書。
保到 保證。
保媒 結婚の媒介。
保付 支拂保證。
補還 債務の不足部分償還。
補契 契文の遺失による再作成
補水 標酒銀と他種の銀との品位の差額に對する打歩。
舖底 暖簾及營業用家具什器。
舖墊 營業用什器。
舖保 店名でせる保證。

助捐票 助捐の納入を表示せる
證憑。
方賬 取引收支を勘定別に記入する帳簿。
包裹 小包。
包高谷 玉蜀黍と高粱と粟。
包毒 他人の土地を侵蝕傾倒。
包套 他人の土地を詐取。
包皮 包袋。荷造。
包補 金額の賠償。
包禮 引受。請負。
仿用 模倣して使用する。
放款 金錢の貸出。貸付。
放行 開放。
放領 金員の接受。土地の拂下。
放團 公共團體。
報運 運送申告。
報解 下級官廳から上級官廳へ金錢を發送すること。
報名 申込。
報明 申告。通告。申出。
幫助 助。黨。組合。同郷人團體。
寶局 賭場。

卯期 過爐銀の帳尻決算日。
房捐 家屋税。
房客 借家人。
房契 家屋所有權證書。
房場 宅地。
買價 轉典價が原典價より超過しその差額を編取すること。
培克 苛税を取立つ。
謀審 財産を詐取せんとする。
勃論 爭論。口喧嘩。
本支 嫡子と庶子。
本宗 自己の男系血族及其妻妾
本票 約束手形。
拈度 内縁關係。

【マ】

抹兌 移す。
萬金帳 損益を記入する帳簿。

【ミ】

民欠 訴訟當事者が自己を表示するとき用ふる語。

【ム】

無限公司 合名會社。
無着 方法なし。

【メ】

名下 名儀。
名額 人員の數。定員。
名號 氏名及商號。
名冊 名簿。
螟蛉子 養子。
免照 免許證。

【モ】

毛荒 暴落。
網口 漁場。
網分 漁場の權利。漁場の収益。
膿敵 ごまかす。
門市 小賣。
門牌 門札。

【ヤ】

約據 契約書。
約支 組合組織の商店にて株を所有する支配人に金錢を先拂ひすること。
約字 契約書。

【ユ】

逾格 破格。
輸將 運送。
輸租 租税を納付す。
有租地 田賦及前捐を課す土地
郵票 郵便切手。

【ヨ】

預計 預定計畫。
預租 播種期に小作料を前拂する。
預付 前拂。前渡。
餘利 純益金。
佣金 仲介業者の手数料。
要保人 保險契約者。
要約 契約の申込。
標本 見本。タカログ。
養贖 扶養。扶助。
養廉 加俸。
密底 貸座敷業者の舖底。

【ラ】

來辦 委託。
賴婚 結婚を利用せる詐欺。

【リ】

賴債 債務の否認。
贖價 原價を銷却する。
權契 帆船の運送請負契約書。
利息 利息を元本に繰入る。
蒞會 立會。蒞視ともいふ。
蒞勘 臨檢。
履勘 法院における檢證。
立字人 證書作成人。契約者。
律師 代官人。辯護士。
流水帳 日記帳の如き營業帳簿
留買 典權者の典物優先買受。
賣買の預約。
兩清 未済金なく清算結了。
兩造 原被兩告。
兩頭 隣家との境界。
領戸 拂下を受くる者。
領事掌櫃 主人を代表する使用人。
領清 金額受領す。
領東 財東より資金の供給を受けて經營に當る者。
領名 名義。
權業 穀物卸小賣業。

【ル】

權業 穀物卸業。
累贅 煩瑣なこと。
令行 通知。令達。
令選 訓告。
令飭 命令。
令發 發送せしむ。
例章 從來の規定。
零賣 小賣と却し。
軋空 物品を買占めて價格を吊上ぐ。
劣跡 不品行。

【ロ】

贖陳ぶ。
老契 新作成の契に對する舊契
老典 不動産の假裝的賣却方法
漏稅 脱稅。
勒案 脅迫。
勒傳 拘引。

【ワ】

憑付儲蓄 爲替貯金。

日用便覽



滿洲國の祝祭日

元旦 陽曆一月一日、各官公署機關等は拜賀式を舉行、三日間休暇、名刺を交換して賀年、民間では何等行事もなす。

春節 陰曆一月一日、各官公署機關等五日間休暇。

萬壽節 陰曆一月十三日、三千萬民衆の共に相敬仰する滿洲國皇帝陛下御壽辰の佳節、宮中にては莊重なる御儀あり、政府要人外國使臣參内して賀詞奏上、政府各機關學校その他休暇して慶祝。

元宵節 陰曆正月十五日、一名燈節、端午、仲秋とともに三大節句の一つ。

建國記念日 陽曆三月一日、各官公署機關を始め民間にても

盛んなる祝賀式、祝賀の催しをなす。

春秋祀孔 春祭は陰曆二月上丁日、秋祭は同八月上丁日、孔子を祀る、首飾新装では皇帝親しく代拜を欲派して親典、地方省城では當該長官これを主宰、各官公署、法團の首長これに陪祭、各縣では縣長これを主宰、政府各機關各學校休暇、學校生徒は祀典を助祭。

春秋祀關岳 春祭は二月上戊秋祭は八月上戊、又吉日を選び祀祭、關羽と岳飛を祀る軍政部で祭事を執行。

清明節 春分後十五日、陰曆三月三日、政府は各省に盛大な植樹節を行はしむ。

宣詔記念日 陽曆五月二日、康徳二年四月皇帝陛下御訪日より御歸還後同五月二日なされた

日滿關係不可分に關する詔書の漢製を記念し康徳三年の當日官民各機關をあげて全國的記念祭が行はれ更に毎年この日を永久に滿洲國の祝祭日とすることになつたもの。

端午節 陰曆五月五日、俗にこの節を團圓節、太陰祭又は開月とも稱す。

孔子生誕日 陰曆八月二十七日、各官公署學校休暇して聖誕の記念日とす。

年末 陽曆年末の三日間公休し、別に官衙にも儀式なく、民間にも行事なし。

除夕 陰曆臘日十二月末日、一日休暇。

滿洲年中行事

一月

【一日】 午前一時各家の男女皆早起し、初めて堂門を出る時は必ず吉方に向つて喜神を迎へ、後屋内に歸る。又前夜諸神の前に禮を行ひ、この夜爆竹を放ち天明に至る。天明に至り各商民盡く新衣裳を裝ひ、各親友の家に至り叩賀する。これを拜年といふ。拜年の禮は三日に分ち、初一日は父方、二日は母方、三日は妻の親戚に至り、四日から十日までは各郷中の親友方面に行き拜年する。

【二日】 黎明商家は財神を祭り、爆竹を放ち庭内に蒲團を建て天地の神祇を祀り、地方により前に松樹二本乃至六本を植ゑる。高さは丈餘で桃符を貼り燈綵を張る。

【五日】 破五といふ婦女はじめて縫紉をする。四日から六日に至る三日間は地方により商家で所有するすべての貨物の値踏みをする。これを盤貨といふ。

【六日】 この日は商家は半日の間、初賣りをする風がある。

【九日】 玉皇上帝の誕生期で各商民皆廟に詣り、香を焚き禮拜する。

【十日】 俗に穀生日と稱し各

戸皆粟食を作る。

【十五日】 この日の晩、元旦と同じく各神を祀る。十三日から十七日までの五日間を燈節といふ。夜に入ると各大街皆燈を掛け各家の婦女も出てこれを観る。各郷の子供は皆龍燈彩船及び高脚踏の遊戯をして沿街を巡遊する。これを秧歌といふ。又この間を元宵節といひ粉簪を以て祖先を祀り街市に張燈することの日男女出遊して平沙を歩む。然る時は年中病災に罹ることなしといひ、これを走百病といふ。

【二十五日】 龍王日といふ各家皆獨頭の蒜を門口に掛けて病を避ける。小兒女は五彩を剪つて圓形とし、彩絲を以てこれを穿つたものを帯びる。これを小龍尾といふ。家々では皆合菜を食ふ。龍に龍封日吃合菜といふ。以て豊年の兆とする。

この日又添倉といひ、黍飯を煮き發香して食を祀る。一に祭倉ともいふこの風郷間において最も甚だしい。

二十四日から二十五日に至る間各戸各親友男女と會合する。これを會年茶といふ。各郷では二月十日以後に行はるゝことがある。

二月

【二日】 花朝といふ。又俗に龍燈頭日といひ、家毎に豚肉及び饅頭を食ひ、夜に至ると各處に蠟を點す。名付けて照虫蠟といふ。又中雷神の誕生期として各家皆祭壇を設け、婦女はこの日裁縫することを忌む。

三月

【三日】 清明節である。各郷では城隍神を出巡する。この日は神像を擔ぎ、儀仗を用ゐ、鼓樂を以て前導し、城北に至つて海主の孤魂を祭る。この日各家は皆祖先を祭り、人死して三年以内なればその家人皆墳墓に至つて焚紙する。

【十四日】 地藏菩薩の誕生日である。

【十六日】 城隍奶奶の誕生日である。

である。又山神廟の祭日で、地方の人參商は相集つて廟内で演劇し、山村の居民は牲を具へてこれを祀る。

【二十八日】 東嶽大帝の祭日

で、三月一日から末日に至る山東泰山の神を祀るものである各處の東嶽廟に祭壇がある。

四月

【八日】 釋迦の誕生日である。

【十五日】 呂祖の誕生日である。

【十八日】 海神の誕生日である。この日から三夜間は娘々神聖會といふ。この日午飯に多々包子を食ふ。又小兒七、八歳なるものはこの日に留髮し、廟に詣り僧侶の喝令を受け家に歸る風がある。これを跳牆といふ廟から家に歸る時、後方を顧みることが禁ずるかすすればその子が壯健であるとされてゐる。

【二十八日】 藥王の誕生日である。

五月

【五日】 端午節で、各商民皆酒造を張る。又門戸に萬蒲を懸け、角黍を包み、糯米を食ひ兼黄酒を飲み、門欄に胡蘆を掛ける。婦女は彩糸を以て小囊を製して髪を覆ひ、或は布を以て虎を作り、兒の肩に懸いで除災の意とする。

【十三日】 俗に關帝單刀會といひ、十二日を俗に關帝磨刀期といふ。旱天と雖も必ず雨が降ると傳へてゐる。

六月

【六日】 土用の入りで、虫王廟會がある。各民間性を備へて神を祀る。この日多く衣を曬し、書を曝す。又各郷民は多く豚を殺して酒造し、又麵を食ふ處もある。

【十九日】 觀音堂で油磨祀神する。

【二十四日】 關帝廟會がある。

七月
 【七日】織女渡河の日で、各家兒女夜間織女神を供祭する。
 【十五日】中元節で又鬼節と稱する。鬼とは幽魂の意である。即ち魂祭で各家諸神先祖を祭り、各城では城隍神郊外に出巡し、各縣官衙の郊外に至り無主の孤魂を祭る。

八月

八月
 【十五日】仲秋節で、各商民戸々酒筵する。俗に祭太陰又は供月といふ。

九月

九月
 【九月】重陽節といひ、各家皆豚を殺して美食する。この日芋及び白菜を豚肉に合して煮るが者多い。又菊花糕を食ふ。

十月
 【十七日】財神の誕生日で各商家でこれを祭り、皆廟に詣で祭拜する。

十一月

十一月
 【一日】この日も亦鬼節と稱し、城隍神へ出遊して魂祭すること清明及び七月十六日と同じ。この日履糞祖を祀り、送寒衣といふ。又この日から粥飯を開き、綿衣を散し以て窮民を濟ふ。

十二月

十二月
 【冬至】この日各戸夜間皆先祖諸神を祭り、各屯は皆豚を殺して包子を食ひ、地方の苦力も亦開宴すること略々正月と同じである。名づけて蒸食といふ。

十二月
 【八日】各家皆百菓及び各種糰を用ひ粥として食ふ。これを臘八粥といふ。
 【二十三日】晩に糰を祭り糖瓜を用ひる。これを辭腊といふ。各家の祭後醜神像を撤去し、三

十三日目に至つて新しいものに換へる。又この日を過小年といふ。盛んに爆竹を放つ。この日の前後數日は家々に飯子を食ふ風がある。

除日 早朝各神像祖先の前に祭物を陳設供獻し、燭を點じ香を焚き、朝六時に至つて茶酒を灌ぎ祭神の禮を行ふ。各神の名は關帝張仙、觀世音菩薩、財神等で又中雷神、雷神、門神等の各神は商民皆これを祭る。午後に至つて各家々長美食、水菓等の物を子弟婦女に分ち、家長から以下皆銀錢を分つ。これを壓歲錢又は守歲錢といふ。この日朝から爆竹を放つことが絶えぬ。晩は家の内外に點燈し親友交賀する。これを辭歲といふ。三更に至つて醒める。未だ糞祭をせぬ家ではこの夜巷に紙錢を焚く。これを燒包紙といふ。次に一族拜賀し各歲錢を分ち聚合飲食する。又終夜就寝しない者があ

滿洲國の度量衡

滿洲國の度量衡は従來は各地によつて異り換算の難雜なことを驚くばかりであつたが大正三年一月二十五日勅令五號を以て二十八箇條より成る度量衡制が制定公布され三月一日から實施せられて以來、尺斤制を主制とし、米粟制を補助としてゐる。但し之による急激な經濟上の變化を避けるため従前慣用せられた度量衡制は新法施行後五年間は之を取引又は證明のためにする度量衡の計量に使用し得る規定になつてゐる。

名	尺		斤	法	日本尺貫法	營造庫平制	ソ
	寸	分					
毫	0.001	0.001	0.0001	0.0001	1.0000	1.0000	0.001111
分	0.01	0.01	0.01	0.01	1.0000	1.0000	0.011111
寸	0.1	0.1	0.1	0.1	1.0000	1.0000	0.111111
尺	1	1	1	1	1.0000	1.0000	1.111111
丈	10	10	10	10	1.0000	1.0000	11.111111
引	100	100	100	100	1.0000	1.0000	111.111111
里	1,000	1,000	1,000	1,000	1.0000	1.0000	1,111.111111
町	10,000	10,000	10,000	10,000	1.0000	1.0000	11,111.111111
里	100,000	100,000	100,000	100,000	1.0000	1.0000	111,111.111111
市	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.0000	1.0000	1,111,111.111111
町	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	1.0000	1.0000	11,111,111.111111
里	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	1.0000	1.0000	111,111,111.111111
市	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1.0000	1.0000	1,111,111,111.111111
町	10,000,000,000	10,000,000,000	10,000,000,000	10,000,000,000	1.0000	1.0000	11,111,111,111.111111
里	100,000,000,000	100,000,000,000	100,000,000,000	100,000,000,000	1.0000	1.0000	111,111,111,111.111111
市	1,000,000,000,000	1,000,000,000,000	1,000,000,000,000	1,000,000,000,000	1.0000	1.0000	1,111,111,111,111.111111
町	10,000,000,000,000	10,000,000,000,000	10,000,000,000,000	10,000,000,000,000	1.0000	1.0000	11,111,111,111,111.111111
里	100,000,000,000,000	100,000,000,000,000	100,000,000,000,000	100,000,000,000,000	1.0000	1.0000	111,111,111,111,111.111111

日用便覧—郵便規則と料金

△右許可を受けたものにして年一回三十日以上に亘つて内地に滞在したものはその資格を失ふ、但し直系尊族若しくは妻子の死亡若しくは重傷のため又は官職の命により一時帝国内に離脱するものは九十日に限り離集延期の事由となし離集するものと看做される。

△既に離集延期の許可を受けたものにして引續き延期を希望するときは毎年一月三十一日までに在在地の領事館に離集延期申請書を出す、同時に離集延期の事故止んだときは事故止み届を在在地の兵事官宛に出さねばならぬ。

徴兵検査

△關東州内及滿鐵附屬地在住者は州内は民政署長、附屬地は警察署長、その他は領事に宛て三月三十一日までに在在地の検査員を出せば在在地で徴兵検査を受けることが出来る、事情如何によつては右三月三十一日以後でも許可される。△右在在地の検査員を出した者にして轉居、轉住した場合は在在地の検査員を出した徴兵事務官に届出ることを要す。△徴兵受検後轉居、轉住した場合は移動先の徴兵事務官及び本籍地の市町村長宛届出ることを要す。△徴兵受検後分の圖書又は通知は在在地の事務官の手を経て本人に交付される。

但し入營のため期日切迫してゐる場合は直接本人に交付されることもある。△在滿部隊服役を希望する者は本籍の陸軍司令官宛の願書を身體検査を受けた後、兵務官の調査を司官又は在留地検査員に出すこと。

在郷届出

△歸休兵、復員兵、後備兵又は第一補充兵にして内地又は帝国外の地より關東州又は滿洲國にたり當該地域に在留するものは在留地到着後十四日以内に關東軍司令官宛に民政署長、警察署長、領事を經て在留届を出すことを要す。△右届出後在留地を變更したるときは在留地變更届、併に退去したときは退去届を出さねばならぬ。△在留後七日以上旅行するときは旅行届を出さねばならぬ。

召集

△關東州及び滿洲在在者の召集及開闢部は關東軍司令官これを掌る、従つてこれらの召集及開闢部は關東州及滿洲においてなされる、但し教育召集をなすべきものありては本籍地の開闢部長これが召集を掌る。△召集又は開闢部呼のため旅行するものは社經費運賃五割の特典を有す。△關東州及滿鐵附屬地における軍事徴

郵便規則と料金

匯及入營者の職業保障に關しては軍事救護法及入營者職業保障法による。取扱制限 一、關東州内相互間、關東州内より關東州外日本側局宛の郵便物はすべて内地におけると同様の取扱をなす。一、關東州外相互間、日本側局宛の郵便物はすべて内地におけると同様の取扱をなす。一、内地、關東州内及び關東州外日本側局所より滿洲國側局宛に宛てたる價

内國通常郵便料金

Table with columns for mail types (e.g., 第一種, 第二種, 第三種) and rates (e.g., 州外相互間の料金, 州内から差出す場合). Includes sub-sections for '取扱制限' and '内國通常郵便料金'.

内國郵便物特殊取扱料金

Table listing special handling fees for domestic mail items such as '書籍、印刷物' (books, printed matter), '郵便物' (mail items), and '郵便物' (mail items) with their respective rates.

日用便覧—郵便規則と料金

Table listing rates for various mail services including '印刷物' (printed matter), '郵便物' (mail items), and '郵便物' (mail items) with their respective rates.

日用便覧—郵便規則と料金

業務用書類 百十グラム毎に二銭
業務用書類(百人用) 五十グラム一銭
見本品(商品見本、標形、標本) 百十グラム毎に二銭
見本品(標本上の標本) 百十グラム毎に二銭

中華民國宛通常郵便料金

Table with columns for '種別' (Category) and '料金' (Rate). Categories include '書状' (Letters), '郵便物' (Mail), '印刷物' (Printed Matter), and '業務用' (Business Use). Rates are listed for '州内' (In-state) and '州外' (Out-of-state) destinations.

小包郵便料金

Table detailing '小包郵便料金' (Small Parcel Post Rates). It lists rates for '同管内' (Same Prefecture), '管内' (Prefecture), and '管内外' (In and Out of Prefecture) for various destinations like '内地' (Mainland), '支那' (China), and '南洋' (South Seas).

外國郵便特殊取扱料金

Table detailing '外國郵便特殊取扱料金' (Special Handling Fees for Foreign Mail). It lists rates for '普通郵便物' (Ordinary Mail) and '小包郵便物' (Small Parcels) to various countries like '米國' (USA), '英領' (British Empire), and '南洋' (South Seas).

日用便覧—郵便規則と料金

Table with columns for '種別' (Category) and '料金' (Rate). Categories include '見本品' (Samples), '印刷物' (Printed Matter), '郵便物' (Mail), and '業務用' (Business Use). Rates are listed for '州内' (In-state) and '州外' (Out-of-state) destinations.

外國宛通常郵便料金

Table detailing '外國宛通常郵便料金' (Standard Post Rates to Foreign Countries). It lists rates for '普通郵便物' (Ordinary Mail) and '小包郵便物' (Small Parcels) to various countries like '米國' (USA), '英領' (British Empire), and '南洋' (South Seas).

滿洲國宛特殊取扱料金

Table detailing '滿洲國宛特殊取扱料金' (Special Handling Fees for Manchuria). It lists rates for '普通郵便物' (Ordinary Mail) and '小包郵便物' (Small Parcels) to various countries like '米國' (USA), '英領' (British Empire), and '南洋' (South Seas).

滿洲旅行案内

旅行の季節

春一四、五、六月は花期新緑。
夏一七月中旬から八月中旬は雨期であるが、内地の梅雨に比して雨量は少く曇山に降したるばかり。
秋一九、十月は紅葉シーズン。
冬一三寒四温冬の滿洲は或意味でほんとの滿洲の姿であり滿洲活氣横溢。鉄道によくスケータチングに上し。

服装 鐵道を離れ奥地深く入る人は別として、沿線主要都市視察の旅行ならば日本内地のそれと選ぶ所なく、特別に携行を要するものはないが、氣候が大陸的で暑期でも夜間は涼氣を覚えることがあるから、腹巻、セーター類の用意があらば申分ない。雨は比較的少いから洋傘よりもレインコートの方が便利で、冬も普通の外套でよい。

携帶品 外國製寫眞機望遠鏡等を携帶する人は海路大連行の場合は神戸又は門司税



市價の十割の輸入税を課せられる。

左記の煙草は自用と認められた場合のみ記載数量だけは免税される。なほ煙草は検査の証明を必ず受けねばならない。

紙幣 五十元 一人に付何れか一枚
紙幣 一百元 一人に付何れか一枚
紙幣 五十元 半ポンド紙幣は各半額とする

右は何れも税關吏の認定であるから、之を定量として主張することが出来ないが、この程度ならば先づ免税として許されてゐる。

砂糖、菓子類 合せて十斤位迄
ロシア餡は 三斤位迄

雜物 絹織物 一反
絹織物 十尺 一人に付何れか一品に限る
絹織物 十尺 一人に付何れか一品に限る

〔注意〕 大連は自由港であるから、舶來品は内地より安いのであるが、必ずしもさうでない場合もあるから、内地の相場と比較して買求められることが安全である。

標準時 滿洲の標準時は内地及び朝鮮時間よりも一時間遅れであるから、海路による旅行者は大連着までの間に、陸路の場合には安東で時計の針を一時間だけ戻さなければならぬ(但し康徳三年中に限る)

〔注意〕 三年勅令二三を以て日滿時差の不便を解消、康徳四年一月一日からすべて同一標準時に據

滿洲旅行案内——主要旅館

關で、陸路朝鮮經由の場合には安東驛内新義州税關出張所で、清津・雄基上陸の場合には上三峯驛又は圖們驛内税關出張所で携帶證明を受けて置かねば歸路課税されることであつたりするから注意肝要である。

要察地帯 左記は要察地帯であるから、寫眞撮影或は描寫には要察司令官の許可を得る必要がある。

大連及びその附近、旅順及びその附近、鴨綠江流域兩側附近。

通貨 従來滿洲に於ける幣制は種々雜多で何等統一がなかつたが、滿洲國成立と同時に著々統制せられたる。

滿鐵幣 日本通貨及び鮮銀紙幣の他に滿洲國幣が漸次實用化されつつあるが、その他現大洋票、小洋錢、大洋錢、銅元、北滿洲及び滿鐵沿線外、日本貨幣及び鮮銀紙幣の流通する場所もあるが、滿洲國幣が便利である。この他に現大洋票、大洋錢(一圓銀貨、各地到處に流通)、小洋錢(五十錢、二十錢、十錢、五錢銀貨にして大洋

錢同様各地に流通す)、銅元(一錢、二錢銅貨にして流通區域大洋錢に同じ)等がある。兩替店 主要換算には兩替店がある。又歸路出國に際しては滿洲貨幣は兩替店で、朝鮮銀行紙幣は大連、釜山の棧橋にある鮮銀の出張所及び雄基、清津に在る同行支店で兩替が必要である。

土産物と税關 税關では旅行に必要な手廻り品以外は課税するのを原則としてゐる。安い珍らしいで買ったが、課税されて高い土産になつた例は澤山ある。

旅客の携帶品は左の區分に依り、税關の検査を受けねばならない。

(イ) 大連から大板驛定期船で門司、神戸に向ふ場合は船中、又大連から近海定期船で長崎、鹿児島に向ふ場合は上陸地の税關で。

(ロ) 大連驛から朝鮮外に向ふ場合は大連驛で。託送手荷物は大連驛手荷物検査所に於て、携帶品中課税品ある場合は同検査所に任意申告を必要とする。

(ハ) この反對の場合は普通店以南の列車中で(酒、煙草に限る)。

(ニ) 滿洲より安東驛經由朝鮮に向ふ又はその反對の場合は安東驛で(携帶品は車内で、託送手荷物は驛ホーム検査所に於て)。

(ホ) 京圖線北起り經由の場合同驛で、京圖線南起り經由の場合には上三峯驛で。

支那 北平、天津、青島、上海

手頃な案内書 南滿洲鐵道旅行案内(滿鐵發行) 沿線各驛同様に沿線各驛發行滿洲支那旅行車時間表(ツーリストビュロー發行) 旅行滿洲(同上) その他各官報滿鐵等發行の各地案内パンフレット等

主要旅館

滿鐵直營洋式並に和式旅館

大連……大連ヤマトホテル

旅順……旅順ヤマトホテル

奉天……奉天ヤマトホテル

新京……新京ヤマトホテル

齊々哈爾濱……齊々哈爾濱ヤマトホテル

撫順……撫順(和)

五龍背……五龍背(和)

滿鐵線

大連……遼東ホテル、ナニワホテル、花屋ホテル、天満屋ホテル、警備ホテル、錦水ホテル、亞細亞ホテル、東郷旅館、鎮西旅館、東洋ホテル、南滿ホテル、東旅館、日本橋ホテル、大連ホテル、春田旅館、三杉旅館等

旅順……旅順ホテル、寶來館、防長旅館

龍岳城……温泉ホテル

營口……清林館、營口ホテル

滿洲旅行案内——主要旅館

湯島子... 對翠閣、玉泉館
鞍山... 近江屋ホテル、扇屋旅館
遼陽... 遼陽ホテル
奉天... 瀋陽館、大星ホテル、大丸旅館、奉天ホテル、王家旅館、瀋陽ホテル、昭和ホテル、平和ホテル、九州館、江の島館、日進館、常盤旅館、撫順... 安順ホテル、筑紫館支店、公主嶺... 公主嶺ホテル、四平街... 植半旅館、鐵嶺... 松花ホテル、新京... 國都ホテル、國際ホテル、中央ホテル、常盤旅館、西村旅館、新京旅館、富士屋旅館、北滿旅館、梅屋旅館、滿蒙旅館、白石旅館、大丸新館、名古屋ホテル、向陽ホテル、旭ホテル、太陽ホテル、國華ホテル、愛國旅館、安東... 日滿ホテル、大和旅館、元寶館、富久壽美ホテル、安東ホテル、日出旅館、赤心閣、奉天... 大虎山、大虎山ホテル、瀋陽... 瀋陽ホテル、角福旅館、錦州... 錦州ホテル、遼西ホテル、建國ホテル、協和旅館、昭和ホテル、奉天... 入城館、山海關... 東洋館、山海ホテル、大和館、

日本館、昭和館
口北齋子... 朝日館、富士屋
北票... 大同ホテル、北票ホテル、東洋ホテル
朝陽... 都ホテル
通遼... (大遼線)... 通遼ホテル
平齊線
鄭家屯... 鄭家屯ホテル
洮南... 南滿旅館、萬國旅館
齊北線
齊々哈爾... 齊々哈爾ホテル、日の丸旅館、朝日旅館、龍沙旅館、東洋旅館
北安... 大同旅館、北安ホテル
京圖線
吉林... 名古屋ホテル、日清ホテル、東京旅館
敦化... 大正旅館、都旅館、富士屋、國門... 柳屋、松本屋、佐賀屋、鶴城、富士屋、博多屋、かめや、國門館、千歲、城崎
北鮮線
雄基... 大和旅館、博多屋旅館
上三條... 佐藤旅館
會寧... 會寧館
清津... 國際ホテル、鶴林館、清津館、昌平館

羅津... 草島旅館、羅津ホテル
北滿線
哈爾濱... 北滿ホテル、名古屋ホテル、東洋ホテル、亞細亞ホテル、ナシヨナルホテル、中央ホテル、榮屋ホテル、鶴屋旅館
昂々溪... 昂榮館、小林旅館、滿蒙旅館
滿洲里... 日本ホテル、大正旅館
その他... (北平) 扶松館、日清ホテル、石田館、天津 常盤ホテル、大和ホテル、松島館
(青島) 松茂里旅館
(註) 上記純日本人向き旅館の他に各主要都市には純支那人向き飯店、純歐人向きホテルがある。日本人向き旅館の標記をこれらを利用するの事も一興であらう。
單獨宿泊料
洋式... ヤマトホテルその他洋式ホテル室料 一人室一日金三圓以上、ホテル食堂食事料朝一圓五十錢、夜二圓、晚二圓五十錢見當
和式... 一泊二食付凡そ六圓以上、五圓、四圓等。滿鐵沿線各旅館は茶代總額停止その他主要地主要旅館も亦大體停止、女中その他使用人へサービス料として宿料支拂額の一割乃至二割。

團體宿泊料

Table with columns for 團體別 (School, University, etc.), 宿泊 (Accommodation), 食事料 (Food), 送迎料 (Transfer). Lists rates for various groups like 小學校, 中等學校, 高等學校, etc.

連絡船は滿鐵超特急あじあ(大連哈爾濱間)に接続... 近海郵船經由 鹿兒島、長崎と大連間を結び西南九州方面との連絡に便。使用船は千歳丸、淡路丸、兩三千噸船。五日目毎に鹿兒島、長崎、大連相互發着。運賃低廉。朝鮮經由 (イ) 毎日朝夕二回下關釜山間を鐵道省直營の連絡船が通ひ相互到着地に於て夫々急行列車に接続。近來スピードアップの結果果東京、新京又は大連間は從來より十數時間の所要時間短縮となり日滿兩國交通政策上一大エポックをつくつた。(ロ) 敦賀、清津及び新潟、雄基間直通船路は兩者共月三回往復就航。飛行機 毎日東京、大連間相互發着(但し日曜日東京發休航大阪大連間、日曜日大連發休航) 鐵道旅客運賃 國有線(國營)

連絡鐵道 滿鐵線と國有線及びその他との接続線及び線名は左の通りである。奉天... 奉天線にて山海關、北平方面へ。同... 奉天線にて朝陽、吉林方面へ。同... 奉天線にて鄭家屯、遼南、齊々哈爾、滿洲里、歐州方面へ。新京... 北滿線にて哈爾濱、滿洲里、歐州又はは連里方面へ。同... 京圖線にて吉林、敦化、朝鮮方面へ。金州... 金州線にて貔子窩、城子隴方面へ。橋内食堂 左の各線には食堂の設備があつて、手軽な食事が出来る。滿鐵線... 大連、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、昌圖、四平街、公主嶺、新京、安東。國有線... 奉天總站、齊々哈爾、吉林、國門。辨當發賣所 滿鐵線... 金州、瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、昌圖、四平街、公主嶺、橋頭、鶴冠山、安東。辨當一箇四十錢、茶一箇七錢。旅費及び諸費用 割引乗車船券

大阪商船經由

毎日或は隔日に神戸、門司(下關)と大連相互間發着。扶桑丸、吉林丸、熱河丸、うすり丸、うらる丸、ばいかる丸、はるびん丸、あめりか丸、まあとる丸、たこま丸等五千噸乃至八千噸の大型汽船。この日滿

滿洲旅行案内——旅行徑路、旅費及び諸費用 五八五

工場設備全滿第一

アジアビール

亞細亞麥酒株式會社

本社及工場 奉天市西區南五路一二一六
大阪事務所 大阪市東區高麗橋二丁目野村ビル内

フオード特約販賣店



株式會社 滿洲モーターズ

大連市秋月町四番地

電話四・〇一五五番

支店
奉天千代田通三八
新京八島通三二
哈爾濱埠頭區新城大街五

奉天浪速通り

寺島寫真館

電話三二七七番

奉天春日町二番地

櫻正宗

山邑酒造株式會社
奉天支店

電話 一四二七六五番
五四六八番

奉天市内「黄バス」

滿洲自動車運輸株式會社

代表取締役 武田次七
同 岩崎榮二

土木建築請負業



吉川組

代表 永吉由藏

常夏の國
台灣の風味



キノンの黒生
おいしいフルーツ
珍味タイワン料理
附屬食堂

パイン、マンゴー、バナナ、オレンジ、
イチゴ、リンゴ、ミカン、その他
熱帯果物、茶葉、生花

レソ街
台灣産物
バス跡

電話(三)九九三番

銘酒 菊正宗

サツポロビール



大連盛進商行

大連市山縣通五七
電話(2)五四七七・(2)八七六〇番

新 京

滿洲火柴公賣承辦處

長春洋火工廠
寶山燐寸工場
吉林燐寸株式會社
日清燐寸株式會社

新京特別市臨河街



滿洲煙草股份有限公司

董事長 長谷川太郎 吉
專務董事 中島三代 彦

關 東 軍
南滿洲鐵道株式會社
御 指 定

奉 天 瀋 陽 館

電話代表 四七一七番
館主 田實大次郎

特に團體客の設備完備

特 許 秘 密 嚴 守

意 匠 迅 速 正 確

商 標 出 願 抵 觸

無料相談部・案内書欣呈

山本特許事務所

奉天浪速通二八都ビル二〇七號

電 〔三〕六〇一六九

奉天永代町二番地



滿洲製糖股份有限公司

電話五一四六・二二八〇番

東京市麴町區丸ノ内二丁目(昭和ビル)

事務所

哈爾濱市 濱事務所

奉天市西區南五路四十七番地



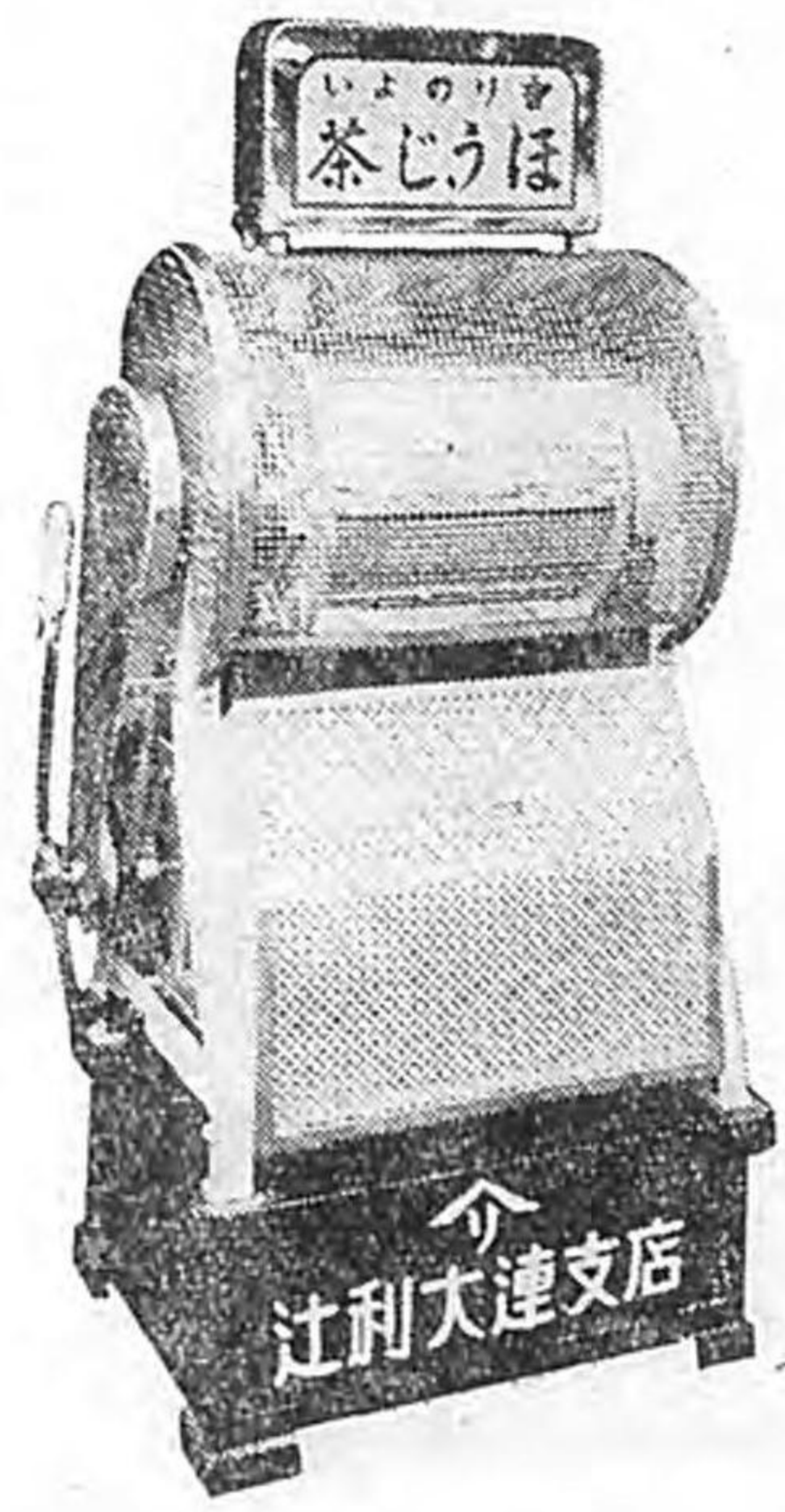
奉天工業土地股份有限公司

(奉天工業土地株式會社)

電話 長三〇七七一
七八六四四番

香り高い焙立の ほうじ茶

宇治茶



大連市浪速町

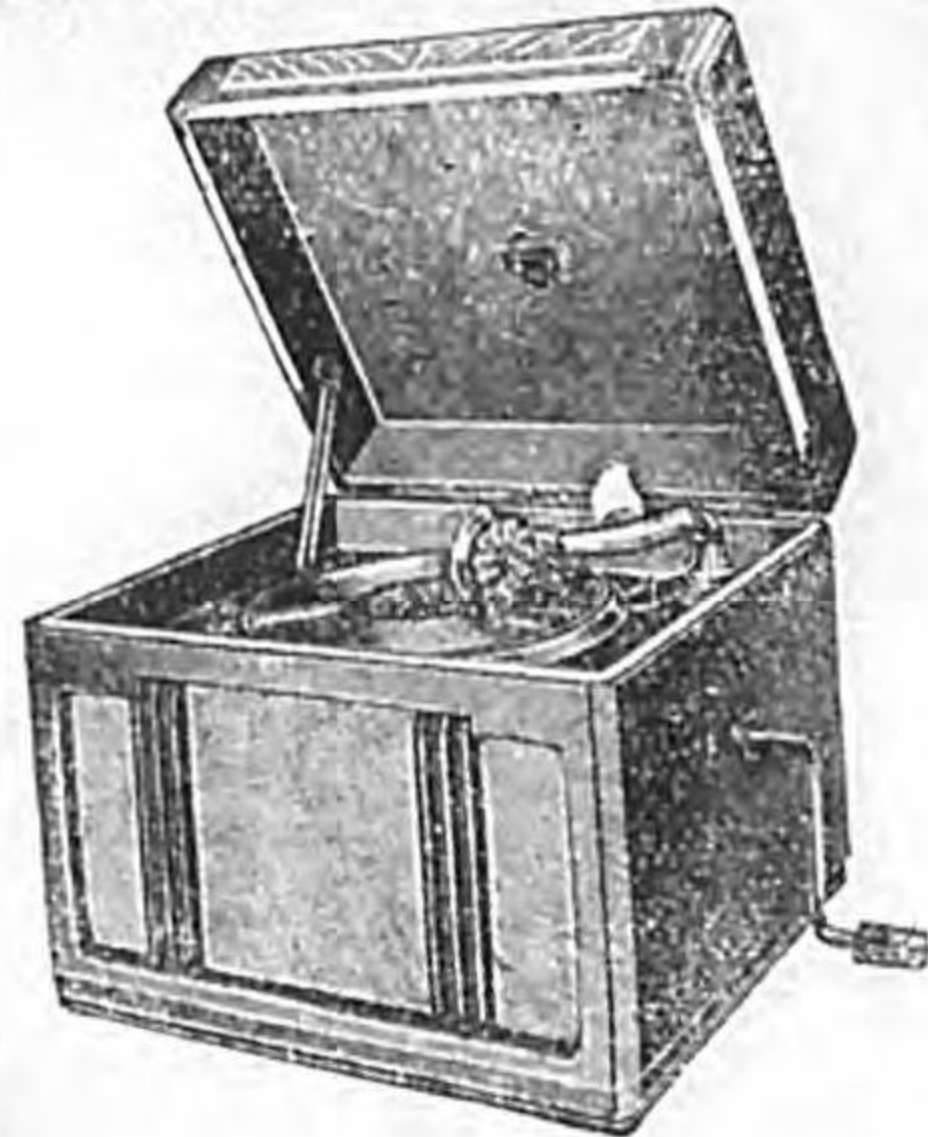
辻利大連支店

電話(2)三三八七・(2)四七七六

本店 山城宇治

ポドリロード蓄音器 ポドリロードコーン

¥ 30.00
NP-30



¥ 45.00
SP-45



京新一天奉一連大一成京一岡福一幌札一屋古名一阪大一京東
社 會 式 株 賣 販 ル ー ド リ ボ 本 日

時計・宝石
無税大連限

時計及貴金屬

大連浪連三丁目
行洋近口
三七六六・二電



カメラ機能の粹を蒐めた

エクザクタ B 型

ベスト型

ピンボケの心配もなければ、頭の切れる懸念もなく、ピントグラスの上に、焦点の深さ、明るさ、露像の大いさ、構図等をそのまゝ見ながら、最もよい瞬間を敏捷に捉へ得る、萬能小型カメラは、獨りエクザクタあるのみです。
又焦点距離を異にする各種のレンズを希望に応じて交換することも出来ます。

テッサ F 二・八 ¥ 二五五〇〇
 定價 同 F 三・五 ¥ 三〇〇〇〇
 ケース ¥ 六〇〇
 (大連定價)

大連市 佐野洋行 電話本局(二)四六〇一番
 大山通 振替大連一五二〇番

キー印コーヒー
 キー印コ、ア 各 罐 詰
 キー印紅茶
 キー印コーヒ 各 シ ロ ッ プ
 コレトヨ
 キー印紅茶
 ワーヤン印コーヒシロップ
 乳酸飲料ラクトス
 製造發賣元
 ブルーボン ド紅茶全滿總代理店
 各國産珈琲直輸入商

木村コーヒ店

奉天出張所

奉天浪速通り五
 電二九二三番

大連支店

大連市山縣通り三八
 電(二)三八七九
 小夫部 大連市大山通電報局
 電(二)三七一

新京出張所

新京親町三丁目七番地
 電話四三七八

本店 横濱市中區吉田町五十八
 支店 東京、名古屋、京都、大
 阪、福岡、京城

天下一品一家壘

ライントイ

跳んだだ
跳んだだ
三段跳
日本一
東洋一
世界一
ライント
優勝!!!
が



(大盛小盛各種...
全国の文具店にあり)

本館 篠崎インキ製造株式会社

鐵道總局

奉天鐵道事務所	大連鐵道事務所	北鮮鐵道管理局	牡丹江鐵路局	齊々哈爾鐵路局	哈爾濱鐵路局	吉林鐵路局	錦縣鐵路局
---------	---------	---------	--------	---------	--------	-------	-------

最最最

分類 P 456 登録番號 2785

菊 州 舟 鱈

和 不 舟

分類 P 456 登録番號 2786
184 2785

東亞研究所藏書

キ
リ
ゴ
ロ
ム



ル ー ビ サアエ
ホサビ
ロヒス

油 醬 ン マ ー コ ツ キ

元 捌 賣 手 一

通 部 監 市 連 大

店 支 連 大 社 會 名 合 納 嘉

入
本

南
滿
洲
鐵
道
會
社

